

平成 28 年度 大学機関別認証評価  
自 己 点 検 評 価 書  
[日本高等教育評価機構]

平成 28(2016)年 6 月  
高崎商科大学

1



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	15
基準 3 経営・管理と財務	61
基準 4 自己点検・評価	82
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	88
基準 A 社会連携	88
基準 B 海外活動	95
V. エビデンス集一覧	98
エビデンス集（データ編）一覧	98
エビデンス集（資料編）一覧	99



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 高崎商科大学の建学の精神・大学の基本理念

本学を設置する学校法人高崎商科大学は、今年(平成28年)、創立110周年となる。高崎商科大学の建学の精神は、本学園創立以来の「自主・自立」である。本学はこの建学の精神に立脚し、「実学重視」「人間尊重」「未来創造」を教育理念に、広く深い教養を培い人格の陶冶に努めながら専門的な教育を行い、経済社会・産業界の興隆ならびに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成することを目指している。

地元産業界をはじめ広く社会において活躍することのできる人材を養成するためには、人間尊重の理念のもとに実学すなわち実務的専門教育を行わなければならないと考える。社会の発展に貢献することのできる人材の育成は、専門的教育にのみ傾斜することのない全人的な教育を行うことが肝要である。

### 2. 本学の使命・目的

建学の精神に基づいて、「実学重視」は、グローバル化・情報化・高度化の進む社会の多様なニーズに対応し、商学に関する専門的教育によって高度な知識や実務的能力を養成し、21世紀社会を担う経済・産業界のリーダーを育成することを教育目的としている。「人間尊重」は、自由闊達な学風のもとに深い教養と総合的な判断力を養い、「自主・自立」の精神と人間力を身に付けた人材を育成することを狙いとしている。また「未来創造」は、高度な専門教育と人間性の陶冶を結びつけて、一人ひとりが自己の能力を伸ばし未来を創造的に切り開く力を練成することを意味している。すなわち、専門教育と人間教育が相まってこそ、学ぶ者に高度な専門性を発揮しつつ未来を創造的に切り開くという真の力が備わるのである。

このような人材育成の目標を掲げる本学商学部商学科(平成22年4月から流通情報学部流通情報学科より名称変更)の研究においては、社会の高度情報化・グローバル化の急速な進展を踏まえた現代の商学—流通・マーケティング、経営・会計、観光まちづくり等の領域に重点をおいた研究を推進すること、また、その成果を産業社会・地域の発展・活性化のために還元することの重要性が増してきている。そうした研究の進展は商学の新しい学的発展・体系化に大いに裨益することとなる。

ところで近年、国内外にわたる情報ネットワークの発達の中で、流通システム化・流通革新がめざましい勢いで進行してきた。こうした社会の構造変化に対応する人材育成と研究を行う本学の使命に対する社会の要請と期待が高まってきた中、平成18(2006)年4月より、大学院(修士課程)流通システム研究科流通システム専攻がスタートした。

その後、学部名称が「商学部」に変更されたことを受けて、大学院の「流通システム研究科流通システム専攻」も、平成23年度より「商学研究科商学専攻」に変更になった。平成25年度になり商学部の教育・研究との整合性を高めるために、研究科のカリキュラム改革を行い、名実ともに6年間の一貫教育が可能な体制となった。

今年4月には、「商学科」を再編し新しい学科—「経営学科」・「会計学科」の2学科設置申請を文部科学省に行う予定である。

### 3. 個性・特色

本学は商業都市高崎に位置している。高崎市は古くから関東・上越・信越をつなぐ交通の要衝として栄え、今日では準首都圏の枢要な地位を占めている。いわゆる「平成の大合併」により高崎市は群馬県下最大規模の中核都市となった。

本学は、1学部（商学部）1学科（商学科）で構成される収容定員800人の小規模校であり、地元群馬県からの入学生が70%超える地域に根ざした大学である。

本学はその課せられた使命を果たす上で絶好の位置にあつて、地域社会との緊密な連携も特色の1つとして商学系の特性を十分に発揮することができる。平成21（2009）年度から、これまで以上に地域貢献活動等を推進するため、国際・地域交流委員会を発展させた組織として「高崎商科大学国際・地域交流センター」を設置した。

この設置によって、地元で信頼される「地域密着型の大学」を目指していることがより鮮明になり、近隣の小中学校や公民館、道の駅、鉄道会社、行政、地元住民との交流・連携が一段と進むようになった。こうした実績が、平成25（2013）年度、県内で唯一、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」（大学COC事業）の採択にも繋がることになった。この採択を受けて、大学の「国際・地域交流センター」は「高崎商科大学コミュニティ・パートナーシップ・センター」に発展的に改組された。現在、地域活動拠点として、地元高崎市に「山名拠点」を設け、富岡市には「富岡サテライト」を設置して、地域貢献活動を行っている。本学も連携してきた富岡製糸場が平成26年6月に世界遺産に登録され、富岡市との連携事業は新たな発展段階を迎えた。8月には、富岡市さらに高崎市との間で、地域連携事業に関して包括的協定を締結、平成27年になり下仁田町（甘楽郡）とも協定を締結した。民間企業としては、同じ時期に本学もその沿線に位置する上信線を運行する上信電鉄と包括協定を結び、JR東日本（高崎駅）とも協力関係を構築した。

さらに、平成27年秋には「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に参加校として加わることになり、新たに地元を代表する金融機関—高崎信用金庫、しのみ信用金庫とも包括的連携協定を結んだ。

また、少人数教育も本学の特色の一つであり、小規模校として学習支援から学生生活、就職支援まで、学生一人ひとりにきめ細かく対応する「面倒見の良い、学生主役の大学」を目指している。こうした指導体制のもとに、就職率は経済環境・雇用情勢の変化を問わず毎年度安定して95%程度を達成してきている。さらに、平成25年度以降は日商簿記1級や「税理士試験」に科目合格する学生が多数にのぼるようになり、平成26年度は「公認会計士試験」（短答式）合格者、公立校教員採用試験、県庁や地元市役所の現役合格者も輩出した。27年度には待望の「公認会計士試験」（論文式）の現役合格者も誕生した。公認会計士の大学生現役合格は、群馬県内初の壮挙である。

平成25年度からは、本学の簿記会計教育の特性を活かして、全国の商業高校との間で「高大連携・接続事業」を開始した。平成28年5月現在、全国の32校の商業系高校及び3つの団体（岐阜県・鹿児島県・埼玉県）と高大連携協定（Haul-Aプロジェクト）を取り結んでいる。これは7年間の高大接続教育をめざすものであり、本学のもう一つの大きな特色となっている。

本学は、地域社会をはじめ広く現代産業社会の要請に応えながら自らの存在意義を高

めていくこととなる。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

明治39 (1906)	年4月8日	私立裁縫女学校、高崎市柳川町2番地に創立
明治40 (1907)	年3月9日	私立佐藤縫製女学校と改称
明治42 (1909)	年6月1日	本科、師範科、専修科、研究科を設置
明治44 (1911)	年4月1日	師範科卒業生に無試験検定による小学校専科正教員の資格を与えられる
昭和18 (1943)	年4月1日	財団法人に組織変更、佐藤高等技芸女学校（甲種実業学校）と改称、校舎を現在地の大橋町237番地に移転
昭和23 (1948)	年4月1日	学校教育法による高等学校となり、佐藤技芸高等学校と改称家庭科を設置
昭和25 (1950)	年2月1日	校名を高崎技芸高等学校と改称
昭和26 (1951)	年3月1日	財団法人から学校法人に組織変更
昭和36 (1961)	年6月1日	佐藤学園高等学校と校名変更
昭和43 (1968)	年4月1日	佐藤学園高等学校附属幼稚園開園
昭和62 (1987)	年12月23日	学校法人名を佐藤学園から高崎佐藤学園に変更 高崎商科短期大学設置認可
昭和63 (1988)	年4月1日	高崎商科短期大学商学科開学
平成4 (1992)	年12月21日	高崎商科短期大学に秘書科増設認可
平成5 (1993)	年4月1日	秘書科開学
平成12 (2000)	年12月21日	高崎商科大学設置認可
平成13 (2001)	年4月1日	高崎商科大学流通情報学部流通情報学科開学 短期大学の名称を高崎商科大学短期大学部に変更し、 秘書科を現代ビジネス学科に名称変更
平成17 (2005)	年12月5日	高崎商科大学大学院流通システム研究科設置認可
平成18 (2006)	年4月1日	高崎商科大学大学院流通システム研究科開学
平成20 (2008)	年8月1日	学校法人名を高崎佐藤学園から高崎商科大学に変更
平成22 (2010)	年4月1日	高崎商科大学流通情報学部流通情報学科を商学部商学科に名称変更
平成23 (2011)	年4月1日	高崎商科大学大学院流通システム研究科を商学研究科に名称変更



## 2. 本学の現況（平成28年5月1日現在）

- ・ 大学名 高崎商科大学
- ・ 所在地 群馬県高崎市根小屋町 741 番地
- ・ 学部構成 大学院 商学研究科  
商学部 商学科

## ・ 学生数、教員数、職員数

## ・ 学部学生数（平成28年5月1日現在）

学 部	学 科	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	在籍学 生総数	在籍学生数内訳			
						1年次	2年次	3年次	4年次
商学部	商学科	195	(3年次)10	800	642	162	158	167	155
流通情報学部	流通情報学科		—			—	—	—	

※平成22年4月より流通情報学部流通情報学科を商学部商学科に名称変更

## ・ 大学院学生数（平成28年5月1日現在）

研 究 科	専 攻	入学 定員	収容 定員	在籍学 生総数	在籍学生数内訳	
					1年次	2年次
商学研究科	商学専攻	5	10	7	3	4

## ・ 教員数（平成28年5月1日現在）

学部・学科、研究科・専攻		専任教員数				助手	兼 任 教員数
		教 授	准教授	講 師	計		
商学部	商学科	16	8	3	27	0	37
商学研究科	商学専攻	(9)	(4)	(2)	(15)	0	(6)
合 計		16	16	8	3	27	0

※ 大学院研究科の専任教員数及び兼任教員数の（ ）内は、学部の専任教員及び兼任教員が兼務の数

## ・ 職員数（平成28年5月1日現在）

専任職員	嘱託職員	パート職員	派遣	合計
31	0	5	4	40

※ 各職員数は、法人、大学・短大職員合計

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 《1-1 の視点》

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、平成 13 (2001) 年 4 月に高崎商科大学として建学された。建学に際しては、前身の高崎商科短期大学の建学の精神を継承しながら、「実学重視」「人間尊重」に加え新たに「未来創造」を教育理念に掲げ、未来志向の全人教育を目指してきている。

建学の精神に基づく教育理念を明確に示し具体的に実行するために、以下の通り本学の使命・目的を明示している。

###### 1) 高崎商科大学学則

- ・その第 1 条及び第 2 条において、教育基本法・学校教育法に則って、建学の精神に基づいた本学の使命と目的を明記している。
- ・第 6 条では、商学部としての人材養成・教育目的をさらに明確に示している。

###### 2) 『学生便覧』(2016 年度)

- ・学生の便に供する便覧では建学の精神及び教育理念を明記しつつ、これを 3 つのポリシー「アドミッションポリシー」「カリキュラムポリシー」「ディプロマポリシー」に明文化している。さらに教育目的について、学生の学修に目的意識を持たせるべく履修コースごとに人材育成の方針として明瞭にかつ具体的に記述している。

###### 3) 大学ホームページ・大学入学案内

- ・「ホームページ」において、受験生をはじめ外部の閲覧者に対しても、本学の建学の精神、教育理念及び人材育成の目的を分かり易く具体的に明示している。
- ・「大学入学案内」では、建学の精神とともに教育目的にしたがって「アドミッションポリシー」を提示しながら、人材育成の具体的な内容をビジュアルな手法も駆使して分かり易く示している。

###### 4) その他

- ・建学の精神、教育理念をキャンパスの目に付き易い場所に掲げ、あるいはまた各種の学内外広報媒体等において明示し周知に努めている。

##### 1-1-② 簡潔な文章化

本学ホームページにおいても「建学の精神・教育理念」「学長メッセージ」として、本学の教育の特長を分かり易く簡潔に述べている。

この他、入学案内のみならず企業向けパンフレットなどにおいても簡潔に説明してきている。また、オープンキャンパスや保護者会、合同企業説明会、入学式・卒業式などあらゆる機会を捉えて、口頭でも簡潔に言及し本学の教育成果・実績にいかに関がっているかを説明している。

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神・教育理念と目的及び行動規範は、学則・ホームページなどで明示している通りだが、今後よりいっそう内外に周知する努力を続けていく。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

### 《1-2 の視点》

#### 1-2-① 個性・特色の明示

#### 1-2-② 法令への適合

#### 1-2-③ 変化への対応

### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 個性・特色の明示

本学は、建学の精神に立脚し自立した職業人として活躍できる専門的な知識・スキルを身に付け人間力を磨くことをめざす「実学重視」の教育と「人間尊重」の教育を特色としている。その具体的な取り組みは以下の通りである。

#### 1) キャリア教育・キャリア支援

卒業後の進路について、本学ではキャリアサポート室において、1年次より各種講座や個別面談・相談コーナーなどを通してきめ細かく徹底したキャリア支援、就職支援の活動を行っているが、こうした支援活動はカリキュラムとも緊密に連携している。

学部教育の1年次には「キャリアデザインⅠ」（半期）、2年次に「キャリアデザインⅡ」（通年）、3年次「キャリアデザインⅢ」（半期）を必修として配置し、キャリア意識の醸成、自己の将来像の展望・形成などに努めている。

また、各履修コース共通の必修・選択科目として「地域創造」（1年・半期・必修）「群馬の歴史と文化」（2年・半期・必修）に加え、「キャリア形成論」（1年・半期）「生涯学習論」（2年・半期）「インターンシップ」（3年）などにより地元の産業・企業の特徴や地域活性化の課題・展望、歴史や人々の暮らしなどを身近に実践的に学ぶ機会も設けている。

また、ゼミナール形式（通年・必修）では「教養演習Ⅰ」（1年）「教養演習Ⅱ」（2年）、「専門演習Ⅰ」（3年）「専門演習Ⅱ」（4年）の各学年の演習において、担当指導

教員が学生個々に「自己発展評価シート」（「未来創造プラン」と称する）を毎学期作成させ、キャリア形成に資するように指導を行っている。

## 2) 地域連携活動による人材の育成

本学は地元からの入学者が多く、地元根ざした「地域密着型の大学」を標榜しており、地域連携活動を通じた人材の育成は、本学の大きな特色のひとつである。

開学以来、地域社会の発展に貢献できる有為な人材の育成に努めてきた実績のもとに、本学は、平成 25（2013）年度、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」（大学COC事業）に採択にされた。

それとともに、「国際・地域交流センター」は「コミュニティ・パートナーシップ・センター」（CPC と略称）に発展的に改組され、本学の教育・研究はより地域志向となり地域貢献のレベルが格段に高まっている。昨年はまた「地方創生推進事業」（COCプラス）も加わった。

学生たちは、これまで以上に、学内から学外に飛び出して地域のなかで、地域の人々と交流、コミュニケーションを図り実践的にも学ぶことで、建学の「自主・自立」の精神をしっかりと身に付けることができるようになってきている。

学生たちの地域における学びの場は、近隣の小中学校や街中、道の駅、鉄道とその沿線地域、とくに平成 26（2014）年 6 月に世界文化遺産登録の決定した富岡製糸場とその周辺地域、さらには下仁田町に至るまで広く豊富に存在している。富岡市内には CPC の地域活動拠点として、富岡市の支援協力により「富岡サテライト」を商店街に確保し、高崎市内でも本学所在の地元と同じような活動拠点を設けている。

このように、フィールド教育、アクティブラーニングを外へ展開していくことで「人づくり」が「まちづくり」「地域づくり」に繋がっていることを強く実感、地域連携活動の重要性を再認識している。

## 3) PCD プログラムによる学部教育の高揚

本学では、実学教育・人間教育のさらなる成果の高揚をめざして、難関の資格取得や検定・採用試験合格をめざす学生のために「次世代型Wスクール」として、学内に「資格考房」PCD プログラムを導入した。PCD とは「プロフェッショナル・キャリア・デベロップメント」の略称である。

これは「会計士・税理士プログラム」「公務員プログラム」からなる。それぞれに「公認会計士」や公務員といった特定の目標を目指す学生のキャリア形成支援を強力に推進するものである。

まだ開設して間がないが、とくに「会計士・税理士プログラム」は顕著な合格実績を上げるようになってきている。大学卒業レベルと言われる日商簿記 1 級や全経上級、税理士科目である簿記論、財務諸表論などに合格する者が継続的に多数現れるようになり、平成 26 年度には「公認会計士試験（短答式）」に 4 名が合格した。そして、27 年度には、公認会計士試験（短答式）に 2 名、公認会計士試験（論文式）にも現役学生 1 名が合格、これは本学開学以来の快挙である。「公務員プログラム」においても、26 年度は県庁（群馬県）や地元市役所（高崎市）に合格者を出すことができた。27 年度

は、連携協定を締結した下仁田町役場にも1名が内定した。

「会計士・税理士プログラム」は、本学の取り組む「ホール（Haul）Aプロジェクト」とも関連が深い。ホールAプロジェクトは、本学と商業高校が連携して将来の職業会計人を養成する7年間の一貫教育システムである。これも平成25（2013）年度から本格的に開始したものであるが、提携高校が北海道から九州・鹿児島県に至るまで、すでに全国30校を超える状況（平成28年5月現在32校、他3団体）となっており、ホールAプロジェクト校の学習者が本学のPCDプログラムを希望して多く入学してくるようになってきた。

以上、キャリア教育・キャリア支援、地域連携活動による人材の育成、PCDプログラムによる学部教育の高揚の3点については、「実学重視」と「人間尊重」の理念に沿って推進されており、本学の個性としてホームページや大学広報誌等により明示され、広く周知されている。

### 1-2-② 法令への適合

本学は、「教育基本法」「学校教育法」並びに「私立学校法」を遵守し、建学の精神に基づく教育理念及び使命・目的を達成できるように適切に学則を定め、教育・研究さらに地域貢献活動を行っている。

### 1-2-③ 変化への対応

建学の精神である「自主・自立」及び教育理念の「実学重視」「人間尊重」「未来創造」は、不易流行の観点からするとほぼ「不易の信条」であるが、その具現化をはかるカリキュラム、履修のコースについては「社会情勢の流行」への適合を求めているかなければならない。そうでなければ、高等教育機関として社会の人材要請に応えることができず、自らの使命を果たすことができなくなる。

これまで学部名称も本学発足当初の「流通情報学部流通情報学科」は社会情勢の変化を受けて9年目の平成22（2010）年度に「商学部商学科」に変更されたし、大学院の場合は翌年度に「流通システム研究科」から「商学研究科」に名称変更になった。

さらに、学部の履修コースについては、平成27（2015）年度より、それまでの「流通・マーケティングコース」「情報・eビジネスコース」「経営・経済コース」「会計・金融コース」「観光・ホスピタリティコース」「地域・国際・キャリアコース」の6コースから、「観光・ホスピタリティ」「地域・国際・キャリア」の2コースを統合して「観光まちづくりコース」に変更、5コースに改編された。

これは、先に触れたように、本学がこれまでの地域貢献活動の実績を踏まえて申請した文科省の大学COC事業に選定されたことを受けて、「地域密着型大学」としてさらに地域交流・貢献活動を推進する狙いのもとに、まちづくりが人づくりであることを反映させようとするものである。今後も、こうしたコースの改編に伴い、学部教育全般に亘ってカリキュラムについても社会の要請に的確に応じることのできるように迅速かつタイムリーに変更・改革していくこととしている。

平成26年度には大学の中期計画を策定した。これは今後5年間の将来を見据えた、本学の方向性と大学運営を示すものである。当該計画についても、毎年、社会情勢を

ウォッチしながら方向性の確認及び修正を行い、変化への対応を行っていく。平成 29 年度からは、商学部・商学科より商学部「経営学科」・「会計学科」へ改編する予定である。

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神及び教育使命・目的は、現状において変わることはないし堅持していく。今後とも本学設置の趣旨を貫きながら、時代や社会の変容に対応した内容をカリキュラムや履修コースに盛り込んでいき、それをホームページへの積極的な掲載や大学ポータルサイトへの掲載、大学広報誌への掲載等によりわかり易い表現で内外に明示していく。

現代社会では産業構造や企業経営のあり方がグローバリゼーションのなかで激しい変化を余儀なくされており、ますます高度で多元的な視点に立つ総合的な問題解決能力を有する人材が要請されるようになっていく。こうした社会・地域の人材要請に、広く地域社会の人々とコミュニケーションを図りながら、地域課題に実践的に取り組むことのできるように、教職員の意識改革を徹底し従来型の受身的教育法を脱して引き続きアクティブな教育体制をしっかりと構築していく。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

### 《1-3 の視点》

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-3-② 学内外への周知

#### 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### (1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

### (2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

理事会は学長を理事メンバーに加えて、教学サイドの大学と理事長・理事との間で率直な意見の交換ができています。

また、大学協議会（月 1 回開催）においては、学長、学部長、研究科長、学生部長、各センター長、学長室長、副理事長、事務局長などの役職者が大学・大学院、併設の短大部について現状の把握に努め、中長期計画についても意見の交換、意思疎通を図っている。

本学の教育・研究目的を効果的に遂行していくために、学内の全教職員に対して、メディアセンター、経理研究所、学生生活・学習支援センター、コミュニティ・パートナーシップ・センター（CPC）、教務委員会、学生委員会、入試・広報委員会、就職委員会、FD 推進委員会などの各合議体が設置され、有効に機能している。これらの合議体には、全ての教職員が 1 つ以上所属し、大学の円滑な運営に努めている。

新任の教職員に対しても、非常勤講師なども含めて毎年度着任早々に、FD・SD研修を含むガイダンスを実施し、本学の建学の精神及び教育の使命・目的の理解・周知を徹底している。

### 1-3-② 学内外への周知

本学は大学入学案内やグリーンキャンパス（本学広報誌）、企業向け・保護者向けパンフレットなどを学内外に配布、建学の精神とそれに基づく大学の使命、教育理念・目的の周知を広く行っている。

また、大学のホームページを通じて、大学の使命、教育目的を適切に明示し周知を図っている。学生には主に『学生便覧』や学内の特定の掲示版に明記し周知している。

### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学では「中長期計画策定会議」を設置している。現在、「中長期計画（平成27年～31年度：5か年）」を策定している。この中長期計画において、大学の進むべき基本方向を、建学の精神及び教育理念・目的を踏まえて、その具現化を図る「教育ブランド・独自力の確立」と定めた。

そして、「教育ブランド・独自力の確立」をめざし、2016年の学園創立110周年を含む今後5年間を視野に基本方針・目標を立てた。一つは、現行のPCDプログラム及びHaul-Aプロジェクトの改善であり、高大連携を強化しつつ公認会計士育成や公務員養成に注力しさらに成果を上げていく。これとも関連するが二つ目は、現在の商学部1学科から2学科を目指すとともに、新しい学部の設置を目指す。当面は、既述のように平成29年度から商学部商学科より商学部「経営学科」・「会計学科」の2学科設置を目指すことにする。三つ目は学生の学習・生活環境を改善することであり、学生ホール、自習室、アクティブラーニング室などを収容する新校舎を建設する。このような中長期的な取り組みは、教職員の意識改革を促しながら本学の持続的な発展に資する。

また、本学は現在、文科省の大学COC事業、さらにはそのプラス事業(参加校)に選定され、地域における「地（知）の拠点大学」として地域貢献活動を行っているが、これについても、文科省の補助事業終了後もCPCを中核組織に中長期的な観点に立って引き続き地元自治体・企業等と連携、推進していくこととしており、平成27年度新たに「COC運営委員会」を設置し組織体制を強化することとした。平成26年以降、高崎市、富岡市、下仁田町などの自治体や民間鉄道会社の上信電鉄、さらには地元金融機関などと良好な協力連携体制を確立していることは、地域貢献活動の強固な持続性を保証するものである。

### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の社会的使命及び教育目的を達成するために、学部学科・大学院研究科に係る教育研究組織を設置している。

それは①学生生活・学習支援センター ②メディアセンター ③コミュニティ・パー

トナーシップ・センター（CPC）④経理研究所などである。

①の学生生活・学習支援センターは「高崎商科大学学生生活・学習支援センター規程」に基づいて設置されており、学生生活の支援、学習活動の支援及び学習効果の高揚に役立つ活動を目的に掲げている。センターが規定される目的に沿って行う業務は学生相談、学修計画立案相談、学習方法の指導、資格取得の助言、学生の社会的スキルやコミュニケーションスキル学習の促進を図る活動と多岐に亘っており、本学が学則に掲げる「広く深い教養と人格の陶冶」に努める上で必要となる学生支援全般を行う組織として機能している。

②のメディアセンターは「高崎商科大学メディアセンター規程」に基づいて設置されており、情報や語学における教育システム及び図書館の管理運営を担当し、学生に対する教育の支援、学生の調査研究の支援等を目的に掲げている。センターが規定される目的に沿って行う業務は情報教育施設の利用に関する事、図書館資料に関する事、図書館の利用に関する事、紀要の作成に関する事となっている。当該センターは学生の学習を円滑に進め、常に安定した学習環境を提供するため、前述の諸業務を行っている。また教員の研究活動を活発化させ、常に新しい教育内容を提供し、その研究成果を広く周知することによって地域振興に資するため、紀要の発刊等を行っている。

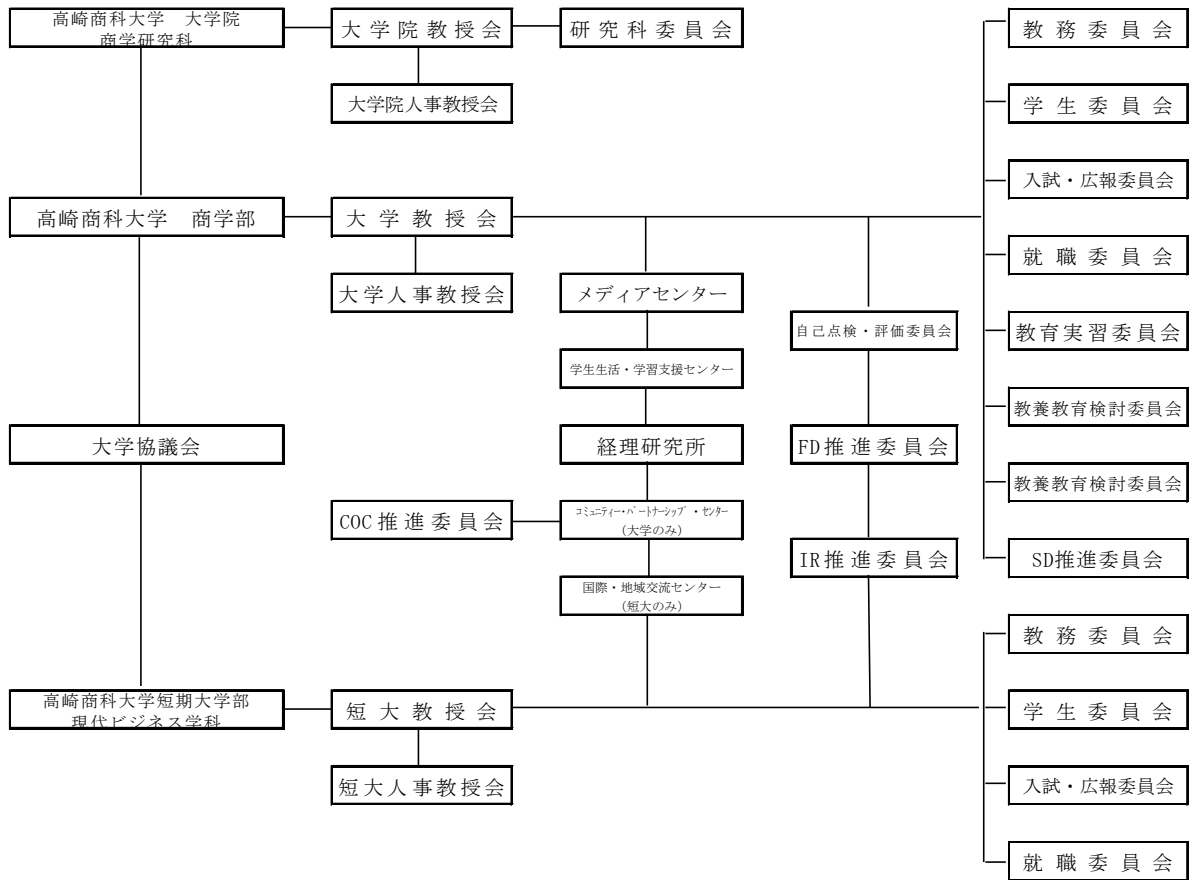
③のコミュニティ・パートナーシップ・センター（CPC）は「高崎商科大学コミュニティ・パートナーシップ・センター規程」に基づいて設置されており、本学教育理念に基づき地域連携、生涯学習、地域課題解決に関する取り組みを通じて社会貢献を果たすこと、また地域社会に対する窓口としての役割を果たし、地域振興及び人材育成を通して地域社会の発展に貢献することを目的に掲げている。センターが規定される目的に沿って行う業務は地域連携及び地域課題解決等に係る企画立案や調査研究や学生によるまちづくり活動及び調査研究活動の支援、公開講座の実施、近隣小・中学校への教育支援等である。当該センターは、地域活動を通じ、本学が学則に掲げる「産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成すること」に努めている。

④の経理研究所は「高崎商科大学経理研究所規程」に基づいて設置されており、簿記、会計、経理領域に関する学術研究及び教育水準の向上を図り、地域社会並びに地域産業の発展に貢献することを目的に掲げている。研究所が規定される目的に沿って行う業務は簿記、会計、経理領域に関する研究、調査、専門知識の提供である。当該研究所は上記 CPC と並んで本学が中長期計画に掲げる「独自力（ブランド）の確立」等の重点項目を推進する上で、主たる役割を担う組織である。まさに学則に掲げる「広く社会科学に関する学問を研究教授」することを体現する組織であり、高大連携事業における業務（Haul-A プロジェクト）やPCDプログラムなどを推進している。

これら4つの組織は図表1-3-1のとおり、相互に有機的に連携し合って本学の使命に沿って教育目的に整合する教育研究が行われている。



図表 1 - 3 - 1 教育研究組織



(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 25（2013）年に策定した「高崎商科大学 中長期計画」（TUC Vision 2014-2018）を踏まえて、新たに「中長期計画（平成 27 年～31 年度：5 年）」を策定している。この中長期計画の実現に向かって「大学協議会」「大学改革委員会」「IR 推進委員会」さらに「学部学科設置準備室」を設けるなど、学内の関連諸組織をあげて取り組んでいく。

また、平成 27 年度には FD 推進委員会や IR 推進委員会、教務委員会等においてアドミッション、カリキュラム、ディプロマの 3 つのポリシーの改定へ向けた検討を (1) 建学の精神及び教育理念との整合性は明確か (2) 大学内外環境の変化に対応できているか (3) 大学設置基準、中教審答申等に準拠したものになっているかの 3 つの観点で踏まえて行ってきた。

**【基準1の自己評価】**

建学の精神、大学の使命・目的及び教育目的、行動規範等が大学案内、ホームページ等を通じて具体的かつ簡潔に明示されており、本学の特色ある使命・教育を適切に表している。

商都・高崎に所在する地域密着型の本学の入学者受け入れ・教育課程編成・学位授与の各方針、教育研究組織の構成及び意思決定を行う各学内行政組織の構成について、それぞれ使命・目的及び教育目的に適正に整合している。

## 基準 2. 学修と教授

### 2-1 学生の受入れ

#### 《2-1 の視点》

#### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

#### 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

#### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

#### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

##### 〈商学部〉

本学のアドミッションポリシーは以下の通り明確にされている。

### ●アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

高崎商科大学は、自主・自立の見学の精神に基づいた「実学重視」「人間教育」「未来創造」を教育理念に、21世紀社会を担うビジネスリーダーを育成することを目的としています。この教育目的にしたがって次のような意欲、関心、素養を持つ人を求めます。

1. 先端の経済・産業や企業経営、地域連携・地域志向活動に興味・関心のある人。
2. 流通・マーケティング、情報・メディア・eビジネス、経営・経済、会計・金融、観光まちづくり等各々の深い専門知識を身に付け、卒業後それらの分野で活躍を目指す、家業を継承する、ビジネスモデルの開発や起業を目指す人。
3. 問題探究心があり問題解決に向けて意欲的に取り組める人。
4. しっかりした倫理観とホスピタリティマインドを身につけて社会で活躍したい人。

本学のアドミッションポリシーは、平成17（2005）年度に、それまでのAOアドミッションポリシーを発展させる形で策定された。入試・広報委員会、および大学協議会における協議の後、教授会において決定され、全教職員に周知されてきた。その後もカリキュラム改定を踏まえた修正が加えられ、現在に至っている。

現在は、アドミッションポリシー全文が、入学試験要項や大学公式サイト内の入試情報ページ、大学ポータルサイトに掲載され、明示・公表されている。

さらに、受験生、保護者、高校生、高等学校教諭等の学外者に対してアドミッションポリシーの周知を図るために、①大学公式サイト、②年6回開催されるオープンキャンパス、③2日間連続開催の入試カフェ、④年160回程度の進学説明会（高校内・会場形式）、⑤随時行われる高等学校からの大学訪問、⑥高校から依頼の出前授業、⑦高大連携授業等の機会が活用されている。

### 〈大学院商学研究科〉

大学院については、大学院入学試験要項並びに大学公式サイト内の入試情報ページ、大学ポータルにて、本大学院の求める院生像として以下のように記載している。

#### ●アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

高崎商科大学大学院は「実学重視」「人間尊重」「未来創造」の教育理念のもとに商学に関する高度で知的な素養のある職業人の育成を目的にしています。この目的にしたがって次のような人を求めます。

1. 大学で学んだ専門知識を基礎にしてさらに深く専門的・実践的に学びたい人
2. 企業や社会での経験を活かしてより高度の専門的な能力を身に付けたい人
3. ITコーディネータやファイナンシャル・プランナー、税理士など高度な実務能力を有する専門家を目指す人

#### 2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

##### 〈商学部〉

本学の平成28（2016）年度入学試験の区分は、①推薦入試（Ⅰ期、Ⅱ期、指定校、公募、PCD特待生、Haul-A特待生、スポーツ）②AO入試（Ⅰ期～Ⅵ期）、③一般入試（国公立大学併願、前期、中期、後期）、④センター試験利用入試（チャレンジ3、前期、中期、後期）、⑤3年次編入学入試（推薦、一般前期、一般後期）、⑥特別入試（Ⅰ期～Ⅴ期、留学生、社会人、帰国子女）の6種類である。本学では、このように選抜方法を多様化することで、多様な志望者に対応できる入学試験制度を構築、運用してきた。

入学者の選抜業務は、教授会に設置された教員組織である入試・広報委員会と大学事務局組織に設置された広報・入試室が中心となって実施している。入学試験要項の作成、願書受付から合否通知発送、入学手続きまでの業務を公正かつ正確に実施している。また、試験当日は、学長を入試本部長とする入試本部が設置され、入試・広報委員を中心に厳正に試験を実施している。

特に合否判定の審査においては、試験結果に基づきアドミッションポリシーとの適合性も考慮して、学長、学部長、入試・広報委員長、入試・広報委員、事務局長、事務局次長、広報・入試室長からなる予備審査会で審査を行い、最終的な合否はその後開催される教授会の審議を経て、学長が決定している。

入学試験の区分と選抜方法の概要については、表2-1-1に示すとおりである。

表2-1-1 入試区分と選抜方法の概要

入 試 区 分	選 抜 方 法
推薦入試Ⅰ期・Ⅱ期（指定校）	本学を第一志望とし、指定校ごとに出願基準となる評定平均値以上で、高等学校長の推薦による者を、調査書と面接により判定を行う。
推薦入試Ⅰ期・Ⅱ期（公募）	本学を第一志望とし、全体の評定平均値が3.2以上で、高等学校長の推薦による者を、調査書と面接により判定を行う。

## 高崎商科大学

PCD特待生推薦入試 (公務員、会計士・税理士)	本学を第一志望とし、以下の基準を満たし、高等学校長の推薦による者を、調査書と面接により判定を行う。 ・本学指定評定平均値を満たし、かつ日商簿記2級以上又は英検2級以上を修得した者。
Haul-A特待生推薦入試	本学を第一志望とし、以下のいずれかの基準を満たし、高大連携の協定校である高等学校長の推薦による者。 ・日商簿記1級試験において60点以上取得している者。 ・高大連携プロジェクトにおいて特に優秀な成績を修めた者。
スポーツ推薦入試(空手道)	本学を第一志望とし、募集競技種目において都道府県レベルの大会で優れた成績を修め、全体の評定平均値が3.0以上で、高等学校長・クラブ顧問の推薦による者を、実技テスト及び調査書と面接により判定を行う。
AO入試(I・II・III・IV・V・VI期)	本学での勉学の強い意思と興味を持っている者を、エントリーシートと原則1回の面接により、総合的、多面的に評価、判定を行う。面接では、大学での教育内容と志望者とのマッチングを図ることを目的としている。
一般入試(前期・中期・後期)	高等学校を卒業又は卒業見込みの者を、科目試験(前期・中期日程は国語と選択科目の2科目、後期日程は国語又は英語の1科目)の得点により判定を行う。 学習指導要領や教科書に沿って問題が出題され、大学教育に対応できる基礎的な学力の有無で判定を行っている。
センター試験利用入試 (チャレンジ3、前期・中期・後期)	大学入試センター試験において本学の指定する教科・科目を受験した者を、国語と選択科目の計2科目、又は国語と選択科目の計3科目の総得点により判定を行う。
3年次編入試験(推薦入試)	本学を第一志望とし、短大・専修学校の学長又は学校長の推薦による者を、書類審査と面接により総合判定する。
3年次編入試験(一般入試)	本学を第一志望とし、大学・短大・専修学校等を卒業又は卒業見込みの者を、書類審査と小論文、面接により総合判定する。
特別入試 (留学生、社会人、帰国子女)	外国籍で本学への留学を希望する者や高等学校を卒業後2年以上の定職歴を有する者等、また日本国外で正規の学校教育を受けた者を、書類審査と小論文、面接により判定を行う。

### 〈大学院商学研究科〉

大学院については、一般入試(学部卒業生対象)、社会人入試(企業で働く者、主婦等でさらに学ぼうとする者対象)、外国人留学生入試の区分を設け、一般入試では専門科目試験及び面接試験、社会人入試では小論文試験及び面接試験、外国人留学生に対しては小論文試験及び日本語・面接試験により判定を行っている。また、本学出身者については「学内推薦入試制度」を設けており、GPAが2.3以上の学生を対象としている。

入学試験の実施については学部と同様であり、合否判定も試験結果に基づき、学長、研究科長、大学院研究科委員会委員による予備審査会で審査を行い、その後開催される大学院教授会の審議を経て、学長が決定している。

### 2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### 〈商学部〉

学部における過去5年間の在籍者数の状況は、以下の【表2-1-2】に示すとおり

## 高崎商科大学

である。収容定員充足率の平均は89%となっており、学生数は適切に管理されている。

また、過去3年間の退学者の状況は、【表2-1-3】に示すとおりであり、5月1日付の在学者数を分母とした退学率は、平成24年度が3.76%、平成25年度が3.77%、平成26年度が3.88%となっており、3年間の退学率平均は3.80%である。

表2-1-2 学部の在籍者数（過去5年間）（平成28年5月1日現在）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	在籍者数 (人)	留学生数 (内数/人)	在籍者数 (人)	留学生数 (内数/人)	在籍者数 (人)	留学生数 (内数/人)	在籍者数 (人)	留学生数 (内数/人)	在籍者数 (人)	留学生数 (内数/人)
流通情報学部合計	189	10	8	0	—	—	—	—	—	—
商学部合計	529	49	681	66	680	62	644	44	642	33
総合計	718	59	689	66	680	62	644	44	642	33

※平成22年4月より流通情報学部流通情報学科を商学部商学科に名称変更  
 ※過去5年間、社会人及び帰国生徒は在籍しない

表2-1-3 学部の退学者数の推移（過去3年間）（平成27年5月1日現在）

学 部	平成25年度					平成26年度					平成27年度				
	1年	2年	3年	4年	合計	1年	2年	3年	4年	合計	1年	2年	3年	4年	合計
商 学 部	7	13	4	1	25	10	12	2	1	25	4	9	0	5	18
流通情報学部	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	7	14	4	1	26	10	12	2	1	25	4	9	0	5	18

※平成22年4月より流通情報学部流通情報学科を商学部商学科に名称変更

平成28（2016）年度入試の各入試区分別の定員は、推薦入試85名、一般入試（国公立併願）10名、一般入試（2科目型および1科目型）33名、センター試験利用入試（チャレンジ3）10名、センター試験利用入試（2科目型）37名、AO入試20名と定めている。予備審査会及び教授会でもこれらの区分別定員数を常に意識しながら合否判定を行っており、適切な学生数の維持に努めている。

なお、授業を行う学生数については、1・2年次の「教養演習Ⅰ」「教養演習Ⅱ」及び3・4年次の「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ（卒業研究）」は、共に1クラス20人以下を基準としてクラス編成している。また、「基礎英語Ⅰ」「基礎英語Ⅱ」「中級英語」「上級英語」「チャレンジ英会話」「フランス語会話」「ドイツ語会話」「中国語会話」「韓国語会話」の各語学科目についても、1クラス38人以下を基準としてクラス編成している。その他、「スポーツ（実技）」やコンピュータ教室を使用する情報関係の演習科目についても、抽選による振り分けなどを実施して適正な規模でクラス編成がされている。

### 〈大学院商学研究科〉

大学院における過去3年間の入学者数の状況は、【表2-1-4】に示すとおりであ

る。入学定員充足率の平均は67%となっており、授業を行う学生数は管理されている。

表 2-1-4 大学院商学研究科入学者の内訳（過去3年間）（平成28年5月1日現在）

学 部	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度			
	一般	社会人	留学生	合計	一般	社会人	留学生	合計	一般	社会人	留学生	合計
商学研究科 商学専攻	0	0	4	4	1	0	2	3	2	0	1	3

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

#### 〈商学部〉

アドミッションポリシーを明確にし、入学試験要項や大学ホームページ公式サイト、大学ポートレートに掲載、明示している。また、オープンキャンパスや進学説明会、高等学校の大学見学等の機会に説明を行い、アドミッションポリシーの周知を図っている。アドミッションポリシーと入試制度は、いわば車の両輪として、志願者、保護者、高等学校教員等の関係者に向けた大学からのメッセージを形成するとの観点にたち、大学案内などのツール類、オープンキャンパス等の諸行事内容を見直すと同時に、広報・学生募集活動を一層強化し周知を図っていく。

入試日程、入試科目など入試制度の検討や入学試験の実施は、入試・広報委員会を中心に検討され、厳正に実施されてきた。平成22（2010）年度生募集の入試では、新たにセンター試験利用入試に3科目型の選抜方法が追加され、平成23（2011）年度では12月に実施されるスカラシップ入試3科目型も追加された。さらに平成24（2012）年度ではPCD税理士特待入試が新設されるなど、学内外の変化に適切に対応した入試制度を運営してきている。なお、文部科学省「入学者選抜実施要項」に基づく見直しにより、スカラシップ入試については平成28（2016）年度入試から廃止されており、一般入試区分において国公立大学併願入試3科目型（試験日：2月1日）を新設している。

学生数については、平成20（2008）年度入試から入学定員をほぼ充足してきたが、平成24（2012）年度入試では164名、平成25（2013）年度入試では156名、平成26（2014）年度入試では167名、平成27（2015）年度入試では162名、平成28（2016）年度入試では162名と、30人以上定員を下回る結果が複数年継続している。本学にとって入学定員の確保は最重要課題であり、そのためにはより魅力ある大学となる必要がある。その一つとして、将来構想委員会（平成26年度からは「中長期計画策定会議」）において、大学キャッチコピー、カリキュラム改革および広報戦略全般について検討を行ってきており、平成26（2014）年度からは学部、学科増も視野に入れての検討を重ねている。平成26年度に策定した中長期計画（平成27年～31年度：5か年）においても、本学の中期的目標を「独自力（ブランド）の確立」と定め、地域と簿記・会計を2本の柱として魅力を高め、学生募集力を向上させる計画も立てている。また、これまで商学部商学科の1学科から平成29年度には商学部経営学科、会計学科の2学科体制への改組が決定している。なお、今後も関連部局や委員会で定員数確保の具現化のための施策を取っていく

予定である。

また、留年や退学者対策として、「入学前教育」の実施、自己発展評価シート「未来創造プラン」の活用、運用の充実と、出欠管理システムの活用及び教養演習や専門演習など演習科目における出席状況を定期的に把握することにより、欠席学生への早期対応及び情報の共有化を図っていく。学生生活・学習支援センターにおいては、年度末に行っている出席及び成績不良者に対する面談を継続して行い、これに加えて出席状況が芳しくない学生に対して都度電話等による連絡を実施していく。これらの学生支援活動を踏まえ、包括的な中退率低減策を取りまとめていく予定である。

### 〈大学院商学研究科〉

大学院についても入学定員を満たしておらず、改善策が必要である。まだ歴史も浅く当然とも言えるのかも知れないが、本学出身者だけでなく他大学出身者や社会人入学者に認知されるかが今後の課題と考えている。

より魅力ある教育内容とするためコース、カリキュラムの見直しを行うとともに、学内からの進学希望者の増加を図るため、学部との連携を強化していく。カリキュラムについては、税理士試験の科目免除も視野にいれ、科目の増設を検討しており、平成 28 (2016) 年度からは、それまでの税法特論を税法特論Ⅰとし、新たに税法特論Ⅱを科目増設し、ほかに、プログラミング特論を科目増設した。また、容易ではないが他大学出身者や社会人入学等、学外からの進学希望者の増加も図るため、教育・研究内容やアドミッションポリシーの積極的な広報に努め、社会に認知されるよう一層努力していく。

## 2-2 教育課程及び教授方法

### 〈2-2 の視点〉

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

##### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

##### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

##### 〈商学部〉

「自主・自立」の建学の精神に基づく「実学重視」「人間尊重」「未来創造」の教育理念の下、大学は「高等学校教育の基礎の上に、広く深い教養を培い人格の陶冶に努めつつ専門的な教育を施し、もって産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成すること」を目的としていることを、高崎商科大学学則第 1 条に定めている。

また、商学部の教育目的としては、学則第 6 条に、「商学部は、教養教育と商学に関



する専門基礎科目の教授研究により、高度な知見と専門的能力及び総合的な判断力、創造力を培い、知識基盤社会を支える素養のある人材を養成することを目的とする。」と定めている。

#### 〈大学院商学研究科〉

大学院商学研究科は、「高崎商科大学大学院学則」第1条に「高崎商科大学大学院は、教育基本法及び学校教育法に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、第4条には（研究科の目的）として「商学研究科は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、構造的・システマ的分析能力、実践的な問題解決能力及び管理運営能力を養い、知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人材を養成することを目的とする。」と規定している。

このように「実学重視」「人間尊重」「未来創造」という建学の精神を体現した教育理念の下に、本学の教育・研究の目的を明確に定めている。

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発 〈商学部〉

商学部の教育課程は、教養・基礎教育科目と専門教育科目から構成される。すなわち、人間尊重の意義を理解させながら専門教育への基礎的な素養を学ばせる「教養・基礎教育科目」を配置するとともに、実学を重視して商学の基軸となる流通・マーケティングや情報、経営、会計、経済、法律、地域などの関連科目からなる「専門教育科目」を体系的かつ系統的に配置することにより編成している。

教養・基礎教育科目は、「人」として必要な倫理・道徳性を重視した人間教育や広い視野と豊かな教養を身に付ける、国際化へ対応する、身体と精神を含めた健康管理の知識を身に付ける、また、4年間の学修を継続するための基礎を身に付けることなどを編成方針として、「人間と文化」「暮らしと社会」「自然と環境」「コミュニケーション」「スポーツと健康」「演習」の6分野よりバランスよく学修できるように編成されている。

商学科の専門教育科目は、21世紀の新たな産業社会の創造と発展に対応した専門教育や実学教育の重視、急速な高度情報化への対応、地域やビジネスにおけるホスピタリティマインドの必要性への対応などを編成方針として、体系的かつ系統的に学修することのできるよう編成している。

また、商学科では、学生の学修目的意識を持たせるための目安として、当初「流通・マーケティングコース」「情報・eビジネスコース」「経営・会計コース」「観光・ホスピタリティコース」の4コースを設けていたが、平成23（2011）年4月より、「経営・会計コース」を「経営・経済コース」と「会計・金融コース」に2分割し、新たに「地域・国際・キャリアコース」を加え、6コース体制とした。その後、ホスピタリティの考えはコースを越えて全学的であるべきとの考えや、平成25（2013）年度の文部科学省の地（知）の拠点整備事業の採択に伴い、平成27年4月より、「観光・ホスピタリティ

コース」と「地域・国際・キャリアコース」を融合させて、地域性を重視した「観光まちづくりコース」に名称変更し、5コース体制としてスタートした。

それとは別に平成23（2011）年度より高度職業人育成に向けて「公務員試験」「税理士試験」「中学高校教員試験」対策のPCDプログラムをスタートさせ、平成24年度よりさらに高倍率企業の就職を目指す「アドバンスキャリアプログラム(PCD)」を追加したが、現在は「会計士・税理士プログラム」「公務員プログラム」に注力している。

各コースの目途は、以下のとおりである。

#### ●流通・マーケティングコース

流通・マーケティングやITに関連する科目を学ぶことで、情報を見極め新たな戦略を考える力とそれを実践する情報システムを作り上げる力などを身につけ、ITを活用した流通・マーケティング活動並びにインターネットビジネス関連などに携わる人材になることを目指す。

#### ●情報・メディア・eビジネスコース

コンピュータとネットワークを深く理解する科目、業務をシステム化するための科目、情報技術に関する社会的動向を知るための科目などを中心に学ぶと共に実際にコンピュータを活用した実習を合わせて行うことにより、人とビジネスを結ぶ新しい時代のエキスパートになることを目指す。

#### ●経営・経済コース

経営学及び経済学に関する科目を中心に、経済の動向、社会の仕組み、起業の方法や実態、現代的な経営管理などを学び、企業のトップマネジメント、起業家、経営管理者として活躍する人材になることを目指す。

#### ●会計・金融コース

会計・財務・金融に関する科目を中心に学び、会計の原理や実例を理解し事業を客観的に分析できる人材、資金の調達・運用などリスクを管理しながら企業戦略の立案が出来る人材になることを目指す。

#### ●観光まちづくりコース

人、文化、歴史、食、自然、景観、産業など、地域には、その土地だけが持つ価値がある。そこで生まれ育った人が愛着を抱くものもあれば、地元では当たり前すぎて気づかれていない魅力もある。「観光まちづくりコース」ではそうした地域の個性を深く理解するとともに、これを観光資源やまちおこしの核とする振興策を構築・実践できる力を身につけることを目的とし、地域に根ざしつつ、時代の大きな流れをとらえながら、まちとまち、人と人をつなぐリーダーの育成を目指す。

教育目的を反映した教育方法として、本学の特徴の一つである少人数教育がある。1年次の「教養演習Ⅰ」、2年次の「教養演習Ⅱ」、3年次の「専門演習Ⅰ」、4年次の

「専門演習Ⅱ（卒業研究）」において、問題発見、問題解決能力とプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を養成するため、少人数のクラス編成で4年間にわたり必修科目としてゼミナールが開設されている。

また、本学では、インターネット環境、マルチメディア機器、学内サーバー等が整備され、情報関連科目に限らず、さまざまな科目において利用できるよう情報関連環境を整えている。インターネットからの情報の検索・収集、教材のダウンロード、宿題・レポートのアップロード、ゼミの論文作成等、さまざまな教育場面で活用され、情報教育が行われている。

本学の教育理念である 実学重視、人間尊重という側面からは、「インターンシップ」及び「仕事と人生」の科目が用意されている。実習を通じて大学で修得した知識・技能を職場の実際と照らし合わせながら実務的応用能力を養い、その後の大学生活に活かすとともに、具体的職業観を確立し、将来の職業人としての活動に役立てるものである。

以上のとおり、大学全体の教学マネジメントを行う「大学協議会」を中心に教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成を行っている。平成26（2014）年度にはナンバリングのシステムも導入しており、学生が体系的に科目を選択、履修できる体制を構築している。

教授方法については、FD推進委員会を中心に教育の質向上を目的として検討、工夫を行っている。平成26（2014）年度には教養・基礎教育科目に配置されている1年次対象のゼミナール「教養演習Ⅰ」のシラバス統一化を行った。1年次は大学4年間の学修を継続するための基礎を身に付ける重要な期間である。高等学校からの円滑な導入を図る初年次教育の一環でもある「教養演習Ⅰ」にて全入学生に対し、効果の高い同一内容の学びを提供することが目的である。また、統一シラバスにすることにより、担当者間での相互チェック等、PDCAサイクルを回すことが容易となるため、教育の質向上にもつながる取り組みである。

またFD推進委員会では、定例で専任教員全員参加のFD研修会を実施している。平成26（2015）年度は同年度内に実施した「授業の現状についてのアンケート」についての集計結果報告を行い、アクティブラーニングの実施状況及び各教員の取り組み内容、方法について情報共有を行った。平成27（2015）年度は、研修テーマを「アクティブラーニングのための研修会」とし、午前の部で「アクティブラーニング室の活用事例紹介と利用法」、午後の部で「アンケート結果とフィールドワークの事例紹介」を実施した。また、アクティブラーニングが求められている背景や教育の質的転換を踏まえ、本学における「アクティブラーニング像」を決定し、教務マニュアルに添付するなど、教授方法の工夫に努めている。

#### 〈大学院商学研究科〉

大学院についても、学部と同様に学生が散漫な学習とならないように、目的意識を明確にする一助として、①流通・マーケティング担当リーダー養成コース、②情報ビジネス・情報システムの専門家養成コース、③ビジネスリーダー・起業家養成コース、④会計・財務の専門家養成コースを設けている。

大学院商学研究科は、学部教育を基礎に上位の教育機関として高度な産業人を養成することを目的とすることから、教育課程についても基本的に学部と同様の学問領域から編成することとし、それは「基礎科目」と「専門科目」、「演習」から構成される。

基礎科目には、導入、総論としての科目を配置することを編成方針とし、専門科目には、院生各々の問題意識や興味、関心、また応用的・専門的な知識を深めるために、流通・マーケティングや情報システムに関する科目と経営、会計、経済等からなる科目を修士修了後の進路に応じて、体系的に履修できるように配置することを方針としている。また、演習は、基礎科目・専門科目の履修を通して、院生各々が定めた研究テーマについて、修士論文作成を行う科目を配置することで編成している。

大学院においては、全ての科目で少人数教育が行われており、特に修士論文作成における研究指導にあっては、研究の進捗状況に合わせてきめ細かい配慮と指導を行っている。論文作成の過程においてケース・スタディやフィールドワーク等も用いることで、その作業を通して調査、研究のために必要となる様々なスキルを身に付け、社会で必要となる実践力を養成している。

### (3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

#### 〈商学部〉

「実学重視」という観点からは、常に社会の変化や学生ニーズに対応した教育課程やコース設定がなされる必要がある。このため、教育課程、コースに関しては絶えざる見直し、点検を行わなければならない。現在コースは履修登録の目安として設定されているが、上記のとおり、各コースの特徴が学生の履修登録にあまり反映されていない部分もあることから、各コースにおける教育内容の充実を図っていく。

また、平成19（2007）年度からは、それぞれのコースごとに特徴を持った教育が行われるよう、入学時に所属コースを学生が選択し、これを中心とした専門科目の履修により、学生が学修を進めていくよう指導している。

なお、コース見直しに伴い、平成21（2009）年度より「ホスピタリティ・マネジメントコース」を「観光・ホスピタリティコース」に名称変更を行った。将来構想を検討する過程の中から、更に平成22（2010）年度から「経営・会計コース」を「経営・経済」と「会計・金融」に2分割すること、新たに「地域・国際・キャリア」が追加されている。さらに検討を行い、平成27（2015）年度から「流通・マーケティング」「情報・メディア・eビジネス」「経営・経済」「会計・金融」「観光まちづくり」の5コースへ編成替えを実施している。

教授方法については、FD推進委員会を中心に引き続き検討を継続して行う。平成27（2015）年度についてもアクティブラーニングに関連したFD研修会（研修テーマ：「アクティブラーニングのための研修会」）を実施し、各教員による教授方法の工夫を促すと共に、定着を図っている。シラバス統一後の「教養演習Ⅰ」については状況把握を行い、学習成果を検証する。また、IR推進委員会では、学生による授業アンケート結果の分析を進め、分析結果に基づいた提言をFD推進委員会に対して行うことにより、教授方法の更なる工夫と教育の質向上に努めていく。

### 〈大学院商学研究科〉

大学院についても学部と同様に、大学協議会を中心として教育方針・内容の改善が検討され、平成23（2011）年度より、研究科・専攻名称が「流通システム研究科」「流通システム専攻」から「商学研究科」「商学専攻」に変更された。また、将来構想委員会（現「中長期計画策定会議」）や大学院研究科委員会において、名称変更に伴うカリキュラムの見直し、改善等についても検討している。

なお、これまで全学的な教学マネジメントを行う大学協議会や学長、学部長、研究科長の主導的役割により改革・改善は行われてきているが、特に大学全体の教育内容や教育方法の改善については、FD 推進委員会を中心として組織的に取り組み、継続的な FD 推進活動により対応を図っていく。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 〈2-3 の視点〉

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

##### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### 〈商学部〉

##### ●オリエンテーション

高等学校から大学での学生生活へ移行するために、新入学生全員に対して、「入学前教育」に引き続き、入学式の翌日から3日間のオリエンテーションを実施している。その中で、学修・履修に関するもののほか、学生生活全般にわたる説明、指導が行われる。特に学修・履修に関しては、学部長による大学での学習の説明の後、時間割作成、履修登録の助言と指導が事務局教学課教務担当職員によって行われる。

2年次以降の在学生に対しても、学年別に新年度オリエンテーションが実施される。改めて卒業に向けて取得が必要となる単位数の計算を行い、綿密に履修計画を練る。卒業要件や卒業見込証明書の発行条件等について丁寧に説明を行い、時間割作成、履修登録について再度のガイダンスを事務局教学課教務担当職員が行っている。ガイダンスの中では具体的に質問等を受けながら指導、助言も行っている。

##### ●ゼミナール

本学では担任制はとっていないが、1年次の「教養演習Ⅰ」、2年次の「教養演習Ⅱ」、3年次の「専門演習Ⅰ」、4年次の「専門演習Ⅱ」と4年間にわたり必修科目であるゼミナールに所属することになっており、ゼミナール担当教員は、学習のみならず就職、

進路からアルバイトに至るまで、学生生活全般についての相談を受け、学生を指導・助言し、きめ細かく学生をサポートする体制となっている。

#### ●自己発展評価シート

自己発展評価シート「未来創造プラン」により、大学4年間における目標設定及び管理が行える体制が整えられている。授業や能力向上への取り組みなどについて学生本人が自己管理し、ゼミナール担当教員が相談、助言を行いながら将来の目標に向かって有意義かつ充実した大学生活が送れるようサポートしている。

#### ●オフィスアワー

すべての専任教員は、前期・後期の各期に週2回のオフィスアワーを設定し、学生の相談を受け付けている。オフィスアワーの時間帯は、教員が研究室に待機し、学生の質問・相談に応じているが、多くの教員は通常授業日には研究室もしくは学内にいることが多く、オフィスアワー以外の不定期な来訪であっても、学生の質問・相談に対応している。

兼任講師についても、オフィスアワーの設定を義務付けている。専任教員とは研究室を保有していない面で異なるが、本学では講師控室を用意しており、授業の開始前もしくは終了後に学生からの相談に応じる様、文書にて依頼を行っている。仮に授業前後で時間を割くことが出来ない場合でも、自身のメールアドレスを学生に通知するなどの対応を行い、学生による相談を受け付けることが出来る体制確立を強く依頼している。

#### ●学生生活・学習支援センター

学生の学修に関する疑問や問題点を解決するための組織として「学生生活・学習支援センター」が設置され、①学習支援・スタディーズスキル育成、②学生相談・自己発見・自己実現支援、③資格取得・キャリア形成支援の活動を行っている。

当該センターには専任教員5名と専任事務職員3名が兼担として所属しており、毎日昼休みにはセンターに常駐し、学生相談を受け付ける体制を整えている。

#### ●PCDプログラム、資格・検定試験対策講座

「資格の杜」「学びの杜」と題し、学生のスキルアップ、資格取得、キャリア形成を支援するため、学生生活・学習支援センターにおいて各種資格・検定対策講座等を開設している。「資格の杜」では国内及び総合旅行取扱管理者、情報処理技術者等、教員採用試験（公立・私立）等の講座を開設しており、ファイナンシャルプランナー（FP）やTOEIC、ITパスポート等の資格取得を対象とした通信講座も用意している。「学びの杜」では、主に学生の主体的学習を促し、学問に対する興味・関心を持たせることを目的とし、毎年複数の講座を設定している。平成26（2015）年度には「日経新聞を読み込もう」「iPad×英語」「ジブリの世界を英語で覗いてみよう」「旅行を創ろう」等が実施された。

また、平成23（2011）年度より、PCD（プロフェッショナル・キャリア・ディベロップメント）プログラムと題して、日本商業教育振興会及び専門学校と提携したWスクール

で公務員・会計士・税理士プログラムを実施している。さらに、資格取得奨励金制度を設けており、取得した資格が給付基準に該当する場合は、奨励金を給付している。

#### ●TA制度とチューター制度

ティーチング・アシスタント（TA）制度については、大学院生を対象として導入されており、学部生に対する演習、実習等の授業に係る教育補助業務を行うこととしている。この制度は「高崎商科大学大学院ティーチング・アシスタント規程」に基づいて設置されており、大学教育の充実及び指導者としての資質向上のための教育訓練の機会提供を目的としている。選考基準には教育補助に係る授業科目、もしくは当該授業科目と密接な関連のある授業科目において優秀な成績を修めていることが条件となっており、学部生に対する支援の質を確保している。

学部ではTA制度に代わり、チューター制度を導入している。チューター制度は「高崎商科大学チューター規程」に基づいて設置されており、学生同士の意思疎通を円滑にし、学習への取り組みや卒業後の進路などの学生生活を送る上での全般的な問題解決を図り、かつチューターも含めた学生相互の成長を促すことを目的としている。学習支援の観点からも、チューターとして選出されるためには学業特待生A以上、もしくは入学時資格特待生A以上に該当する資格を保有していることを条件としている。また、専任教員の推薦も必要とされており、審査の段階では、申請学生の科目履修状況、単位修得状況、日頃からの授業態度、人柄などを十分に考慮し、総合的に判断することが決められている。

#### ●成績不良者対応

学期末や年度末に成績不良の学生に対し、学部長、教務担当職員と学生生活・学習支援センターとが協力して個別に面談を行い、原因の把握、問題解決のための助言を行うとともに、次年度の履修計画、学修計画の支援も行っている。

#### ●教育支援ネットワークシステム

「Web Campus」（学内教育支援ネットワークシステム）により、PCから学生の履修情報や成績情報、GPAなどの学生情報を教職員が閲覧可能となっているほか、ICカードの学生証による出欠管理システムにより出席状況も確認でき、学習支援、指導に活用されている。

また、学生も履修状況や取得単位、授業への出席状況、その他休講・補講・定期試験日程等の掲示板情報を自分で確認・管理できるようになっている。

平成26年度には、これまで別システムでの管理を行っていた就職情報についても、Web Campusとの統合を行った。このことにより、学生側としては、Web Campusにて求人検索が可能となるなど、利便性が飛躍的に向上している。また、教職員側としては、就職や進路に関連する面談記録を閲覧できるなど、学生支援を行う上での情報が充実することとなった。

#### ●情報施設の開放

コンピュータ教室3室は、授業で使用していない時間帯は開放しており、自由に使用

することが可能となっている。自習やレポート作成、情報の検索・収集などさまざまに活用できる。また、各建物のエントランスに設置されているパソコンも自由に使用可能である。なお、PCのトラブル対策、利用相談については、メディアセンターにヘルプデスクが設置され、専従の技術者が対応している。

#### ●教員相互による授業公開

授業改善に向けた取り組みの一環として、FD推進委員会により前期及び後期の終わりの時期に、一週間の教員相互の授業開放期間を設け、他の教員の授業を参観できる制度を確立している。実施に際して、期間中に他の教員の授業を少なくとも一回は参観するよう義務付けており、さらに、参観後は「開放授業参観報告書」に必要事項を記入の上、事務局に提出することになっている。またこの制度は、専任教員だけでなく、非常勤講師にも適用している。

なお、平成27(2015)年度からは事務職員にも授業を参観できるものとすると同時に、授業期間中はいつでも授業を参観できるものとした。なお、積極的に他の教員の授業を参観してもらうために、前・後期の終わりの時期の一週間の授業開放期間は継続して設けている。

#### ●学生による授業アンケート

前期及び後期末に学生による授業アンケートを実施している。これは学生の意見を汲み上げるとともに、FD推進委員会により組織的な授業改善活動の一環として実施されているもので、教員の担当科目に対するアンケート結果を授業改善のための資料として教職員間に開示し、レーダーチャート方式による集計結果は、ホール掲示板に掲示することによって学生に公開している。次年度の履修計画を練る上で参考にできる様、後期については3月に行われる在学生の健康診断日に合わせて掲示を行っている。また、授業アンケートによる結果が平均値を大きく下回る場合は、該当の教員に対して「授業改善計画書」の提出を義務付けている。

さらに大学全体の改善のため「学生生活満足度調査」を毎年度実施しており、その中で学習・教育システムの満足度について調査している。また特待生を対象として学習や資格取得へのニーズを把握するための面談も実施している。

#### ●教職員の協働体制

本学では、全てのセンター及び委員会において、教員と職員が配置されており、教職協働の体制が確立されている。事務職員は単なる議事録係としてではなく、正式なセンター員及び委員として配置されており、センター及び委員が行う活動には全て関わることとなっている。全学の教学をマネジメントする「大学協議会」や本学の方向性を示す「中長期計画策定会議」、教育の質向上を図る「FD推進委員会」においても事務局長、事務局次長を中心とするメンバーが配置されている。

#### 〈大学院商学研究科〉

大学院については、平成19(2007)年度より、学部教育の充実及び大学院学生に教育



訓練の機会を提供することを目的として、「高崎商科大学大学院ティーチング・アシスタント規程」が制定され、TA制度が導入されている。また、標準修業年限を超えて一定の期間に亘り計画的に教育課程を履修する学生に対しては、学費を履修年数に応じて徴収する「長期履修制度」を設けている。

大学院の目的は、大学院学則第1条において「教育基本法及び学校教育法に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」と定めている。そのため修士論文作成に関して、1年次の年度末に中間報告会を実施、また2年次生には年間に2回の発表会を義務付け、主査1人・副査2人による指導・助言・評価を行っている。修了判定については最終的に大学院研究科委員会で「合否」を判定するため、主査及び副査の判定に対するチェック機能を確保し、修士号の質の保証を図っている。また1年次生と2年次生用に各1部屋の研究室に各学生に専用の机が用意され、院生の自習環境も整備されている。

大学院については、少人数ということもあり、院生からの意見・要望等については、基本的には研究指導担当教員や事務局教務担当への窓口相談等で対応している。特に、院生から休学や退学などについて相談を受ける際には、研究指導担当教員が必ず面談を行い、院生が置かれた状況を把握し、状況の改善に向けて取り組んでいる。

### (3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

#### 〈商学部〉

本学の教育課程は全体として満足できるものであるが、既述のとおり学部ではビジネス社会の変化や多様な学生のニーズに応えるために、これまでもカリキュラムの改革・改善に取り組み、教育内容の充実・展開に努めてきた。その結果、カリキュラムの内容は「流通情報学部流通情報学科」から、より包括的な社会的にもよく通用する「商学部商学科」の方が適切であるとの判断により、平成22（2010）年度より学部・学科名称の変更を行い、併せてカリキュラムの見直し・改善を行ってきた。

さらに、学長直轄の諮問機関として設けられた将来構想委員会（平成26年度からは「中長期計画策定会議」）において、設置コースの見直しやカリキュラム改善等について検討が行われ、さらなる教育内容充実のため新コース設置も視野に入れて6コースが設置され、その後の見直しにより5コースへと再編された（前述）。今後も必要に応じて、カリキュラムの改善は検討して行くことになる。

教職協働体制については、今後も従来の体制を継続するものとし、今後新設の組織も含めた全てのセンター及び委員会（SD推進委員会を除く）に教員と職員を配置する。FD推進の活発化に併せて、事務職員の能力向上も促進するため、平成27年4月より「SD推進委員会」の設置も行った。

#### 〈大学院商学研究科〉

大学院についても学部と同様に「大学協議会」を中心として教育方針・内容の改善が検討され、平成23年（2011）度より、研究科・専攻名称が「流通システム研究科」「流

通システム専攻」から「商学研究科」「商学専攻」に変更された。また、将来構想委員会（平成26年度からは「中長期計画策定会議」）や大学院研究科委員会において、名称変更に伴うカリキュラムの見直し、改善等についても検討している。

なお、これまで大学協議会や学長、学部長、研究科長の主導的役割により改革・改善は行われてきているが、特に大学全体の教育内容や教育方法の改善については、「FD推進委員会」を中心として組織的に取り組み、継続的なFD推進活動により対応を図っていく。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 《2-4の視点》

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### (1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

##### (2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### 〈商学部〉

単位の認定及び卒業の要件については、「高崎商科大学学則」第31条並びに第39条、第40条に規定されている。具体的な卒業要件は、4年以上在学し、学則別表1（教養・基礎教育科目）と学則別表2（専門教育科目）の各区分に定められた卒業要件単位数を修得し、合計で124単位以上を取得しなければならないとしている。（表2-4-1「学部における卒業要件単位数」参照。）この要件を満たした者について、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

また、進級の要件については、「高崎商科大学履修規程」第13条に定めており、3年次への進級要件及び4年次への進級要件を以下のように規定している。

##### （進級要件）

- 3年次に進級するには、2012年度（平成24年度）以前の1年次入学者は、教養演習Ⅰを含め、総単位数50単位以上を修得していなければならない。
- 4年次に進級するには、2012年度（平成24年度）以前の1年次入学者は、教養演習Ⅱ、専門演習Ⅰを含め、総単位数80単位以上を修得していなければならない。2013年度（平成25年度）以降の1年次入学者は、専門演習Ⅰを修得していなければならない。
- 3年次及び4年次に進級するには、それぞれ直近の2年次及び3年次のGPAが1.0以

上でなければならない。ただし、学部長もしくは学生生活・学習支援センター員による面談において、学習意欲等が確認され、次年度の学修計画が示された場合はこの限りではない。

表 2-4-1 学部における卒業要件単位数 (2014年度入学生用)

授業科目区分		卒業要件単位数	備考
教養・基礎教育科目	人間と文化 暮らしと経済 自然と環境 PCD科目	各分野（PCD科目を除く）から4単位以上合計22単位以上（PCD科目から10単位まで含めることができる）	選択
	コミュニケーション	8単位以上	選択
教養・基礎教育科目	スポーツと健康	2単位以上	選択
	キャリア演習	4単位	必修
	演習	4単位	必修
専門教育科目	共通必修科目	6単位	必修
	流通・マーケティング 情報・メディア・eビジネス 経営・経済 会計・金融 観光・ホスピタリティ 地域・国際・キャリア PCD科目	72単位以上	選択
	演習	6単位	必修
	合計	124単位以上	

本学では、低学年で集中的に単位を修得すると、高学年における履修が疎かになる恐れがあることから、また一方で過度な履修で学修の質が低下することを未然に防止するため、「高崎商科大学履修規程」第3条において、年度毎に卒業要件の対象となる科目についての履修可能な単位数の上限を44単位と設定している。ただし、3年次以上の学生で、前年度までのGPAが2.6以上の学生については申し出により44単位以上の履修登録を認めることができるようになっている。

### ●成績の評価

成績評価の方法は、試験、論文、レポート、出席状況等により評価するものとし、その基準・方法は各授業科目担当者が定めている。「授業計画書（シラバス）」には科目における到達目標及び成績評価の基準項目を明確にし、評価の比率を%表記にて記載しており、初回の授業時に説明して周知を図っている。

成績評価については、100点満点で行い、60点以上を合格、60点未満を不合格としている。成績評価基準及び成績表記は、表2-4-2のとおりである。

表 2-4-2 成績評価基準

区 分	合 格			不合格	不合格又は定期試験欠席
評価基準点	80～100	70～79	60～69	60未満	評価不能
評 価 表 示	A	B	C	D	K

※「K」評価は、定期試験欠席、受験資格なし並びに履修放棄と判定された場合などに表示。

上記のほか、3年次編入学等において、他の大学または短期大学で修得した単位を本学の単位として認定した場合には、「高崎商科大学履修規程」第10条第4項に基づき、成績評価は行わず「認定」と表示している。

なお、学期末、年度末の成績評価について、講義科目におけるA評価及びD評価の学生が科目履修者の半数を超える場合には、書面にて教務委員会へ報告と説明行うことが教務マニュアルにて定められている。また、学期ごとに成績表を配付後、成績評価に関して疑問がある学生は、その内容を書面に纏め事務局に提出し、それを受けて担当教員が当該学生に対し文書で応える、「学生からの成績評価問い合わせ制度」も設けている。

このほか本学では、厳格な成績評価を行うことや学業成績をはかる基準として、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度を導入している。GPAは、一定の水準を満たした学生に対して行う学業特待生の選考や履修単位上限の緩和等に利用されている。また、反対にGPAが極端に低い数値の学生や単位修得が悪い学生に対しては、学部長、学生生活・学習支援センター長等が個人面談により、特にきめ細かな履修指導や学習指導、生活指導を行うなど有効に活用されている。

卒業時における修了判定については、「教務委員会」において該当の学生全ての単位修得状況を細部に亘り審査し、その後教授会に卒業生の提案がなされる。これに並行して大学協議会でも確認作業が行われ、教授会の議を経て学長が最終決定を行うこととなっており、都合3つの組織による厳正なチェック体制が敷かれている。

## ●教育の特色

本学の特色は、建学の精神及び教育理念に基づき、各人の個性を尊重した実学教育＝人材育成であり、時代に即した多様な科目が配置されるとともに、少人数教育と参加型授業（双方向型授業）を重視している。これは大教室での多人数規模の教育では困難である。少人数規模での教育により、教員と学生の緊密なコミュニケーションも可能となり、考える力や討論する力、プレゼンテーション力を養うことにもつながる。

学部においては、とりわけ1年次から4年次までの4年間に亘り必修の演習科目として「教養演習Ⅰ（1年次）」「教養演習Ⅱ（2年次）」「専門演習Ⅰ（3年次）」「専門演習Ⅱ（4年次）」を設置している。導入教育としての「教養演習Ⅰ」、専門演習への導入を担うプレゼミとしての「教養演習Ⅱ」、専門教育の中核としての卒業研究を含む「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」。これらのいわゆるゼミは人間教育・人格形成の面からも重視し、20人未満の少人数規模で構成され、本学の教育の中核を担っている。

また、語学教育の英語については、学生自身のレベルや学習意欲に応じて履修できるよう、基礎から上級までレベル別に「基礎英語Ⅰ」「基礎英語Ⅱ」「中級英語」「上級英語」「チャレンジ英会話」を用意し、教育効果を高める工夫をしている。

さらに、実学教育を体現する科目として専門教育科目の「地域・国際・キャリア」分

野に、学生が卒業後、社会的・職業的自立を図ることができるよう指導を行う「仕事と人生」及び「職業指導」と学内で学習した知識や技能を、実社会に一定期間出て実務を経験する中で検証・磨き上げながら、具体的な職業観を確立する上でも役に立つように企業実習を行う「インターンシップ」の2科目を3年次の科目として配置している。平成26（2014）年度にはキャリア教育の一層の強化を目的とし、1年次科目として「キャリアデザインⅠ（半期）」、2年次科目として「キャリアデザインⅡ（通年）」、3年次科目として「キャリアデザインⅢ（半期）」を全て必修科目として設置した。

以上のとおり、学部における単位の認定、進級及び卒業・修了の要件は適切に定められており、卒業判定についても、上記の卒業要件を教務委員会において学生一人ひとりを確認し、大学協議会で再確認した後に、教授会で審議され、認定される厳正なシステムが構築されている。

#### 〈大学院商学研究科〉

単位の認定及び修了の要件については、「高崎商科大学大学院学則」第30条及び第38条、第39条、第40条、第41条に規定されている。具体的な修了要件は、2年以上在学し、学則別表1（授業科目）に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとしている。（表2-4-3「大学院における修了要件単位数」参照。）この要件を満たした者について、大学院教授会の議を経て、学長が課程修了を認定する。

なお、大学院は、進級の要件については設定していない。

表2-4-3 大学院における修了要件単位数

授業科目区分		修了要件単位数	備考
基礎科目	商学・経営学分野	必修2単位 を含め 24単位以上	必修、選択
専門科目	商学・情報学分野 経営学・会計学・経済学分野		選択
		演習	6単位
合計		30単位以上	

大学院においては学部と同様に、「高崎商科大学大学院履修規程」第3条において、年度毎に履修可能な単位数の上限を20単位に設定している。

成績評価の方法、成績評価基準や成績問い合わせ制度については学部と同様であるが、GPA制度については、導入していない。

以上のとおり、大学院においては進級の要件については設定していないが、単位の認定及び修了の要件は適切に定められており、修了判定についても、上記の修了要件を大学院研究科委員会において学生一人ひとりを確認し、大学協議会で再確認した後に、教授会で審議され、認定されるという厳正されたシステムを採っている。

#### (3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

##### 〈商学部〉

時代や社会の変化とともに企業社会やビジネスで必要とされる技能も絶えず変化してきている。また一方で、本学に入学してくる学生のニーズも大学設立当時とは変わってきている。こうした変化に対応するため、大学協議会を中心として教育方針・内容の改善が絶えず検討され、その結果として平成22（2010）年度から学部・学科名称が「商学部商学科」へ変更された。

コースの見直し、カリキュラム改善等について検討するため、学長直轄の諮問機関として将来構想委員会（平成26年度からは「中長期計画策定会議」）が設けられ、随時検討が行われている。その結果、平成23（2011）年度よりこれまでの4コースを改革し、6コースが設置され、その後の見直しにより、5コース（①流通・マーケティング、②情報・メディア・eビジネス、③経営・経済、④会計・金融、⑤観光まちづくりの各コース）へと再編された（前述）。

単位認定及び卒業判定等に関連し、成績評価については、常にFD推進委員会にて議論が行われており、シラバス作成時には科目担当者に対して到達目標の明記や、成績評価法の%表記、予習・復習の時間及び内容の明記等、細かな指示を出し、厳正な評価体制の構築に努めている。

#### 〈大学院商学研究科〉

大学院においても時代や社会の変化、学生のニーズに対応するため、学部と同様に、大学協議会を中心として教育方針・内容の改善が検討され、平成23（2011）年度より、研究科・専攻名称を「流通システム研究科」「流通システム専攻」より「商学研究科」「商学専攻」に変更した。また、学長直轄の将来構想委員会（平成26年度からは「中長期計画策定会議」）や大学院研究科委員会などにおいて、カリキュラムの見直し、改善等についても学部教育との接続性の観点からも検討が進められている。

また、単位認定・修了認定等で大きな問題はみられないが、指導教員一人あたりの学生指導数について改善する必要がある。本学では大学院専任の教員はいないため、すべて学部との兼担となっており、教員ごとの指導学生の定員が設けられていない。学生数が少人数であるため、大きな問題とはなっていないが、一部の教員に指導の負担が偏る結果となっている。これは、学生が選定するコースや希望する指導教員に偏りがあることが原因となっていることが考えられるため、今後は、学生が希望するコースや教員への偏りをなくすべく、広い分野の学生の募集に努めるとともに、教員ごとの指導学生の定員を導入するなどの検討を行っていく。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 《2-5の視点》

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### (1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

## (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

## 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

## 〈商学部〉

まず教育課程内についてであるが、平成 25（2013）年度より正課科目としてキャリア教育を提供する体制を整えた。具体的には、教養・基礎教育科目の分類に、キャリア演習という区分を設け、「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」の 3 科目を新たに必修科目として設置した。「キャリアデザインⅠ」は半期科目の 1 年次配当必修 1 単位、「キャリアデザインⅡ」は通年科目の 2 年次配当必修 2 単位、「キャリアデザインⅢ」は半期科目の 3 年次配当必修 1 単位という形で導入しており、平成 27（2015）年度には「キャリアデザインⅠ～Ⅲ」の全てが開講されている。

「キャリアデザインⅠ」では、主に高校 3 年間の学習や生活を振り返ることから始め、そこから大学 4 年間の過ごし方を考え、計画を立てる。高校時代の与えられる「学習」から、大学の自ら学ぶ「学修」への移行を円滑に行い、今までの「学ぶ」「覚える」「習う」に「考える」「問う」「創り出す」を加え、学びの質を変える。更に自己分析等を通じて「なりたい自分」や「こうありたい」をイメージさせることにより、大学の学びから「気づき」へと発展させ、将来どのような行動をとっていくかを考え、大学 4 年間の目標を明確にすることを目的としている。

「キャリアデザインⅡ」では、職業選択につながる知識や興味を広げ、社会人としての基礎力を身に付けることを主眼として授業を構成している。業界、職種、企業研究等を通して社会を知り、興味・感心を持たせ、視野を広げる。また、前期については「書く」「聴く」「話す」の 3 つの基礎的コミュニケーションスキルについて 1 年間を通して醸成する。後期は職業選択に繋がる興味・感心を広げるため、「疑問を探す力」を育み、将来へのイメージ作りの一助とする。この「キャリアデザインⅡ」は就職活動を行う前段階で、学生の視野を大きく広げ、選択肢を増やす役割を担っている。

「キャリアデザインⅢ」では一度広げた視野を絞っていく作業を行う。業界、職種、企業研究をより深く行う手法を伝え、社会に出るにあたっての具体的なイメージを膨らませる。具体的には、新聞やニュースに触れる機会を予習課題によって増し、社会情勢と自身の職業選択に関連する情報をリンクさせる。夏季のインターンシップ等も積極的に紹介し、社会的に自立した意識の醸成を目的とする。また、通常の会話レベルではなく、論理的な意思の伝達としてのコミュニケーションスキルも向上させる。

上記必修科目の他に、選択科目としても「コミュニケーション論」「キャリア形成論」「生涯学習論」「インターンシップ」など多くのキャリア教育科目を配置しており、万全な体制づくりに努めている。これらキャリア系科目は、グループワークやペアワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなどの能動的学習、いわゆるアクティブラーニングを取り入れ易いという特徴がある。このことから、学生が授業に集中し易い環境づくりが可能であり、授業評価も高い傾向がある。つまり、学生の興味を引く授業になり易い特徴があり、高い学修効果も期待できる。また、授業の内容が直接学生の人生と深く関わり、人生における意思決定に大きく影響することから、学生の関

心度も高いと言える。高校時代の振り返りなど省察的学習から、大学4年間の意義を考えるなどの自ら考える計画設計的学習がメインとなるため、学生の目的意識が明確となり、中退率軽減の効果も大いに期待できる。

また、平成26(2014)年度からは文部科学省による「地(知)の拠点事業」(大学COC事業)の推進に伴い、各授業科目内にてフィールドワーク等の取り組みが少しずつではあるが、増加してきている。平成27(2015)年度には、FD推進委員会により1年次のゼミとして機能している「教養演習I」において共通シラバスの下、フィールドワークを実施した。地域に出て人と触れ合い、座学で得た知識を知恵に変えていくという意味においては、これらの学びもキャリア教育の一環として位置づけることができる。

一方、教育課程外については、主に就職委員会及びキャリアサポート室が担当する各種就職ガイダンスが挙げられる。これら就職ガイダンスは大きく3つに分類される。1つ目は就職活動に直結するノウハウ提供型のガイダンスである。「履歴書・エントリーシート講座」や「SPI対策講座」「公務員ガイダンス」「就職活動スタートガイダンス」「フォローアップガイダンス」「ホンキの就活(面接対策)」などがこれにあたる。これらは就職活動における採用試験を想定し、筆記試験対策や面接対策等を中心に行う。これらの講座はテクニックの教授が中心となることから、キャリア教育としての効果は他と比較してやや薄いと言える。

2つ目は学生の能力や知識の獲得、スキル向上、将来に対する意識向上を目的としたキャリア教育型のガイダンスである。「グループトーク体験」「卒業生との座談会」「企業リサーチグループ」「夏季就活講座」「卒業予定者対象 社会人ガイダンス」「就活合宿」などがこれにあたる。主に学生の視野を広げるために業界知識や職種知識などを学ぶものと、学生のコミュニケーションスキルや計画力、発信力を強化するプログラムが存在する。「企業リサーチグループ」では、実際の企業をピックアップし、経営や財務などの各視点からの分析方法や、企業の特徴などを学生自身が調査し、プレゼンテーションを行う内容となっている。「グループトーク体験」はあるテーマに沿ってグループで短いディスカッションを行う内容となっており、傾聴力や発信力等のコミュニケーションスキルを向上させる狙いがある。

3つ目は就職活動全体に係る網羅型のガイダンスである。前期3回、後期10回の合計13回から構成される連続した講座である「就職活動支援講座」がこれにあたる。就職活動の意義や目的、社会人として求められる能力、文章の書き方、伝わる話し方、自己分析、インターンシップの意義など、キャリア教育的内容を多く含んだ側面と、全体のタイムスケジュール、情報収集の仕方、履歴書の書き方、面接対策、求人票の見方など、ノウハウ提供的側面の双方が講座に含まれている。

以上3つの分類以外でも、学内にて独自に行う合同企業説明会を年2回(春季は4日間、秋季は1日間の開催)、5~6社の企業を呼んでの小規模企業説明会を年2回、他大学と共催で行う合同企業説明会が3回(近隣5大学と合同の企業説明会2回、近隣3短大と合同の企業説明会1回)、学内にて独自に行う個別企業の説明会を年40回(参加学生数延べ大学118名、短大86名)と、社会人と触れ合う機会も多く設けている。特に個別の企業説明会においては、参加人数がある程度絞られ、場合によっては



少人数となるため、社会、業界、企業を知る良い機会となっている。また、大学3年次には専門ゼミナールを担当している教員が、大学4年次にはキャリアサポート室員が学年全員を対象に個別面談の機会を設けており、マンツーマンで教育、指導を行う体制が確立されている。このように、教育課程内外において、社会的・職業的自立に関する指導を行う体制が整備されている。

#### 〈大学院商学研究科〉

大学院については、既に学部教育を受けた学生が入学してきていること、学部と比べ学問も専門性が高くなっていること、学修だけでなく研究を行う目的があることなど、複数の理由により、キャリア教育に関する正課授業科目は設けていない。そもそも大学院の位置づけが、教育よりもむしろ専門性の高い学問の研究といった色合いが強いため、キャリア教育の導入については、必要性の観点からも困難と言える。

しかし、一方で大学院を卒業した後は就職活動を経て社会人となることに、学部生となら変わりはない。そのため、教育課程外での支援を中心に行っている。商学部の項目で述べた各種課外ガイダンスについては、全て大学院生にも情報提供を行っており、ガイダンスへの参加を促している。年間13回で行われる「就職活動支援講座」も大学院生が参加できるよう、スケジュールの配付やアナウンスを行っており、個人面談についても学部と同様、積極的に対応している。

#### (3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

教育課程内にて行われている授業科目については、キャリア系科目を担当している教員間で情報共有及び進捗確認などを行い、特に同じ科目名を担当している教員同士は、お互いの授業内容が大幅に違わない様、工夫を重ねることが重要である。また、キャリア教育は特に理論と実践が大きく絡んでくる。よって理論や実践への偏りを調整することが必要となる。同科目を複数の教員が担当する場合には、事前の打ち合わせを綿密に行うことを徹底し、統一シラバスの作成を依頼することが必要となる。

教育課程外においては、参加者増加のためにも、常に受講者に対するアンケートを実施し、学生が望む内容を提供することが望まれる。また同時に、就職状況は景気の上下によって大幅に変わってしまうため、常に各業界動向をチェックすることが必要となり、企業の人事担当者との親密な繋がりが不可欠となる。よってキャリアサポート室所属の職員に対しては、従来どおり年間の企業訪問数を目標に掲げることを指示する。

最後に教職員のスキルアップが改善・向上方策として挙げられる。近年、学生からの相談内容は複雑化、かつ長期化する傾向にある。これも就職難が長く続いたことによる影響が原因の一つと考えられるが、将来の方向性や自分の適性など、職業に直接関連する相談の他に、人間関係や気持ちなどの内面的相談なども増加しており、対応する職員は高度なキャリアカウンセリング能力を必要とする。平成26(2014)年度にはキャリアサポート室員1名がキャリアコンサルタントの資格を取得したが、引き続

き資格取得を推進する必要がある。また、能力開発を促進させるため、SD推進委員会を中心に、資格保有者からの知識やスキルの伝達を目的とした内部勉強会等の実施と、外部研修への参加等、啓発活動を更に活発化させ、また個々の能力開発活動を促進するための制度導入を検討し、引き続き教職員の学生対応能力向上を図る必要がある。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 《2-6の視点》

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

##### (1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

##### (2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

#### 2-6-①教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

##### 〈商学部〉

学生の学習状況・意識調査については、前期、後期のいずれにおいても各学期終了時に、全科目で学生による「授業についてのアンケート」を毎年実施している。

学生本人の授業への取り組みのほか、教員の授業への取り組み状況等についてアンケートを採り、その結果を授業改善のための基礎資料とするとともに、FD推進委員会においても検討がなされ、組織的なFD活動に反映されるように努めている。

アンケートは、「Web Campusアンケートシステム」によりWeb上で行い、「11項目の設問に対し、5段階で回答する方式」による部分と「自由記入方式」による部分とに分かれ、無記名で項目ごとに評価する形式で実施している。評価結果はコンピュータ処理され、データ並びにレーダーチャートにして各教員にフィードバックし、各科目の結果に対してコメントを付してFD推進委員会への提出を義務付けている。提出されたコメントについて、委員会にて確認を行い、必要に応じて委員長から口頭による注意やアドバイスを行う体制を構築している。レーダーチャートは各学期末に学内掲示により全学生に対してもフィードバックを行っており、次期の履修計画の参考とするよう呼びかけている。更に、各質問項目において、大幅に平均値を下回った場合においては、該当する教員に対して「授業改善計画書」の提出を義務付けている。「自由記入方式」によるアンケートについては、Web Campusより該当する教員が直接回答する方式を採っている。この回答に対しても、FD推進委員会にて回答内容が適切であるかについて検討を行い、必要な場合は口頭による指導を行うこととしている。このように、どのような点に改善の余地があるか検討できる体制を確立している。

就職状況の調査については、4年次の4月に「進路登録カード」を各学生がキャリアサポート室に提出し、卒業後の進路を登録している。その後、就職活動をしている各学生から就職活動状況や結果の報告を逐次受ける体制を採っている。

就職先の企業アンケートについては、平成27年度より、就職やインターンシップで

お世話になっている企業への訪問時等を活用して実施することとし、大学教育のあり方や人材育成への要望等を確認するようにする。

また、上記のほかに学生からの意見を聞く取り組みとして、毎年度末に「学生生活満足度アンケート」を実施しており、学習・教育システムや進路支援、教員・職員の学生対応などについて回答してもらい、大学全体の改善のための取り組みを行っている。

#### 〈大学院商学研究科〉

平成24（2012）年3月修了者数は9人、平成25（2013）年3月修了者数は5人、平成26（2014）年3月修了者数は0人、平成27（2015）年3月修了者数は4人であり、一定数の修了者を輩出している。平成25（2013）年3月修了者のうち、2人が税理士事務所・法人等に就職している【資料2-6-13】。

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 〈商学部〉

建学の精神、基本理念を踏まえて、教育研究上の目的は設定されており、この教育研究上の目的を達成するために、教育課程は体系的かつ適切に編成されている。全体として本学の教育課程のシステムは有効に機能しているといえる。

学部の授業科目は、「教養・基礎教育科目」及び「専門教育科目」の二つに大きく分けられ、共に十分な科目が設置されている。1年次から4年次まで少人数クラスとしてのゼミが学生教育の中核を担っており、学生と教員との距離を近いものになっている。実学重視の教育を行うことを基本としていることから、時代や社会のニーズに応えるため、カリキュラムの見直しも絶えず検討、実施されている。

また、普通高校出身の学生、商業高校出身の学生、また数は少ないが工業高校出身の学生といった多様な学生が本学には入学してくるが、高校時代の学習内容に大きな違いがあるため、入学後の学習に問題が生じるケースがある。本学では「学生生活・学習支援センター」を通じてこうした学生に個別に対応しているが、学生のニーズに応じた多様なクラス編成やカリキュラムの変更も検討しなければならない。

学修指導の改善に向けた評価結果のフィードバックについては、前項目（2-6-①）で示した通り、FD推進委員会により学生による授業アンケート結果を教員及び学生に適切にフィードバックを行っており、改善による教育の質向上に努めている。

#### 〈大学院商学研究科〉

大学院については、これまで研究科担当教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的・具体的な取り組みは実施されず、個々の指導教員によって個別に実施されてきた。

大学院での教育は学部教育を基礎としていることから、社会の多様なニーズに応えるとともに、学部教育に対応し、接続を考慮したカリキュラムの検討を行わなければならない。また、大学院のシラバスについては、科目概要・各コマの授業内容及び使用テキスト等を記載したものを「学修の手引き」に掲載している。学部と同様に、到

達目標、予習・復習に関する時間、成績評価方法の明示を行い、理解度の向上に努めている。

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

#### 〈商学部〉

本学の教育課程は全体として満足できるものであるが、既述のとおり学部ではビジネス社会の変化や多様な学生のニーズに応えるために、これまでもカリキュラムの改革・改善に取り組み、教育内容の充実・展開に努めてきた。その結果、カリキュラムの内容は「流通情報学部流通情報学科」から、より包括的な社会的にもよく通用する「商学部商学科」の方が適切であるとの判断により、平成22（2010）年度より学部・学科名称の変更を行ない、併せてカリキュラムの見直し・改善を行った。

さらに、学長直轄の諮問機関として設けられた将来構想委員会（平成26年度からは「中長期計画策定会議」）において、設置コースの見直しやカリキュラム改善等について検討が行われ、さらなる教育内容充実のため新コース設置も視野に入れて6コースが設置され、再検討により5コースへと改編された（前述）。今後も、必要に応じて、カリキュラムの検討を行う。

そして、教育の質向上をより一層図るため、評価結果のフィードバックから改善を促す試みは強化していかなければならない。平成27（2015）年度より、FD推進委員会より学生による授業アンケート結果を利用した兼任教員へのフィードバックの充実を開始させている。

また、IR推進委員会において、上記アンケート結果を基に、更なる分析を行い、どのような改善が効果的か、またどのような内容が改善を必要としているかについてFD推進委員会に対して提言を行う体制の構築を検討している。

#### 〈大学院商学研究科〉

大学院についても学部と同様に、大学協議会を中心として教育方針・内容の改善が検討されてきた。また、将来構想委員会や大学院研究科委員会において、カリキュラムの見直し、改善等についても検討を行っている。

これとは別に、今後、研究領域ごとの組織的な教育・研究指導方法の改善を検討していく。現在、院生への指導は指導担当教員1名に委ねているが、特に留学生に対する論文作成指導は、指導教員だけでなく、1年次の時から副指導教員を選任し、複数教員による指導体制の構築を検討していく。

## 2-7 学生サービス

### 《2-7の視点》

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

#### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

##### (1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

〈商学部〉

本学では、全学生が安定した学生生活を送り、学業に集中できるように、「学生生活・学習支援センター」を設置し、以下のとおり様々な支援体制を整備し、運営している。

●新生活応援フェスタ

自宅外から通学予定の新入生を対象に、地元の不動産業者の協力を得て、下宿・アパート紹介を行っている。土地勘のない場所での下宿・アパート探しを行う新入生とその保護者の負担をできる限り軽減することが主目的であるが、新生活応援フェスタを通じて、新入生と本学の教職員との繋がりを深め、新入生や保護者が共に安心して本学に入学できるように支援している。

また5月末には、自宅外通学者に配慮し、栄養バランスについての指導と、電子レンジで簡単に作れる料理の作り方の講習会（「食と生活の講演会」）を実施し、初めて一人暮らしを行初めて一人暮らしを始めた学生への支援を行った。

●入学前教育

平成 24（2012）年度より新入生を対象に入学前教育を導入し、入学式前の3月下旬に実施している。平成 25（2013）年度には、平成 26（2014）年度入学者を対象に、慣れない環境にできるだけ早く適応し、大学での学生生活へ円滑に移行ができるように、高校と大学の学びの違いについての講義や、文章の書き方講座等が行われた。

平成 26（2014）年度・平成 27（2015）年度末には次年度入学予定者を対象に、少人数に分かれてのゼミ形式による入学前教育が実施された。事前課題として持参させた作文を素材とし、大学の学びと大学4年間の計画についてディスカッション形式で行われ、後半には単位の修得についての説明等を行った。

また、学内キャンパスツアーでは、新入生同士はもとより、案内役の在学生や事務局スタッフ、入学前教育を担当した教員と面識を得ることにより、安心して入学式を迎えられるよう支援を行った。

入学前教育の一環として、通信講座の受講を推奨している。入学手続き完了の段階で文書による案内を行っている。

●オリエンテーション

新入生に対しては入学式の翌日から3日間、オリエンテーションが実施されている。その中で学修・履修については勿論のこと、学生生活全般に亘る説明や指導が行われている。学部長による大学での学修についての説明の後、単位についての説明、時間割作成、履修計画の助言と指導が事務局教学課教務担当職員によって行われている。

2年次以降の在学生に対しても、学年別に新年度オリエンテーションが実施されてい

る。時間割作成、履修計画のガイダンスが事務局教務担当職員によって改めて行われ、ガイダンスの中で具体的に質問等を受けながら指導、助言がなされている。

オリエンテーションでは、各センターの紹介も併せて行っている。特に「学生生活・学習支援センター」の説明は教育相談窓口の紹介に力を入れており、案内冊子を配付するなど、相談に来やすい環境づくりを行っている。

#### ●自宅外通学生・留学生の集い

新たに一人暮らしを始めた新入生を対象に、自宅外通学生の集いを4月下旬に実施している。新潟、長野、留学生など出身地域ごとに集まり、学生同士及び学生と教職員がお互いに面識を持つことにより、友人ができずに孤立化することを未然に防止しようという取り組みである。平成27(2015)年度入学生については、自宅外通学者35名(内学部生27名)、留学生7名(内学部生7名)の合計42名(内学部生34名)が当該イベントに参加した。

#### ●ゼミナール

本学では担任制は採っていないが、1年次の「教養演習Ⅰ」、2年次の「教養演習Ⅱ」、3年次の「専門演習Ⅰ」、4年次の「専門演習Ⅱ」と4年間にわたり必修科目であるゼミナールに全学生が所属することになっている。ゼミナールでは、担当教員によって学習のみならず、就職や進路、アルバイト等に至るまで、学生生活全般についてきめ細かい指導・助言が行われ、小規模大学ならではの手厚いサポートが行われている。

#### ●自己発展評価シート

自己発展評価シート「未来創造プラン」を活用し、卒業後の進路も見据えた中長期的な能力開発に対する指導・助言や1か月から半年間の短期的な学習計画の作成、実施状況に対する指導・助言がゼミナール担当教員を通じて行われている。これにより、大学4年間でどのような目標をもって、どのように過ごすかを自己管理することとなり、有意義な学生生活を促し、中退率低減の一助ともなっている。

#### ●オフィスアワー

すべての専任教員は週2回のオフィスアワーを設定し、学生の相談を受け付けている。オフィスアワーの時間帯は、教員が研究室に待機し、学生の質問・相談に応じる体制を取っているため、学生はゼミナール担当教員以外の先生の指導・助言も必要に応じて自由に受けることが可能である。

兼任教員についてもオフィスアワーの設定を強く依頼している。研究室を持たないため、授業前後に講師控室にて学生の相談を受ける時間を設ける様、文書にて依頼を行っており、時間が割けない兼任教員には、メール等にて相談を受ける様、依頼している。

#### ●学生生活・学習支援センター

学生の学修に関する質問や相談を受けるための組織として「学生生活・学習支援センター」が設置されている。①学習支援・スタディーズスキル育成、②学生相談・自己発

見・自己実現支援、③資格取得・キャリア形成のための支援が行われている。

「学生生活・学習支援センター」には専任教員5名と、専任職員3名が兼担として所属しており、学生の様々な相談に対応してしている。また、専任職員3名の内、1名は養護職員を充てており、体調に関する相談にも対応できるよう、配慮している。

平成27年度には、特に授業の出席状況が良くない学生に対しての個別面談を1月中に実施し、個々の学生が抱えている問題への対応や進級要件の確認を行った。成績が確定した2月末から3月上旬にかけては、GPA1.0未満で進級要件未充足の学生に対して、今後の学習計画の策定、学習意欲の確認を目的とした個別面談を実施した。

#### ●学生の各種検定試験・資格取得への支援

「公認会計士試験・税理士試験」、「公務員試験」など、高度な専門知識が求められる難関資格にチャレンジする学生を支援するため、PCD（Professional Career Development）プログラムが用意されている。平成27年度には「公認会計士・税理士PCDプログラム」は、約50名の学生が受講し、公認会計士試験1名、公認会計士試験短答式4名合格、税理士試験財務会計論4名合格、税理士試験簿記論8名合格、日商簿記検定試験1級7名合格など大きな成果を上げた

「公務員試験PCDプログラム」は、18名の学生が受講しており、公務員試験合格に向けての学習を計画的に進めており、専用の部屋に専用の学習ブースを提供するなど、落ち着いて学習できる環境を提供している。

さらに資格取得に向けた学生のニーズが多様化する中、「資格の杜」という講座を用意し、学内外の講師による教室での講座やWeb通信講座により、各種の資格取得にも対応できるようなシステムが出来ており、国内旅行取扱管理者等の資格取得において、成果をあげている。

#### ●教育支援ネットワークシステム

「Web Campus」（学内教育支援ネットワークシステム）により、学生の履修状況や、単位取得状況、授業出席状況、成績情報、GPA（グレート・ポイント・アベレージ）などの情報を教職員が閲覧することが可能となっており、学生の状況を的確に把握し、適切な指導・助言を行うために活用されている。

また、学生自身も、自己の履修状況や単位取得状況、授業への出席状況を自分で確認することができる。休講・補講・定期試験の日程等、学生生活に不可欠な情報を得ることができ、計画的でかつ安定した学生生活を送ることが可能となっている。

#### ●学生生活支援室

メンタルケア、カウンセリングなどを必要とする学生への支援については、非常勤ではあるが臨床心理士の資格を有する専門のカウンセラーを配置して対応している。カウンセリングの結果について、必要があればプライバシーに配慮しながら、事務局担当職員（教学課学生支援・総務グループ員）やゼミ担当教員、学部長、学生生活・学習支援センターと連携を図る体制を採っている。特に配慮を必要とする学生については、教育相談の状況を把握し、適切な支援を行うための情報交換会も開催している。

### ●経済的側面からの支援

学生が安心して勉学を継続できるように経済的側面から支援する仕組みとしては、日本学生支援機構奨学金、その他各種奨学金と、本学独自の後援会緊急貸与奨学金、ワークスタディ奨学金がある。本学後援会による緊急貸与奨学金とは、卒業年次生を対象とし、家計の急変に対応するために設けられたものである。ワークスタディ奨学金は学生委員会にて管理されており、経済的に困窮している学生を対象とし、各学年から若干名を選出する。選出された学生は大学事務局の業務を月間一定時間行うことにより、月額3万円の奨学金を得ることができる。

各種奨学金の利用状況は、以下【表2-7-1】のとおりである。入学時から家計困窮に苦しんでいる学生や、在学中の家計急変によって休学や退学を考えなければならなくなった学生からの問い合わせに対しては、随時親身な対応を行っている。また、学生の状況を的確に把握し、学業に支障がないように職種や時間に配慮しながらアルバイトの紹介等も行っている。

表2-7-1 奨学金の状況 (平成27年度)

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	支給対象学生数(a)	在籍学生総数(b)	在籍学生数に対する比率(a/b*100)
日本学生支援機構奨学金(第1種)	学外	貸与	90	644	14.0%
日本学生支援機構奨学金(第2種)	学外	貸与	187	644	29.0%
私費外国人留学生学習奨励費	学外	給付	1	644	0.2%
私費外国人留学生授業料減免(新入生)	学内	給付	10	644	1.6%
私費外国人留学生授業料減免	学内	給付	30	644	4.7%
ワークスタディ奨学金	学内	給付	10	644	1.6%

### ●学生の課外活動への支援

学生の人間教育の観点から、また学生が有意義な学生生活を過ごすために課外活動は重要な意義がある。本学ではクラブおよび同好会は学生会によって運営されている。学生会は学生自らが企画立案しながら活動している団体で、経済面では後援会を通じて資金支援を行っている。前年度の支援状況については、以下【表2-7-2】の通りである。また、部室や、サークル活動の拠点として活用できる学内諸施設を提供している。学生会主催で新入生歓迎会を兼ねた「体育祭」、「七夕まつり」、「彩霞祭」と呼ばれる文化祭等が開催されており、活気ある学生主体の課外活動支援として、教室や駐車場等必要な施設を提供している。

例えば、資格取得等にはあまり興味関心を示さない学生に対しては、「学び」に対する興味関心の幅を広げ、知的好奇心の涵養を狙った講座が用意されている。学生生活・学習



支援センター主催で「学びの杜」という課外講座が実施され、時間的・場所的制約の多い正規の講義の中ではなかなか取り上げられない内容を学ぶ機会の提供も行われている。

表 2-7-2 学生の課外活動への支援状況（平成 27 年度実績）

	活動資金支援		
	件数	金額	1 件あたりの金額
サークル活動	73	1,963,598	26,899
ビジネスアイデア コンテスト	1	98,600	98,600
私大スポーツ大会	2	68,474	34,237
ゼミ活動助成	8	204,000	25,500

### ●学生の地域活動への支援

平成 25（2013）年度より 5 年間に亘って、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学 C O C 事業）」に採択されたことを受け、地域活動の拠点として学内に C P C（Community Partnership Center）が設置された。また「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録を受けて、本学学生が地域活動へ参加する機会が増加している。「工女おもてなしプロジェクト」や近隣の小中学校への学習支援活動等、学生が地域活動へ積極的に関わる活動が実施されており、施設設備の貸出や情報提供など学生の地域活動を支援している。

1 年次のゼミナール「教養演習 I」においても、富岡製糸場への見学等、フィールドワークを取り入れ、地域を素材としたアクティブラーニングの推進も行っている。

平成 27 年度には、「知財アイデア全国大会」の群馬県大会である「まえばし企業魅力発掘プロジェクト」に 6 チームが、東日本大会に 1 チームが参加した。（株）富士通、JAXA、NHK エンジニアリングシステムの特許を活用した商品を考案し、学生自ら前橋市内の提供企業を探すなど、地域の中小企業との連携が進められた。

### ●学生の異文化体験の機会提供

大学時代に異文化に触れ、より幅広い体験をすることは、豊かな人間性を育むためにきわめて重要である。平成 27（2015）年度より学生へ異文化体験や語学を学ぶ機会を提供するため、ベトナム Short Stay Program が行われ、9 月には、6 名の学生が参加した。ブルネイでの海外インターンシップが実施され、1 名参加した。平成 27 年 3 月にはベトナムフンドン大学及び MINA 日本語学校との協定が締結され、9 月にはフンドン大学から 1 年間の予定で、2 名の交換留学生在が来日するなど、国際交流が一段と進んだ。

また、平成 27（2015）年 12 月にはハノイ貿易大学と協定を締結し、平成 28 年度より開始予定の交換留学制度について準備が進められた。

### 〈大学院商学研究科〉

大学院生については、修士論文作成に向けての指導・助言のみならず、計画的に研

究活動を行うことができるよう学生生活全般に亘っての相談を受け付けるなど、手厚い支援が行われている。少人数ということもあり、研究指導担当教員のみならず研究科長による面談や関係教員による個別指導を随時実施している。

## 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用 〈商学部〉

オフィスアワーや学生生活・学習支援センターの窓口相談、事務局教務担当への窓口相談、医務室やカウンセラーによる学生生活支援室での相談、メールでの相談など、学生からの様々な意見・要望を聞き取るシステムが構築されている。

また、毎学期末に授業アンケートを実施しており、択一式のほかに記述式の「授業自由記入アンケート」により学生の意見・要望を広く聞き取り、授業改善に活かす体制が採られている。「授業自由記入アンケート」については、専任教員が Web Campus を通じて回答を行うシステムが構築されており、学生は自分の質問に対する回答を確認することができる。回答内容は FD 推進委員会により適切であるかのチェックを受けており、必要な場合は FD 推進委員長からの口頭による注意、アドバイスが該当教員に対して行われる。

学生生活全般に関して、学生の意見・要望を聞き取るために「学生生活満足度調査」を毎年度実施している。

「平成 27 年度学生生活満足度調査」（平成 28 年 1 月実施）によれば、「学生生活全般に対してどのくらい満足していますか」という問いに対して、「満足している」が 5 点、「どちらかという満足している」が 4 点、「どちらとも言えない」が 3 点、「どちらかという満足していない」が 2 点、「満足していない」が 1 点で集計した結果、大学全体としては昨年度よりも「0.1」ポイント減少し、「3.5」という結果であった。その結果は教授会時に専任教員に配付されており、情報共有されているが、今後は兼任教員も巻き込みながら、結果を活かす仕組み作りを検討する必要がある。

学生生活・学習支援センターや学生生活支援室での相談状況は以下【表 2-7-3】のとおり、今年度は年間 141 件と前年に比較し、やや増加した。特に医務室の利用状況が今年度は 431 件と、前年に比べて 3.2 倍に増加しているのは、養護教員が常駐し、学生の利用が次第に定着したものと思われる。医務室においては、健康相談以外にも学生の抱える様々な悩み事相談も行われている。個別の相談内容については十分プライバシー保護に留意しながら、必要があれば教職員間において情報を共有できる仕組みも整備している。

表 2-7-3 学生相談室 医務室等の利用状況

名称	スタッフ数		開室日数		開室時間	年間相談件数			備考
	常勤	非常勤	週当たり	年間		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
学生生活・学習 支援センター	8	—	5日	163日	9:00~17:00	121	127	137	教員、職員
学生生活支援室	—	1	月2回	22日	13:00~17:30	2	14	18	臨床心理士
保健室	1	—	6日	297日	9:00~17:00	134	431	410	職員

### 〈大学院商学研究科〉

大学院生に関しては、少人数ということもあり、学生からの意見・要望は、研究指導担当教員や事務局教務担当への窓口相談で把握し、随時適切に対応している。

### (3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

更なる学生サービス向上については、学生のニーズを適宜把握することが重要である。学生のニーズは、毎学期末に全学生を対象に行っているアンケート調査以外に、オフィスアワーや学生生活・学習支援センターの窓口相談、事務局教務担当者による窓口相談、医務室や学生生活支援室など様々な場面で捉え、適切な対応が随時なされている。

学生生活充実のために、施設設備といったハード面の改善のみならず、「Web Campus」による情報発信や「SHODAI Campus Guide」など学生が活用しやすいガイドブックの作成・配布などを行い、ソフト面での支援の拡充を今後も継続して行っていく。

進級・卒業不可など学業不振による休学・退学を防ぐための個別面談のほかに、その背景として内在する経済的問題への支援として各種奨学金の充実や保護者との連携を密にしていくために「商大保護者のためのガイドブック」の作成・配布や（地区別）保護者懇談会なども開催されている。

誰にも相談できずに個々の悩みを抱え込んでしまう学生の把握やその後のメンタルケアは、兼任教員も含め全教職員が一体となって取り組むべき必要がある。教職員同士がお互いをよく知り、連携をより深めることができるよう「教職員紹介」のパンフレットが作成され、活用が図られている。

また、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」の採択を受けたことにより、学生が地域活動に参加する機会が以前にも増して増加している。そうした機会をチャンスと捉え、地域で活躍できる人材の育成を加速することが一層求められる。地域活動の拠点として活用しやすい施設設備の整備とともに、一部の学生のみが地域活動に関わるのではなく、より多くの学生を巻き込み、地域活動に参加できる支援をしていくことが重要である。大学時代の豊かな経験を基に、卒業後も全国各地で地域活動を支えるリーダーとして活躍できる人材を多数輩出していくことが今後の大きな目標であり、そのための施策を検討し、一層の充実に向けて努力していく。

今年度の「学生生活満足度調査」については、平成28（2016）年度中にIR推進委員会による分析を行う。分析結果は学生生活・学習支援センターにフィードバックすることとし、次年度への取り組みに活かせる体制を構築する。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

## 《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(必要に応じて学部・研究科ごとに記述)

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

平成28(2016)年5月1日現在の学部専任教員は、大学設置基準の教員数を満たしている。学部教育を担当する教員の構成は、専任27名(教授16名、准教授8名、講師3名)、兼任37名であり、「教養・基礎教育科目」及び「専門教育科目」の教育課程における主要な科目については、専任教員を配置している。

「教養・基礎教育科目」を主に担当する教員は4名、「専門教育科目」を主に担当する教員は21名—流通・マーケティング分野3名、情報・メディア・eビジネス分野4名、経営・経済分野5名、会計・金融分野5名、観光まちづくり分野4名、他に教職科目を主に担当する教員が2名となっている。

専任教員の男女別構成は、27名中6名が女性教員である。また、専任教員の年齢構成は、50代以上の教員が半数以上となっている。

大学院については、学部の専任教員14名が大学院の専任を兼務しており、兼任教員5名とで構成されている。

以上のように、教員組織に関して、教育目的及び教育課程に即した専任教員、兼任教員の適正な配置となっている。

図表 2-8-1 専任教員の男女別構成 平成28年5月1日現在 (表のみ森本次長)

職位	男	女	計
教授	12	4	16
准教授	6	2	8
講師	3	0	3
合計	21	6	27

図表 2-8-2 専任教員の年齢構成 平成28年5月1日現在

職位	71歳以上	66～70歳	61～65歳	56～60歳	51～55歳	46～50歳	41～45歳	40歳以下	計
教授	1	1	8	1	4	1	—	—	16
准教授	—	—	—	1	2	2	2	1	8
講師	—	—	—	—	—	—	1	2	3
合計	1	1	8	2	6	3	3	3	27

## 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用及び昇任は、「高崎商科大学教育職員任用規程」及び「高崎商科大学特別任用教育職員規程」「高崎商科大学兼任教育職員規程」に基づき適切、厳正に行われている。採用・昇任のいずれも、建学の精神に基づいた学部・研究科の教育・研究等の遂行に相応しいか否かを教員人事の基本方針としている。

これらの規程のうち基本となるのは「高崎商科大学教育職員任用規程」であり、その中で「人事推薦の基準」と「人事審査の基準」の条項において教授、准教授、講師、助手の各職位とその適格性等が規定されている。

「高崎商科大学特別任用教育職員規程」については、平成17(2005)年度に、それまでの「特任教授規程」より改定が行われ、新たに「特任准教授」「特任講師」が加わる規程となっている。また、「高崎商科大学兼任教育職員規程」においては、これも実学重視の教育の観点から「審査の基準」の条項の中に「特定の分野について、大学における教育を担当するにふさわしい知識及び経験を有すると認められる者」という規定が設けられている。

教員の採用は、学部長、研究科長が必要のある旨を学長に申し入れ、学長は理事長に承認を得た上で、原則として公募により行う。応募書類に関して、募集対象領域に合致し、あるいは関連・隣接する領域の教員の中から、学長が指名する主査、副査(1～2名)が書類選考し、大学協議会での協議を踏まえ、学長、学部長、研究科長、法人本部長—専任教員候補者の場合は、理事長も加わる—により候補者を絞り込んで面接を行い、加えて「模擬授業」も実施(本務校のある兼任講師候補者にも課している)し、最終候補者を決定する。この後、教授のみによる大学人事教授会での審査を経て、学長が最終候補者を理事長に内申し理事長が採用を決定することにより行っている。大学院科目担当の教員候補者については、大学院人事教授会による。

また、昇任についても、手続きは採用の場合と同様であり、候補者の履歴書、教育研究業績書等について、学長が指名する主査、副査が書類審査を行い大学協議会、人事教授会の審査を経て、学長が候補者を理事長に内申し理事長が決定している。

教員評価については、平成17(2005)年度より学園全体として「人事考課制度」が導入されており、これに基づき教員の教育、研究、校務、地域貢献活動等に関して多面的かつ総合的な評価が行われる。この評価システムによって教員集団の組織的な活性化が

促されてきたと言える。

研修に関しては、「海外研修制度」があり必要な研修旅費を補助・交付することとしている。対象研修分野は「学術的・社会的要請の強い分野」「本学の学問領域に貢献できる分野」「地域的課題に対応する分野」などである。一人1件、40万円・1年限度である。これまで数回の研修実績がある。

FD活動は、本学では、平成18（2006）年度まで学長、学部長の主導的役割として、また個々の教員の自主的活動に委ねられていたが、平成19（2007）年度からは新たに制定された「高崎商科大学ファカルティ・ディベロップメント規程」に基づいて「FD推進委員会」の組織的な活動として行われるようになった。

主な取組みとしては、毎年全教員・全科目を対象として前期、後期の各学期終了時に実施される「学生による授業アンケート」（11項目の5段階評価・自由記入アンケート）をもとに、アンケートの評価結果は各教員にフィードバックされ、同時に「FD推進委員会」においても検討がなされ、授業改善につなげている。また、平成24年度から、授業アンケート結果のレーダーチャートが担当者のコメント付きで学内に一定期間公開されるようになった。担当科目についての「自由記入アンケート」に書かれた受講生の意見や要望に対しても、これを真摯に受けとめ担当者からWeb Campusにより丁寧に回答することとしている。とくに問題のある場合には、FD推進委員会から当該教員に対して個別の対応により「授業改善計画書」の提出を求めるなどの改善努力を促し、その後の改善状況についてのフォローも行っている。

さらに、平成21（2009）年度から、教員同士が授業を参観して授業改善に役立てるため、授業公開についても制度化した。平成24年度からは、主に教員による授業の相互参観のための開放週間を前期（7月）・後期（11月）ともに各1回をとくに設けた。25年度からは教員一人最低1授業の参観を義務付け、お互いに学び合う姿勢で前向きな感想を記述することとした。25年度の後期からはシラバスについても、予習・復習の内容・時間を明記するなど改善し、新たに翌年度より地域志向の内容も織り込むこととした。

このほか、FD関連の教員研修会を実施しており、平成23年度からは学生の声を反映させた専門教育担当者を中心にした研修会を行ったが、毎年度継続し27年度も9月に実施した。

他に教育研究活動向上のための取組みとして、各教員は、毎年度開始時に「教員個人教育・研究活動計画書」を提出し、年度末には「教員個人教育・研究活動報告書」を提出することとなっている。いずれも教育活動と研究活動に分けて記載され、特に教育活動では、計画書において前年度の「授業アンケート」など学生の評価を踏まえて、それぞれの担当科目ごとに教育課題と実施計画を明らかにし、報告書では、その成果・問題点等を自己チェックしている。教員は自ら毎年度見直しを行い授業改善に取り組んでいる。研究活動については、計画段階では研究課題と研究項目を提出し、報告段階では著書・論文・学会発表等の実績を記すこととしている。

### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

平成14（2002）年の中教審答申「新しい時代における教養教育の在り方について」、平成22（2010）年の日本学術会議の提言「21世紀の教養と教養教育」などこれまでの専

門教育偏重の在り方に対する教養教育の重要性を改めて見直すために、本学においても「教養教育検討委員会」を発足させた。平成 27 年度末にも、新年度のスタートに向けて、入学予定者全員に対して「入学前教育」を実施する。

このようにして、専門的な「実学重視」と豊かな教養を育む「人間尊重」という本学の未来志向(未来創造)の教育理念がより一層人財育成に浸透していくものと期待できる体制が整ってきたと言える。

### (3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・教育目的を達成する上で教員の確保と適正な配置については、教員組織の年齢構成も適切でなければならないし、常に設置基準の教員数を満たしておく必要がある。本学の建学の精神、教育理念に照らし、こうした点にも十分配慮しつつ充実した教育が行えるように、教員新採用人事を進めていく。

FD に関しては、これまで「授業アンケート」実施、シラバスの改善、授業開放、教員研修などと次々に改革を推進してきたことを踏まえ、より着実に授業の改善を実現しさらなる教育実績を上げることのできるよう「FD 推進委員会」等において議論と検証を行い、教職員が一体となった改革へ繋げていく。平成 27 年度は、これまでと同様に特定の授業開放週間を設けながら、さらに全授業を常時公開・開放することにし、また教員と並んで大学運営の両輪をなす事務職員の授業参観も可能となった。

研究活動については、科研費申請の促進とともに、文科省の大学 COC 事業に選定を受けたことも切っ掛けにしながら研究フィールドを地域にも広げ、地域の活性化に貢献できるように全教員に対して、きめ細かく強力に働きかけ促していく。

## 2-9 教育環境の整備

### 《2-9 の視点》

#### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-9 の自己判定

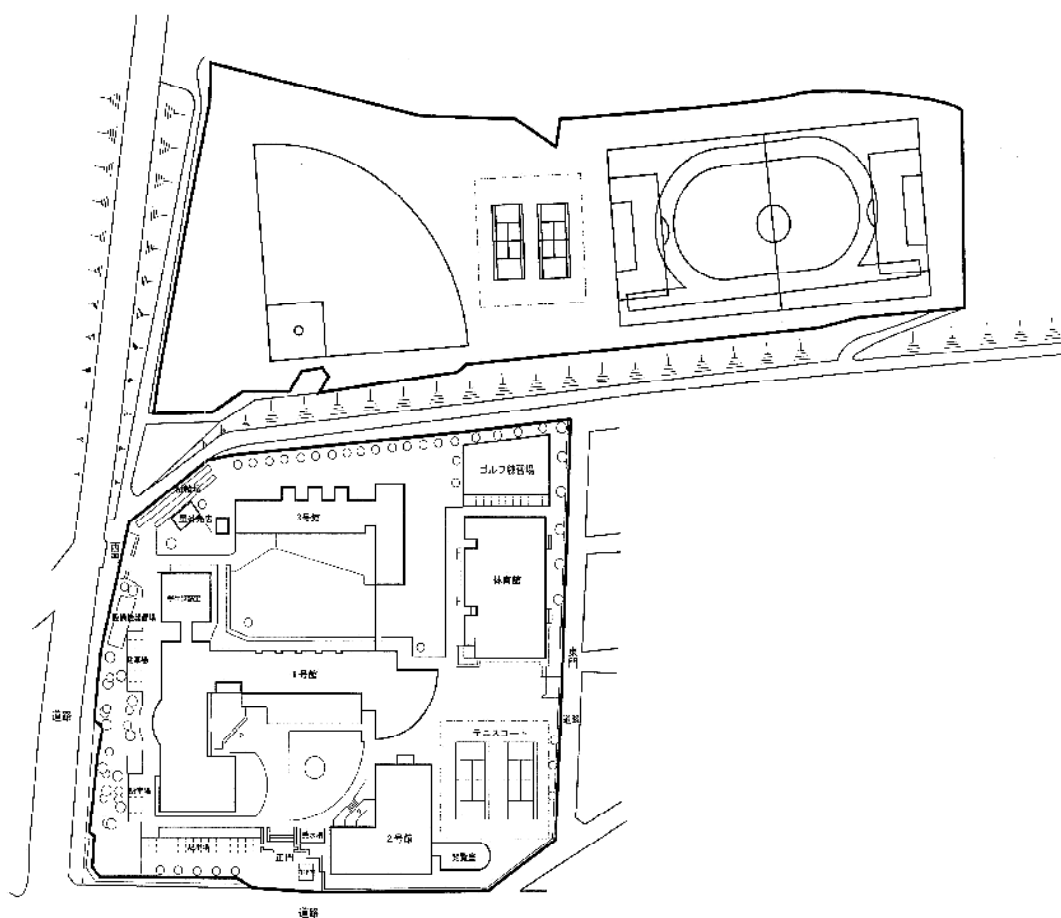
基準項目 2-9 を満たしている。

##### (2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

#### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

高崎商科大学のキャンパスは、高崎市の郊外、観音山丘陵の南端に位置し、北には清流烏川が流れ、また赤城・榛名・妙義の上毛三山が望まれる、風光明媚な教育研究に相応しい立地にある。上信電鉄「高崎商科大学前駅」はJR高崎駅より10分の距離にあり、利便性も高い。またキャンパスは「高崎商科大学前駅」より徒歩4分の距離にあり、併設の高崎商科大学短期大学部とキャンパスを共用している。



校地、校舎の面積は、【表2-9-1】のとおりである。校地については、高崎商科大学の大学設置基準に規定される必要校地面積は8,000㎡、共用する短大の短期大学設置基準に規定される必要校地面積は2,400㎡で、合計の設置基準面積は10,400㎡である。これに対して本学は、38,132.02㎡を保有している。

また、校舎についても、それぞれ設置基準に規定される必要校舎面積は、大学4,958㎡、短大2,100㎡の合計7,058㎡であるが、大学全体として10,415.02㎡を保有している。

前述のとおり、大学と併設されている短大は同一キャンパス内にあり、校地・校舎を共用しているが、それぞれ十分な面積を有しており、教育研究、学生の課外活動においても支障のない規模となっている。

表2-9-1 校地・校舎面積（平成28年5月1日現在）

区 分	収容定員	校 地		校 舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
高崎商科大学	800人	8,000.00㎡		4,958.00㎡	5,605.00㎡
高崎商科大学短期大学部	240人	2,400.00㎡		2,100.00㎡	2,143.91㎡
共 用			38,132.02㎡		2,666.11㎡
計		10,400.00㎡	38,132.02㎡	7,058.00㎡	10,415.02㎡



## 高崎商科大学

校舎施設は、昭和63(1988)年の短大開学時に建設された1号館のほか、平成5(1993)年の短大学科増設時に建設された2号館と平成13(2001)年の大学開設時に建設された3号館、並びに体育館等からなり、各建物の施設概要は、【表2-9-2】のとおりである。

表2-9-2 校舎等施設概要(平成28年5月1日現在)

建物名	面積 (㎡)	主要施設
1号館	4,091.92	(管理棟) 理事長室、学長室、法人本部長室、学部長・学科長室、会議室、メディアセンター室、コミュニティ・パートナーシップ・センター室、学生生活・学習支援センター室、事務局、法人事務室、講師控室、教員研究室、学生生活支援室、保健室、応接室 (教室棟) 講義室、大講義室、コンピュータ室、PCD研究室、PCD考房、アクティブラーニング室、礼法室、学生食堂、倉庫
2号館	2,996.83	図書館、学生ラウンジ、講義室、コンピュータ室、アクティブラーニング室、スポーツ実習室、ゼミ室、教員研究室、会議室
3号館	2,938.12	講義室、コンピュータ室、ゼミ室、キャリアサポート室、教員研究室、学生ホール
談話室	328.11	学生ホール
守衛室	10.36	守衛室
売店	49.68	コンビニ
体育館	1,104.96	アリーナ、器具庫、シャワー室、部室
合計	11,519.98	

講義室、演習室や情報処理学習施設等の概要は、【表2-9-3】及び【表2-9-4】のとおりである。講義室、演習室には、多くの教室でPC、プロジェクタ、TV、書画カメラなどのマルチメディア機器および学内LAN(有線・無線)が整備されており、電子教材やビデオ教材、書画カメラによる資料のスクリーン表示などを活用した授業が行えるよう環境が整えられている。また、平成27(2015)年3月には1号館および2号館に新たにアクティブラーニング室を設置した。アクティブラーニング室には複数のプロジェクタ、可動式の机・椅子等の什器、可動式のホワイトボード、グループワーク用の貸与PC、リアルタイムで学生の動向が分かるクリッカーシステム等を整えている。

表2-9-3 講義室、演習室の概要(平成28年5月1日現在)

学部・研究科等	講義室・演習室 学生実習室等	室数	面積の合計 (㎡)	専用・共用の別	収容人員 (総数)	学生総数(人)	在籍学生1人 当たり面積(㎡)	備考 (研究科・短大等との共用等の状況)
商学部	講義室	11	1,315.65	大学専用	1,234	642	2.05	学部、研究科と共用
	演習室	9	636.55	大学専用	271	642	0.99	学部、研究科と共用
		1	112.05	大学・短大共用	52	826	0.14	学部、短期大学部と共用
	学生実習室	3	115.34		45	642	0.18	

高崎商科大学

その他	その他	—	3,537.46	大学専用	—	642	5.51	学部、研究科と共用
		—	2,508.03	大学・短大共用	—	826	3.04	学部、研究科、短期大学部と共用
その他	体育館	1	1,104.96	大学・短大共用				学部、研究科、短期大学部と共用

2-9-4 情報機器、授業用の機器一覧表（平成28年5月1日現在）

館	教室番号	教室	収容人数	教師卓パソコン	学生用パソコン 接続コンセント	学生用パソコン設置	DVD	ビデオ	プロジェクター	その他
一 号 館	111	アクティブラーニング室	40人	○	—	6台	BlueRay	—	○	電子黒板
	112	講義室Ⅱ	72人	—	—	—	○	○	—	
	113	講義室Ⅲ	72人	—	—	—	○	○	—	
	133	講義室Ⅳ	72人	○	無線LAN	—	PC対応	○	プラズマ表示	
	134	講義室Ⅴ	72人	○	無線LAN	—	PC対応	○	プラズマ表示	
	135	講義室Ⅵ	72人	○	無線LAN	—	PC対応	○	プラズマ表示	
		大講義室	324人	○	—	—	BlueRay	—	○	
	131	中講義室	160人	○	無線LAN	—	○	○	○	
	132	礼法室	一人	—	—	—	—	—	—	
	122	PCD会計士・税理士・公務員共同研究室	30人	—	—	—	—	—	—	—
	121	LL教室	52人	○	—	52台	—	○	—	センターモニター
		PCD研究室Ⅰ	11人	—	—	貸与	—	—	—	
		PCD研究室Ⅱ	12人	—	—	貸与	—	—	—	
		PCD考房	14人	—	—	貸与	—	—	—	
		学生ホール	一人	—	無線LAN	—	—	—	—	
三 号 館	321	講義室Ⅰ	110人	○	無線LAN	—	○	○	○	
	322	講義室Ⅱ	100人	○	100個	—	○	○	○	
	331	中講義室	180人	○	無線LAN	—	○	○	○	
	332	OA教室	54人	○	—	54台	○	○	—	センターモニター
	311	ゼミ室Ⅰ	20人	—	貸出用専用LAN	—	○	○	—	
	312	ゼミ室Ⅱ	20人	—	貸出用専用LAN	—	—	—	—	
	313	ゼミ室Ⅲ	20人	—	貸出用専用LAN	—	○	○	—	
	314	ゼミ室Ⅳ	20人	—	貸出用専用	—	○	○	—	

高崎商科大学

館	315	ゼミ室V	20人	-	貸出用専用 LAN	-	-	-	-	
	323	ゼミ室VI	24人	-	貸出用専用 LAN	-	-	-	-	
	324	ゼミ室VII	24人	-	貸出用専用 LAN	-	-	-	-	
		学生ホール	--人	-	貸出用専用 LAN		-	-	-	
		キャリア サポート室	--人	-	無線LAN	5台	-	○	-	電子黒板
二 号 館	221	63人	○	-	-	BlueRay	○	○	○	
	223	63人	-	-	-	BlueRay	○	○	○	
	231	63人	○	-	-	○	○	○	○	
	235	講義室IV	36人	-	-	-	-	-	-	
	236	実習室	30人	-	-	-	-	-	-	
	222	中講義室I	150人	○	-	-	○	○	○	
	232	中講義室II	137人	○	-	-	○	○	○	
	237	アクティブラー ニング室	48人	○	無線LAN	8台	BlueRay	○	○	電子黒板
	234	OA教室	32人	○	-	32台	-	-	-	センターモニター
	211	トレーニング ルーム	--人	-	-	-	-	-	-	
	212	ゼミ室II	28人	-	-	-	○	○	-	
	233	ゼミ室III	35人	-	-	-	-	-	-	
		ラウンジ	--人	-	-	9台	-	-	-	
	図書館	--人	-	貸出用専用 LAN	40台	BlueRay	-	-	他DVD4台、 PC7台	

〈図書館〉

本学図書館は、高崎商科大学メディアセンターの管理の下に運営がなされ、2号館1階に位置する。延床面積は777.17㎡（閲覧スペース627.94㎡、書庫スペース149.23㎡）である。開館時間は、月曜日から金曜日までは午前9時～午後6時30分まで、土曜日は午前9時～午後4時までとなっている。

蔵書数は、平成28年5月1日現在で77,264冊（和書70,480冊、洋書6,784冊）、学術雑誌118種（和雑誌84種、洋雑誌34種）、視聴覚資料3,498点であり、図書77,264冊の内、参考図書として百科事典、辞書、法規集、白書、年鑑等5,089冊を所蔵している。

閲覧室の座席数は120席で、この他にDVD・CD・CD-ROM・ビデオテープ等を見ること

ができるよう設備された6ブースから成る視聴覚コーナーや雑誌・新聞コーナー、ソファ席5席、ハイカウンター席9席、個別自習ブース6席、ラーニングcommonsスペースも整備されており、明るく落ち着いた環境で学習が出来るようになっている。

また、図書館には、図書館情報システムが導入されており、全ての図書が電算化され、図書管理、目録データ作成、貸出、蔵書検索等が行えるようになっている。館内には、蔵書検索用のパソコン端末3台を設置し、学外からもインターネットを利用して、蔵書を検索できるシステムとなっているなど、情報化が図られている。

平成27(2015)年度の図書館利用状況は、開館日数268日、入館者数21,053人(うち学外一般利用者34人)、貸出冊数2,619冊(うち職員382冊、学外一般利用者39冊)、貸出人数は1,356人(うち職員149人、学外一般利用者19人)である。学生への貸出冊数は前年度に比べ8ポイントの増加、学生の貸出人数は10ポイント増加しており、利用促進が図られている。更なる利用促進を図るため、「図書館利用案内」および「図書館ニューズパイデーター」(年2回発行)の作成を行っている。また、年度初めの新入生に対するオリエンテーションの中で図書館の紹介および「図書館利用案内」の配付を行うほか、ゼミ単位、個人単位での図書館オリエンテーションも実施している。

平成23(2011)年度より図書館関連規程の改定を行い、卒業生や近隣住民の方等への図書館資料の貸し出しが可能となっている。

そのほか、他の図書館等との連携では、群馬県大学図書館協議会(加盟県内23大学)に加盟し情報交換を行っている。また、県立図書館の図書貸出サービスを利用している。

### 〈運動場、体育施設〉

体育施設は、体育館(1,104.96㎡)、テニスコート2面(内1面はフットサルコートと兼用)、ゴルフ練習場、また、屋外運動場(17,801.00㎡)として、野球・ソフトボール場、サッカー場などを保有している。これらの施設は、授業で使用するほか、学生の課外活動においても活用されており、運動場については、支障のない範囲で地域住民へも開放している。

### 〈情報サービス施設〉

情報サービス施設としては、コンピュータ教室3室(内1室は短大専用)と少人数クラスに対応したアクティブラーニング室2室(内1室は短大専用)があり、合計153台のPCを設置している。それ以外にも会計士・税理士を目指すPCDプログラムでは、参加学生に対してPC貸与を行っている。前述したコンピュータ教室3教室については、授業時間以外は学生が自由に利用できるように開放しており、卒業論文作成やレポート等の課題作成、自習に利用されている。

1号館のコンピュータ教室(OSはWindowsXP 52台)は、「Microsoft Office2010(Excel, Word, Power Point)」及び「弥生会計」を、2号館コンピュータ教室(OSはWindows7 32台)は同じく「Microsoft Office2010(Excel, Word, Power Point)」を、また3号館のコンピュータ教室(OSはWindows7 54台)は「Microsoft Office2010(Excel, Word, Power Point)」がインストールされている。アクティブラーニング室の2教室(OSはWindows7

15台) についても「Microsoft Office2010 (Excel, Word, Power Point)」がインストールされており、学内全てのPCについて「Microsoft Office2010 (Excel, Word, Power Point)」の各アプリケーションがそれぞれインストールされている。

コンピュータ教室等をはじめとする学内のパソコンは全て学内LANに接続され、自由にインターネットが利用できる環境になっている。学内にはファイルサーバーを設置しており、レポートの提出や教材の提供などに使用されている。

また1号館、3号館では、コンピュータ教室以外の教室においても一部を除いて、有線LAN又は無線LANが設置され、ネットワークが使用可能な環境となっている。

このほか、各校舎入り口のエントランスや学生ラウンジ、学生ホールなどにおいてもパソコンが多数整備されており、学生は教室内、教室外を問わず自由にインターネットに接続して情報検索ができると同時に、SHODAI Web Campus II (学内教育支援ネットワークシステム) に接続し、教室変更、休講・補講、定期試験日程、資格試験日程、各種説明会日程、就職活動における求人情報などの様々な情報を得ることが可能となっている。

平成28年4月より学習環境の整備を目的として、図書館にて20台のノート型PC及び20台のタブレット端末の貸出も開始した。貸出を行っているノートPC及びタブレット端末は学生ホールやゼミ室等で貸出機器専用のLANを利用することが可能となっており、学生の自主学習を促進する仕組みとなっている。

#### 〈その他の施設〉

本学では、自転車・バイク通学をする学生のために、約190台分の駐輪場を設けている。また、任意保険への加入、運転免許証の保有を確認し、保護者の同意を得た上で、自動車通学も許可しており、駐車場は、大学周辺7ヶ所に計323台分を確保している。

施設設備等の維持・管理は、法人本部総務課が中心となって担当しており、日常的な修理・修繕から大規模な工事を伴うものに至るまで、全て各業者と打合せを行いながら対応し、特に大規模な工事については年次計画を立てて対応している。

主な施設設備の日常的な保守点検業務は、外部委託しており、建物内清掃、ゴミ収集、学内植栽・樹木等管理及びグラウンド整備、情報機器管理、情報ネットワーク管理、空調機器管理、電気設備保守、防災設備保守、建物維持管理などについて、それぞれ専門業者と年間契約を結び、日常管理と定期検診を実施している。

特に個々のPCトラブルなど情報関連設備の維持・管理については、事務局とメディアセンターとで協力して適切に行っている。

#### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の管理としては、まず少人数で行う教養演習Ⅰ・Ⅱ(教養ゼミナール)では1クラスあたり20名以内、専門演習Ⅰ・Ⅱ(専門ゼミナール)では1クラス12名から15名で調整を行い実施している。これらのゼミナールは担任制のない本学にとって、学生と教員がより近い関係を構築し、学修支援だけでなく学生生活面においてもサポートを可能とする体制を確立できる授業科目として重要な位置を占めている。教養演習Ⅰ・Ⅱでは、主に高校からの接続を重視した大学の学びへの導入、大

学4年間の目標設定、文章の読み取り、レポート作成、教養等の初年次教育を行っており、専門演習Ⅰ・Ⅱでは、専門知識の修得と卒業論文作成に至るまでの指導をきめ細かく行っている。

語学に関する授業では受講者38名を上限とし、履修登録時に抽選を行い、学生数の適切な管理を行っている。必修科目については、学年を2から3グループに分割し、100名を超えない規模を保ち、教育の質低下を防止している。

中には受講者が100名を超える科目も存在するが、講義科目に限られており、科目の内容を考慮しながら適切な規模を保っている。

### (3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

校地・校舎面積については、大学設置基準を十分に満たしているが、今後は学生が自主的に学ぶ環境づくりの一環としてラーニングコモンズの設置等を推進していきたい。また、県外等の遠方から入学を希望する学生に対し、現在は借り上げアパート等により対応しているが、中期計画に学生寮の建設を盛り込み、更なるキャンパスの充実を図りたい。

障害者への対応としては、現在3号館にのみエレベーターが設置されており、1号館及び2号館には設置されていない。完全なバリアフリー対応となっていないことが今後の課題として挙げられる。

図書館の入館者数・貸出数・貸出人数については平成26(2014)年度と比較し、全て増加している。特に貸出数及び貸出人数については1割程度の増加となっており、図書館の利用促進が図られている。引き続き、授業内での課題等にて図書館蔵書を使用するなどの工夫や、毎年メディアセンター主催で行われている「選書ツアー」にて選書された図書を多く購入・設置するなどの対策等を行い、利用の促進を図っていく。

情報機器については、随時更新を行っているが、予算の兼ね合いから計画通りのタイミングで入れ替えが行えず、中には耐用年数を超えて使用しているものもある。情報機器の処理速度等はスムーズな授業運営を阻害することも考えられるため、計画的な更新を行っていきたい。特に3号館のコンピュータ教室については機器自体の耐用年数を超えてはいないが、使用頻度が非常に高いため、他の教室と比べて機器の性能が低下してきている。学習の進行にも影響が出る可能性が考えられるため、平成28年度内で入れ替えを行う計画を立てる。その他教育に関連する機器・設備については、使用状況や必要性等を踏まえ、適切に更新を行っている。

地震や火災等の災害や、防犯等に対する対策については「危機管理基本マニュアル」を策定し対応してはいるが、対応の詳細については不十分な面があるため、あらゆるケースを想定し、今後マニュアルの充実を図っていきたい。

#### 【基準2の自己評価】

3つのポリシー（アドミッション、カリキュラム、ディプロマ）は明確にされており、本学ホームページにも公表されている。入学定員割れを起こしてはいるが、アドミッションポリシーに沿った学生受け入れを行っており、入試区分や選抜方法の工夫、高校との関係づくりに注力し、常に改善を図っている。平成26年度には入試制度の見

直しも積極的に行われており、平成 27 年度に実施される入試（平成 28 年度入試）より新たな制度をもって実施されている。学生の受け入れについても、入学定員に基づき、適切な受け入れに留意しており、区分の特性に合わせた受講者数の上限も定めている。

教育課程、教授方法については、教育課程編成方針を明確にしており、「高崎商科大学学則」にも記載している。設置してある 6 つのコースでは、独自性と専門性を追求した科目配置を行っており、「教養演習 I」では学生に同等の教養教育を行うこと、および教授内容の改善を推進するため、平成 26 年度より統一シラバスにて実施している。統一シラバスによるゼミ運営状況は常に FD 推進委員会が確認を行っており、都度会議にて議論され、毎年改善が行われている。また、平成 26 年度からは教授方法の改善取り組みとして、学生による授業アンケート結果が一定以下であった場合は、「授業改善計画書」の提出を義務付けた。更に上述した学生による授業アンケートの結果は、専任、兼任を問わず、全て学内掲示板に掲示され、公開することとした。平成 27 年度前期は 8 月 31 日から 9 月 6 日までの 1 週間、後期については 3 月 24 日から 30 日の 1 週間で開示を行っており、その実施状況を本学ホームページでも紹介している。教養教育についても、平成 26 年度より「教養教育検討委員会」を設置し、教養教育に関する事項および入学前教育について議論を行っている。

学習支援については「学生生活・学習支援センター」を設けてあり、センター員による個別相談や成績不良者への面談を定期的に行っている。また TA（ティーチング・アシスタント）の制度も整備されており、平成 26 年度からはチューター制度も導入された。オフィスアワーについても専任教員はもちろんのこと、兼任教員に対しても設定の依頼をしており、充実した相談体制を確立している。

単位認定および進級、卒業判定については、「高崎商科大学学則」および「高崎商科大学履修規程」等に明記されており、教務委員会にて審査を行い、教授会の議を経て学長が決定する形が整っている。再試験については、3 科目までと上限を定めており、厳格な卒業判定および進級判定を実施している。平成 26 年度からは進級要件に「GPA（グレード・ポイント・アベレージ）1.0 以上」という条件を追加した。大学とは学修を行う場であることの認識を植え付け、学修習慣を身に付けることにより、教育の質を担保することが目的である。

キャリアガイダンスの実施については、力を入れており、正課としては「キャリアデザイン I・II・III」を設置している。課外ではキャリアサポート室による「就職活動支援講座」等で社会的・職業的自立に関する指導のための体制を整備している。企業と触れ合う機会も多く設けてあり、平成 27 年度には学内合同企業説明会を 4 回、他大学と合同の企業説明会を 3 回、学内における個別の企業説明会を 40 回実施している。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、学生による授業アンケートを実施しており、質問内容には、どの程度の予習復習を行ったか、授業の内容は理解できたか、授業は自分にとって有意義なものであったかなどの自己評価を含めた内容が含まれている。また評価結果は全ての専任教員にフィードバックされており、結果に対するコメントも提出される仕組みになっている。更に評価結果が一定の数値を充たしていない場合は、改善計画書の提出を義務付けている。

学生サービスについては、入学前にはアパート紹介や入学前教育を実施している。入学時には3日間のオリエンテーションを丁寧に行っており、履修指導についてもオリエンテーション内にて実施している。一人暮らしの学生に対しては、「自宅外通学生の集い」を開催し、学生同士の繋がりを構築し、不安の解消に努めている。入学後は1年次からの教養ゼミ制度、学生生活・学習支援センターや学生生活支援室による相談等で学生生活支援に努めている。学習支援面では、オフィスアワー制度による直接的な支援と、教育支援ネットワークシステム「Web Campus II」を使用した成績や履修状況、出席状況管理等による間接的支援により行われている。経済面では、本学独自の給付型奨学金として「ワークスタディ奨学金」の制度を設けており、事務局の業務や学内イベントの手伝い、清掃、施設点検等を行うことにより、給付型の奨学金が得られる仕組みとなっている。卒業年次生に限られるが、家計が急変した際に申し込みが可能な本学後援会補助による無利息貸与型奨学金である「緊急貸与奨学金」の制度も設けており、経済状況に左右されない学習環境の提供を心掛けている。部活やサークルなどの課外活動については学生会が支援を行っており、ボランティア等の地域活動については、CPC（コミュニティ・パートナーシップ・センター）が支援を行っている。

教員配置についても大学設置基準を充たしており、教育課程に即した配置を行っている。職能開発については「FD推進委員会」及び「SD推進委員会」を設置し、定期的な研修会や授業開放、教育の質向上に関するアンケート実施とフィードバックなど、活動は多岐に亘り、教員の資質・能力向上についても万全の体制を構築している。

教育環境の整備については、校地、建物の面積、図書館、情報機器等について、大学設置基準を充たす環境を整えており、適切に運営・管理されている。

以上のとおり、基準2については全て条件を満たしている。



### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 3-1 経営の規律と誠実性

##### 《3-1 の視点》

##### 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

##### 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

##### 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

##### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

##### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

#### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

「学校法人高崎商科大学寄附行為（以下、寄附行為という。）」第3条において、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定めている。また寄附行為第6条1項1号にて高崎商科大学長は理事に選任され、法人役員のうち1人として大学も含めた法人全体の経営を担っている。

「高崎商科大学学則（以下、学則という。）」第1条では、大学の目的を「本学は教育基本法及び学校教育法に則り、高等学校教育の基礎のうえに、広く深い教養と人格の陶冶に努めるとともに、広く社会科学に関する学問を研究教授し、もって産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。」と明確に定めている。この様に本法人は教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従い運営されている。

従って本法人は建学の精神に基づき独自の教育を展開することにより、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる規律と誠実性を維持するための組織体制や諸規程を整備し、高等教育機関として社会の要請に応える経営を行っていると言える。

##### 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的を継続的に実現するために、教学部門においては、大学協議会や教授会が少なくとも定例で月に1回以上開催され、審議の場が設けられている。大学協議会や教授会には法人側を代表し法人本部長が毎回同席する事により、継続的に経営者側と現場サイドとの情報の共有が図られている。【資料3-1-1】

経営部門においては、寄附行為に定められた最高意思決定機関として「理事会」及びその諮問機関としての「評議員会」を原則月に1回理事長が招集し、開催している。また法人の円滑なる運営を図るため、理事長は法人の設置する学校の長及び法人本部長を招集し、「法人企画調整会議」を必要に応じて開催している。そしてこれらの会議の管理運営機関として法人本部総務課、庶務係・財務係・企画係が大学事務局と連携し、使命・目的の実現に向けて継続的な努力をしている。

さらに「中長期計画策定会議」においては、本学の使命・目的について改めて検証を重ねており、教職員間への周知徹底を図ると共に、大学全体の使命・目的から部署ごとの年間方針、そして個々の年間目標に落とし込みを行うなど、使命・目的の実現に向けて組織的に継続した努力を行っている。

### 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

法人及び大学の寄附行為や学則・諸規程は、学校教育法・私立学校法・大学設置基準に則り規定され、教職員はこれらを遵守している。

また、法令に基づき義務が伴う報告、調査等及び法令改正等の通知文書の取り扱いは、主管部署である総務課のもと、「学校法人高崎商科大学文書取扱規程」「学校法人高崎商科大学文書保存規程」「学校法人高崎商科大学公印取扱規程」等の規定に従い厳正に処理されている。【資料3-1-2】

なお、法令の改正等の通知文書は、当該部署に指示し、必要に応じて理事会で協議して規程を制定・改定・改廃している。

### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

東日本大震災を契機に、毎年夏季のクールビズ期間（5月中旬から10月末日まで）にはエアコンの設定温度が28℃を下回らないように管理すると同時に、事務局にデマンド警報機を設置してピーク消費電力量を抑制している。また既設の照明器具をLED仕様に順次切り替えること等により消費電力削減に取り組んでいる。

労働条件・服務規律等については、労働基準法に基づき、「学校法人高崎商科大学勤務規程」を規定している。各種ハラスメント防止については、「高崎商科大学セクシャル・ハラスメント防止に関するガイドライン」の第1条に「このガイドラインは、基本的人権の尊重、法の下における平等などを定める憲法並びに教育基本法、労働基準法及び男女雇用均等法の精神に則り、学内におけるセクハラを防止することにより、学生及び教職員が個人として尊重され、快適な学園生活のもとでの学生の勉学、教職員の業務遂行を保護すること、また、万一セクハラが学内関係者に生じた場合の救済等を行う事を目的とする。」と定めて「セクシャル・ハラスメント防止と相談員制度」と合わせて学生便覧に掲載している。【資料3-1-3】【資料3-1-4】

個人情報の取り扱いについては、個人情報保護の重要性について、深く認識するため個人情報保護の基本方針を策定し、「学校法人高崎商科大学個人情報の保護に関する規程」等を整備し、「プライバシーポリシー」と「学生個人情報の利用目的」とを合わせて学生便覧に掲載し学生に周知して対応している。【資料3-1-5】【資料3-1-6】

公益通報については、「学校法人高崎商科大学公益通報者の保護等に関する規程」を整備して対応している。【資料3-1-7】

教職員及び学生の健康保持増進及び快適な職場環境の促進のため、毎年、契約医療機関出張による定期健康診断と学校医及び学内保健室の看護師資格保有職員による健康相談を定期的実施している。

メンタルケア、カウンセリングなどの学生相談については、学生生活支援室にて臨床

心理士の資格を保有する専門のカウンセラーを配置している。また、新入学の自宅外通学者や外国人留学生に対しては、毎年5月中旬の昼休みの時間を利用して食事を取りながら懇親と心配事を話す事を目的とした「自宅外通学者の集い」や「留学生の集い」を実施している。

そのほか、事務職員が消防隊を組織して防火避難訓練も毎年実施している。【資料3-1-8】

### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報については、入学案内パンフレット等の刊行物や本学のホームページにて、入学に関する事項、奨学金、授業内容・計画、資格取得、教員紹介、卒業認定基準、学生生活支援、就職支援などの学生サポート体制やその他の情報を学外に公表している。

【資料3-1-9】

財務情報については、本法人のホームページの「財務情報」欄にて過去5年間の決算関係書類（資金収支計算書・消費収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表・財産目録・監査報告書）と事業報告書を掲載している。また、学園広報誌「一商大」及び大学・短期大学の学内報「Green Campus」には財務の状況として、資金収支計算書・消費収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表に説明文を付けて掲載している。【資料3-1-10、資料3-1-11】

### (3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は問題なく維持している。今後も環境保全・人権・安全への配慮を怠ることなく、情報開示の拡充などに留意し、社会の要請に応え、信頼される教育機関を目指していく。

## 3-2 理事会の機能

### 《3-2の視点》

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

##### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性  
本法人の目的である、教育基本法及び学校教育法に則った学校教育を行うために寄附行為第11条により理事会を置くことが規定されている。平成27年度の理事会は、設置学校の長（寄附行為第6条第1項第1・2号）2人、評議員会からの選任者（寄附行為第6条第1項第3号）2人、学識経験者（寄附行為第6条第1項第4号）3人の計7人で構成されている。

理事会の議決事項及び承認事項は、学校法人高崎商科大学理事会規則第3条及び第4条において次の通り規定されている。なお理事会は原則月に1回開催され監事も出席し、

法人本部総務課長が同席している。【資料 3-2-1】

[議決事項]

- 1 予算・決算の審議及び業務の運営に関する重要な企画
- 2 学校債の発行及び寄付金の募集
- 3 法人関係諸規程の制定及び改廃
- 4 法人の設置する学校の学則及び教授会規程等の制定並びに改廃
- 5 その他前各号に準ずる重要な事項

[承認事項]

- 1 職員の任免及び進退
- 2 職員の待遇、給与
- 3 資産運用
- 4 第3条第3号以外の法人及び法人の設置する学校の管理運営に係る規程の制定並びに改廃
- 5 1件100万円以上の寄附又は贈呈
- 6 補償及び損害賠償
- 7 その他前各号に準ずる事項

平成 27 (2015) 年度開催の理事会の開催日時と議案は資料のとおりである。【資料 3-2-2】

また、理事は平成 27 (2015) 年度開催の理事会に 100%出席し、本法人の建学の精神、教育理念をもとに各人の任務を遂行しており、理事会は管理運営の機能を果たしていると言える。【資料 3-2-2】

**(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）**

今後も、変化する社会・経済情勢に対応するため、中長期計画と将来を見据えた的確な判断と決断ができる理事会を運営することにより、さらに強固な経営基盤を築いて行く。また、安定した学校運営を行うために各理事の経験と見識を生かし、理事会機能を更に強化して行く。

**3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ**

**《3-3 の視点》**

**3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性**

**3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮**

**(1) 3-3 の自己判定**

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

1) 教育研究組織と運営組織

本学の運営は、経営に関しては理事会と、教育研究については主に研究科・学部と、これらの教育研究活動を支援する各種機関・各種委員会によって行われている。

本学の運営は、大学院・学部・センター・委員会ごとに規程が整備されており、その規程に基づいて適切に行われている。これらの規程集は、教職員がいつでも閲覧・入手できるように学内ネットワーク上に総務が運用をはかっている。また、学内ネットワークにより、各種会議等開催通知・議事録や教学、就職関連事項などが提供されることにより、日常的に迅速な教職員間の意思疎通・情報共有が可能となっている。毎年度スタート時には、学長より「大学運営年度方針」が提示されるので、そのもとに各教学組織はそれぞれに年度目標を掲げてその実現に向け運営されていく。

2) 大学全体の運営

大学全体の運営は重要事項(教員採用人事や学則の変更、予算・決算事項など)に関しては大学協議会・大学院教授会・学部教授会・理事会の協議、審議を経て実効化される。なお、評議員会は、寄附行為に係る諸事項及び役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくは諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる、となっている。

3) 教育研究組織の運営と連携

学内意思決定の中心的組織として、学部に「大学教授会」、大学院には「大学院教授会」が設置され、原則として、毎月1回定例で開催される。両教授会とも、学長、教授、准教授、専任講師及び学長指名による他の職員が構成員となり、教育研究の基本方針や教育課程、入学・卒業等の重要事項について審議、決定している。とくに教員の採用や昇任等の人事に関する事項については、通常の教授会とは別に、学長及び教授のみで構成する「大学人事教授会」「大学院人事教授会」において審議されている。

大学教授会の下には、教務、学生、入試・広報、就職、FD推進、教育実習、IR推進、自己点検・評価などの委員会が置かれ、各々委員会細則に基づき運営がされており、細則に定められた事項について協議している。平成27年度には、新たに外部資金獲得推進委員会が設けられた。大学院教授会には、研究科委員会が置かれ、細則に基づき運営がなされ、大学の各委員会で行っている関連事項を協議している。各委員会での協議事項は、各々の教授会において報告され、重要事項については審議にかけられ決定される。

また、短期大学部も含め大学全体としての調和を図り大学運営を円滑に行い、大学全体の教学マネジメントを行うため「大学協議会」が設置され、原則として、毎月1回定例会議を開催している。構成員は、学長、研究科長、学部長、学科長（短大部）、メディアセンター長、学生生活・学習支援センター長、CPC長（短大部は「国際・地域

交流センター長」）、経理研究所長、学生部長、学長室長及び事務局長等である。

大学協議会のメンバーは、役職者として担当委員会が決められ、委員会にも出席して大学協議会の意向を伝え、大学協議会に対しては担当委員会の協議内容を報告している。

大学協議会では、高崎商科大学の教育研究及び管理運営に関する重要事項について協議されるほか、学部、大学院、短大部及び附属機関等に関わる全ての事案を教授会に諮る前に協議し、活動状況・情報の共有化とその調整を、全学的な観点に立って図っている。

このほか、メディアセンター、学生生活・学習支援センター、CPC、国際・地域交流センター（短大部）、経理研究所についても、必要に応じてセンター会議等が開催され、各業務に関わる事項を協議している。協議内容は、大学協議会及び教授会で報告され、重要事項については教授会に諮り決定のうえ運営がされている。

さらに、自己点検・評価並びにFD活動を推進するための組織として、自己点検・評価委員会並びにFD推進委員会が学長直轄の組織として整備されている。平成26年度からは新たに「中長期計画策定会議」も学長直轄の組織として活動を開始した。

本学では、各種委員会やセンター等において、教員だけでなく事務局職員も構成メンバーとなっており、教職員一体となって運営にあたっている。

#### 4) 各主要組織の機能

##### ①大学協議会

大学（大学院）、短大部の全学的な調和をはかり大学運営を円滑に行い、全学的な教学マネジメントを行うため、学長の諮問に応じて必要な事項について協議する。通例、教授会の前に開催し、教授会での報告事項、審議事項等を協議する。

##### ②教授会

学部、大学院の教学事項に関する学内の最終審議機関は、大学教授会であり、大学院教授会である。いずれの教授会も学長が招集し、議長となり重要事項を審議する。実際の運営においては、大学は、学部長、大学院は研究科長が進行役を務める。

##### ③メディアセンター

情報、語学に関する教育システム、図書館・図書館情報システムの管理・運営を担当するセンターであり、学生に対する教育支援、教職員の学生指導等に係る業務の円滑な遂行を支援する。

##### ④学生生活・学習支援センター

学生生活全般についての学生相談や学習方法、学習計画、資格取得のための助言・指導活動などの学生支援を行うセンターである。

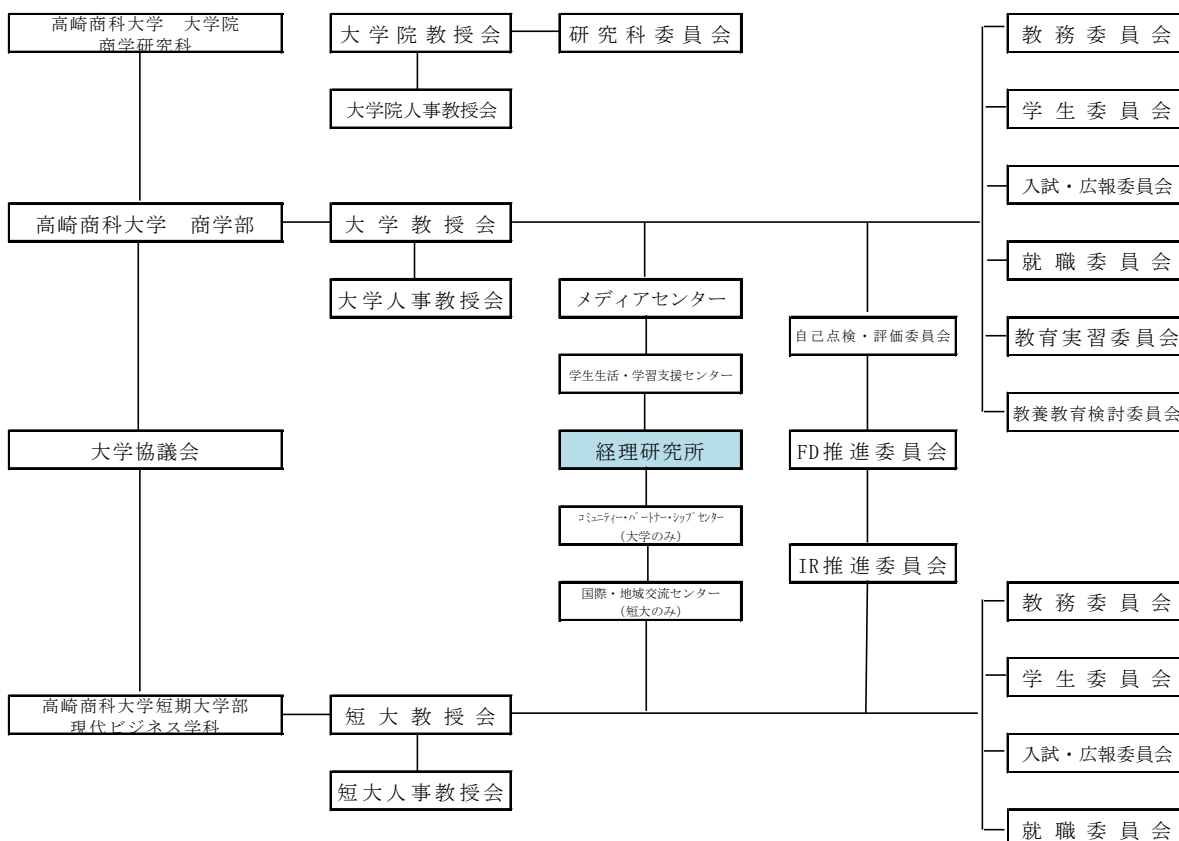
##### ⑤コミュニティ・パートナーシップ・センター（CPC）

地域連携、生涯学習、地域課題解決等に関する取組みを推進するなど、地域産業・

文化の振興、人材育成を通して地域社会の発展に貢献するための活動を行うセンターである。このセンターは、平成26年度より、従前の「国際・地域交流センター」が発展的に改組されてスタートした。

⑥経理研究所

簿記・会計・経理の領域に関する学術研究及び教育水準の向上を図るとともに、地域社会並びに地域産業の発展に貢献することを目的にしている。



3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学において、大学協議会が学長のリーダーシップを発揮するための重要な補佐機能を担っていることは、これまでの記述からも明らかであろう。

大学全体に係る重要事項、また学部、大学院の重要事項について、学長がその意思決定と実施に係るリーダーシップを発揮する上で、学部長、研究科長、学生部長、各センター長、学長室長、事務局長ら役職者との意見共有を欠かすことはできない。

教授会までに大学協議会を開催し、重要事項を検討協議し、問題認識と意思決定の方向付けに関して意見の共有を図っている。教授会で承認、決定された事項については、その執行・実施状況について大学協議会にて確認している。学長を中心にした大学協議会のもとに、教授会・各センター・委員会等一連のライン・スタッフ機能が学長のリーダーシップの発揮により円滑に運営されている。

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の意味決定の仕組み及び学長のリーダーシップについては、これまでみてきた通り適正に運営・発揮されている。また、権限と責任についても学長・研究科長・学部長・センター長・研究所長ら全ての役職者の責任・権限(業務)が明確になっている。今後もこれらの意思決定組織の円滑な運営に努めていく。

業務執行に関しても円滑に行われてきているが、業務執行の効率化・迅速化の観点からも、教職員全体の適所適材を常に点検しつつ組織構成の必要な改善を行っていく。

なお、平成 27 年度より「学校教育法」(第 93 条教授会の役割)が改正施行されることとなり、本学においてもこの改正の趣旨に則って教授会のより円滑かつ効率的な運営に努める。

## 3-4 コミュニケーションとガバナンス

### 《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### (1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

#### (2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

大学には、大学及び大学院並びに短期大学の調和のとれた運営を円滑に行う目的で学長の諮問機関として「大学協議会」が置かれ、「高崎商科大学協議会規程」に基づき運営されている。「大学協議会」には学長、研究科長、学部長、学科長、メディアセンター長、学生生活・学習支援センター長、経理研究所長、コミュニティ・パートナーシップ・センター長、国際・地域交流センター長、学生部長、学長室長の教育職員と法人本部長、事務局長、事務局次長の事務職員をもって構成し、月に 1～2 回の頻度で会議が開催されて、各役職者間の情報は共有されている。

法人と大学との管理運営機関の関係としては、学長と法人本部長は理事と評議員を兼務し「理事会」及び「評議員会」に出席している。学部長、学科長、事務局長、事務局次長は評議員として、「評議員会」に出席している。評議員会並びに理事会では理事長挨拶の後、議事を開始する前に報告事項として大学・短大、附属高等学校、幼稚園、法人本部からそれぞれ近況報告が行われ、コミュニケーションを図っている。また理事長、学長、法人本部長の三者は週に 1～2 回の頻度で、短時間ではあるが「理事長懇談会」と称する情報共有の場を可能な限り設けている。



原則月 1 回開催される評議員会及び理事会の後には理事長（高校長兼務）、大学学長（短大学長兼務）、幼稚園長、法人本部長（副理事長兼務）、理事長の指名する教職員で構成される「企画調整会議」が開催され懸案事項の打合せを行っている。

原則月 1 回開催される大学、大学院、短期大学の各「教授会」には事務職として法人本部長、事務局長、事務局次長が毎会同席し、学長からの要請があれば事務局側からの報告事項を伝えている。

事務職員間のコミュニケーション手段としては事務局部課長連絡会議を毎週月曜日に開催している。出席者は事務局長、事務局次長（教学課長兼務）、法人本部総務課課長、広報・入試室長、キャリアサポート室長、CPC センター事務長、高校事務室係長であり、打合せの要点は会議終了後に事務局長より学長、法人本部長へまた各課長・室長・係長より各職場の職員に報告されている。

平成 17（2005）年度より「人事考課制度」と同時に導入された「教育職員・事務職員目標管理制度」に基づき、各教職員は第 1 次考課者と各人の年間個人目標と達成基準及び達成状況について 5 月上旬と 9 月下旬の年間 2 回の面談を行い、職務上のコミュニケーションを図っている。また平成 27（2015）年度は初めての試みとして、入学式開始前に全教職員が出席する第 1 回全学合同会議が開催され、学長からは年度方針が詳しく説明された。

従って、法人及び大学の各管理運営機関並びに部門間のコミュニケーションは良く、円滑に意思決定がなされている。

### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

#### 1) 監事機能

寄附行為第 5 条第 1 項第 2 号で法人役員として監事 2 人を置く事、また寄附行為第 7 条第 2 項で監事の職務が次の通り規定されている。

#### 【監事の職務】

- 1 この法人の業務を監査すること
- 2 この法人の財産の状況を監査すること
- 3 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- 4 第 1 又は第 2 の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- 5 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- 6 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

#### 2) 評議員会

本法人の審議事項について諮問するために、寄附行為第 18 条により評議員会を規定している。平成 27（2015）年度の評議員会は、この法人の職員（第 22 条第 1 項第 1

号)が6人、卒業生(第22条第1項第2号)が3人、学識経験者(第22条第1項第3号)が6人の計15人で構成されている。評議員会は理事長が招集、平成27(2015)年度は5回開催された。また、評議員会には、監事が原則2人同席している【資料3-4-5】。

なお、評議員会の諮問事項は、寄附行為第20条により以下のように規定されている。

- 1 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 2 事業計画
- 3 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 4 寄附行為の変更
- 5 合併
- 6 目的たる事業の成功の不能による解散
- 7 寄附金品の募集に関する事項
- 8 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員は、寄附行為第22条に規定する定数の通り選任されており、評議員会に出席している。

### 3) その他

平成27年度から理事長の指示を受けて日常の「業務監査」と「会計監査」を実施する理事長直轄の「内部監査委員会」を新設した。

### 3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は理事会及び評議員会を招集し、議長として会議を運営し、法人経営に関してのリーダーシップをとっている。

学長は大学協議会・教授会を統括し、大学経営のリーダーシップをとっている。

本学の各委員会・センター等を通じて諸施策が検討され、その検討結果は、協議会・教授会を通して評議員会・理事会に反映されていることにより、ボトムアップの環境が整備されている。

なお、検討結果が報告されているこれらの資料は、各会議終了後に議事録として情報ネットワーク「Web Campus」上に掲載され、速やかに情報の共有化が図られている。

### (3) 3-4の改善・向上方策(将来計画)

今後は、理事長・学長を始め学校運営に携わる法人職員と本学の教職員がコミュニケーションを図れる環境をより一層整備する。

大学を取り巻く環境は厳しく、今後は増々多様化と独創性等の変革が求められることが想定される。理事長及び学長のリーダーシップは今以上に求められるが、そのリーダーシップを補佐する必要性が高まる。平成26(2014)年度に副理事長職及び教育職の学長室長職を新しく設けて、各担当の業務を明確にすることにより、これまで以上に円滑な運営を行う事としている。

また、本学の各委員会及びセンター等において教職員が参画しているが、必ずしも一

人ひとりが規程や法令に習熟していない。今後の更なるボトムアップ促進のために、SD、FD等による教職員の能力向上を高めていく。

### 3-5 業務執行体制の機能性

#### 《3-5の視点》

#### 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

#### 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

#### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

##### (1) 3-5の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

##### (2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の事務組織及び職務の遂行については、「学校法人高崎商科大学事務組織規程」及び「学校法人高崎商科大学勤務規程」並びに「学校法人高崎商科大学事務職員人事考課規程」に規定されている。【資料3-5-1】

平成27（2015）年度の本学事務局は教学課（学生支援・総務グループ、教育・学習支援グループ）、キャリアサポート室、広報・入試室、CPCにより組織されている。

また、本学の事務職員は、大学協議会、学部教授会、メディアセンター、学生生活・学習支援センター、コミュニティ・パートナーシップ・センター、経理研究所、大学院研究科委員会、自己点検・評価委員会、FD推進委員会、教務委員会、学生委員会、就職委員会、入試・広報委員会、教育実習委員会、IR推進委員会、大学教養教育検討委員会など大学の教育活動を担う各種会議体に構成員として参画し、教育職員と共に業務を執行している。

#### 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本法人の管理部門は法人本部企画室並びに総務課が担っている。企画室では、学園全体の経営方針の企画・立案、学園振興に係る長期・短期計画、学園全体のIR、所管庁との交渉、プロジェクト計画・実施等学園全体の企画を担当している。総務課には庶務係と財務係がある。庶務係では諸規程の制定・改廃、理事会・評議員会庶務、教職員人事・給与・福利厚生、法人行事主催、法人文書の収受・回付、施設等の全般的な管理を担当している。財務係は、学費徴収、補助金受入れ、金銭出納、資産運用、財務計画、予算決算等を担当している。大学事務局とは教職員人事、学費聴取、教員研究費、規程制定・改定・改廃、予算・決算などで連携を図りながら円滑に業務を遂行している。

#### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の教育は、OJT (On-the-Job Training) に依るところが多いが、職員の能力向上に繋がるよう、学内における教職員向けの SD 研修と共に、学外で行われる研修会や各種セミナーに積極的に参加できるよう、その機会を用意し SD (職能開発) に対する意識を高めている。

学内における教職員向けの SD 研修については、平成 22 (2010) 年度は学部名変更のため、学内における学部教育を目的とした勉強会を実施した。平成 24 (2012) 年度・平成 25 (2013) 年度においては、現状の人事考課制度を踏まえ正しい人事考課のあり方を学ぶため、年度当初の最も効果的な時期に学園の各部門の管理職(教育職員・事務職員)を対象に、学外講師を招いた人事考課研修会を実施した。平成 26 (2014) 年 3 月には人事考課制度に対する共通の認識を図るべく、被考課者を対象とした研修会も実施している。同研修会においては、大学方針、事務局方針並びに各課方針から個人目標への落とし込み及び目標設定と管理についても言及している。

学外で行われる研修会等への積極的な参加への取組みについては、平成 23 (2011) 年度からスタートさせた社団法人日本能率協会「JMS 大学 SD フォーラム」である。「JMS 大学 SD フォーラム」は、年度当初に事務職員個々の年間研修計画を立てるため、確実に受講することができるだけでなく、若手職員・中堅職員・管理職、それぞれのニーズに対応した研修を受講することができることから、平成 26 (2014)・27 (2015) 年度においても学園事務職員全員が継続して受講している。

このほか、学外で開催される文部科学省や日本私立大学協会、日本私立短期大学協会、(社)私学経営研究会が主催する研修会やセミナー、その他各種研修会に積極的に参加している。参加者は報告書を作成し、関係部署への回覧、報告を行い、関係部署に情報をフィードバックしている。

また平成 27 (2015) 年度より事務職員自身の管理運営や教育・研究支援等の資質向上のための組織的な取組として「高崎商科大学スタッフ・ディベロップメント規程」を制定し、SD の企画・運営機関として、SD 推進委員会を設置して SD 活動を強力に推進している。既に平成 27 (2015) 年 4 月には入試改革と高大接続についての SD 全体研修会を実施している。

### (3) 3-5の改善・向上方策 (将来計画)

大学職員は、適切な教育環境を構築し、管理・支援する役割があるため、教育への理解、運営スキルの向上など、高い知識と能力が求められている。これに対応するためには学園としてSDへの取り組みが必要と思われる。SDへの取り組みは、業務を遺漏なくこなすだけでなく、業務全体の効率性やレベルアップを図り、優れた教育サービスの提供を実現し、大学運営や教育環境の基盤を強化することにある。また、中長期的な経営の安定化への基盤に影響を与える。

SDの取り組みは、国公立大学では進んでおり私立大学では遅れているようであるが、私立大学(地方の大学)のSDへの取り組みは、学生確保という危機意識の中で行われることから、国公立大学の取り組みとは体質の違うものとなると考える。

本学の将来に向けた事務職員の資質・能力の向上方策としては、中長期計画を明確

に示すとともに、人事考課制度による目標管理とのつながりを持たせる。また、事務職員に対しては、職位別研修、目的別研修、自己啓発研修等を研修業者に委託し、必要に応じた研修内容を年度当初にスケジュール化する。そして、事務職員個々に割り当てる。

また、SDの手法として、通常行っている各部署の会議に、他の部署のメンバーを加え、現在抱えている問題点をテーマに会議を行う。これにより、他の部署からの参加者は、一緒に検討することにより他の部署を学び現状を知ると共に、問題解決・政策提案能力を養うことができる。

SDは、単に事務の効率化のためだけでなく、長期的な視点からも大学の将来を支える人材育成や組織にも影響を与える。しかしながら、現場の業務の中で自然とSDがなされることが理想であり、できる限り特別な時間確保によるSDのための勉強会のみにならないことが大切だと思われる。

### 3-6 財務基盤と収支

#### 《3-6の視点》

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

##### (1) 3-6の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

##### (2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学、短期大学部、高等学校及び幼稚園を設置する法人全体においては、各学校の事業計画に基づき提出される予算要求を法人本部において精査し、理事会を経て予算に反映している。

大学・短期大学部においては、平成 29（2017）年度完成に向け新校舎建設の計画が予定されている。また、附属高校及び幼稚園は、耐震診断に基づく校舎の建替え及び耐震補強工事を行うことを、平成 24（2012）年 3 月に「校舎等耐震事業計画」（平成 24（2012）年度～平成 27（2015）年度）として策定し、理事会決定して、年次計画に基づき実施している。特に資金計画においては、法人運営の健全性に影響を及ぼすことのないよう留意した計画とし、日本私立学校振興・共済事業団の長期低利融資制度を利用するなどして、財務運営を適切なものに行っている。

平成 27（2015）年度は、事業計画に基づき、高校第 3 校舎等の解体工事を行うと共に、第 2・第 4 校舎の耐震補強工事を実施した。また、併せて第 2・第 4・第 5・第 6 校舎の空調機器及び照明機器の更新工事並びに、新たな駐輪場の整備や講堂への渡り廊下建築工事を実施した。

これにより、平成 24（2012）年度から実施した高等学校、幼稚園の耐震関係事業は全て無事終了した。

### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体の資金収支の状況については、毎年度安定した繰越支払資金を維持している。消費収支及び事業活動収支においても帰属収支差額、基本金組入前当年度収支差額は、平成 25 (2013) 年度は減少したが、平成 26 (2014) 年度以降は 2 億円を超える収入超過を継続してきている。

平成 27 (2015) 年度の事業活動収支について、収入では、学生生徒等納付金収入等で減少したものの寄附金収入や資産売却収入のほか、補助金収入が大学・短大関係で文部科学省「地（知）の拠点整備事業補助金」「私立大学等改革総合支援事業補助金」「教育研究活性化設備整備費補助金」「私立大学等経営強化集中支援事業補助金」の獲得や高校の「耐震改修事業補助金」等で大幅に増加したことにより、支出において人件費支出や教育研究経費支出、管理経費支出等も増加しているが、収入超過となっている。当年度収支差額については、26 年度同様に高校における校舎等耐震事業等の関係から、基本金組入額が増加していることで支出超過となった。

貸借対照表においては、総資金に占める自己資金の割合である純資産（自己資金）構成比率は、89.2%であり大学法人の全国平均 87.5%（日本私立学校振興・共済事業団「平成 27 年度版 今日の私学財政」の平成 26 年度 大学法人〈医歯系法人を除く〉データ）よりも高く良い状態である。

資産関係では、固定資産構成比率は平成 27 年度末 77.9%で全国平均の 86.4%より低く、現金預金を中心となる流動資産構成比率は全国平均 13.6%に対し 22.1%と高くなっている。

負債関係では、負債総額は年々減少してきていたが、附属高校の校舎建築資金として日本私立学校振興・共済事業団より長期借入をした関係から増加し、これに伴い総負債比率についても 26 年度は若干増加したが、全国平均の 12.5%から比べれば低く、27 年度末では 10.8%と健全な財政状態を維持している。また、流動比率は、全国平均の 253.2%を大きく上回る 27 年度末 662.8%であり、内部留保資産比率は、全国平均 26.2%を若干下回る比率ではあるが、負債に備える資産の蓄積は十分にされている。

他の貸借対照表関係比率を見ても、各年度とも大学法人の全国平均と比較して良い評価となっており、財政基盤は安定していると言える。

一方、法人全体の支出について、最も大きな割合を占める人件費は、人件費比率が平成 25 (2013) 年度より年々下がってきていたが 27 年度は退職金が増加した関係から 56.8%となっており、全国平均の 50.9%（「平成 27 年度版 今日の私学財政」の 26 年度 大学法人〈医歯系法人を除く〉データ）を上回っている。教育研究経費比率は、31.4%（同 31.2%）、管理経費比率は、7.1%（同 9.0%）とほぼ良好な状態にある。

大学部門の財務状況についてみると、帰属収支差額、消費収支差額ともに収入超過を継続してきている。平成 27 (2015) 年度は、学生生徒等納付金収入が減少したことから、基本金組入前当年度収支差額の収入超過額も減少してはいるが、基本金組入後の当年度収支差額も収入超過であり、資金収支、事業活動収支ともに、収支は均衡状態にある。

学生生徒等納付金比率は 76.1%（全国平均 78.5%〈日本私立学校振興・共済事業団「平成 27 年度版 今日の私学財政」の平成 26 年度 大学部門〈系統別〉単一学部・社

会科学系学部データ)) で、これまで同系統大学の全国平均よりも若干高い状態で推移してきていたが、全国平均よりも低くなった。また、補助金比率は 21.3% (同 11.5%) であり、昨年から比べれば 4 ポイント高くなった。人件費比率は 49.2% (同 60.0%)、教育研究経費比率は 37.9% (同 40.7%)、管理経費比率 9.0% (同 13.4%) であり、教育研究費比率については若干全国平均を下回っているが、良い数値となっている。

また、基本金組入後収支比率 (消費収支比率) は 98.5% (同 129.2%) となっており、大学部門の収入と支出のバランスは取れていて良好な状態にある。

本学では、大学の教育研究の活性化や外部資金の獲得のため、年度運営方針として科学研究費補助金を始めとする外部資金に一人 1 件申請することを掲げており、科学研究費については、研究分担者として 2 名が補助金を獲得している他、1 名が電気通信普及財団から補助金を受けている。

平成 25 (2013) 年度に文部科学省「地 (知) の拠点整備事業」に採択されたことで、平成 25 (2013) 年度から平成 29 (2017) 年度までの 5 年間における外部資金を獲得している。これに加え 27 (2015) 年度は、文部科学省「私立大学等改革総合支援事業補助金」「教育研究活性化設備整備費補助金」「経営強化集中支援事業補助金」も獲得している。

高崎商科大学

表3-6-1 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）

	比 率 名		金 額 (円)	平成27年度 (%)	全国平均 (%) (医療系法人除く)	評
1	固定資産構成比率	固定資産	8,358,720,332	77.9	86.4	▼
		総資産	10,727,597,712			
2	流動資産構成比率	流動資産	2,368,877,380	22.1	13.6	△
		総資産	10,727,597,712			
3	固定負債構成比率	固定負債	802,120,735	7.5	7.2	▼
		負債+純資産	10,727,597,712			
4	流動負債構成比率	流動負債	357,378,427	3.3	5.4	▼
		負債+純資産	10,727,597,712			
5	純資産構成比率	純資産	9,568,098,550	89.2	87.5	△
		負債+純資産	10,727,597,712			
6	繰越収支差額構成比率	繰越収支差額	853,860,741	8.0	-12.9	△
		負債+純資産	10,727,597,712			
7	固定比率	固定資産	8,358,720,332	87.4	98.8	▼
		純資産	9,568,098,550			
8	固定長期適合率	固定資産	8,358,720,332	80.6	91.3	▼
		純資産+固定負債	10,370,219,285			
9	流動比率	流動資産	2,368,877,380	662.8	253.2	△
		流動負債	357,378,427			
10	総負債比率	総負債	1,159,499,162	10.8	12.5	▼
		総資産	10,727,597,712			
11	負債比率	総負債	1,159,499,162	12.1	14.3	▼
		純資産	9,568,098,550			
12	前受金保有率	現金預金	2,116,341,947	942.0	344.6	△
		前受金	224,664,000			
13	退職給与引当特定資産保有率	退職給与引当特定資産	110,000,000	101.4	67.6	△
		退職給与引当金	108,498,615			
14	基本金比率	基本金	8,714,237,809	92.0	97.1	△
		基本金要組入額	9,471,549,609			
15	減価償却比率	減価償却累計額（図書を除く）	2,319,922,757	36.2	48.4	～
		減価償却資産取得価格（図書を除く）	6,400,534,006			
16	積立率	運用資産	3,516,442,578	141.7		△
		要積立額	2,481,358,003			

（注1） △ 高い値が良い ▼ 低い値が良い ～ どちらともいえない

（注2） 全国平均は、平成26年度実績とする。



高崎商科大学

表3-6-2 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）

	比 率 名		金 額 (円)	平成27年度 (%)	全国平均 (%) (医療系法人除く)	評
1	人件費比率	人 件 費	1,300,577,932	56.8	50.9	▼
		経常収入	2,289,682,000			
2	人件費依存率	人 件 費	1,300,577,932	91.1	73.3	▼
		学生生徒等納付金	1,426,990,710			
3	教育研究経費比率	教育研究経費	719,656,214	31.4	31.2	△
		経常収入	2,289,682,000			
4	管理経費比率	管理経費	161,962,275	7.1	9.0	▼
		経常収入	2,289,682,000			
5	借入金等利息比率	借入金等利息	3,068,585	0.1	0.2	▼
		経常収入	2,289,682,000			
6	事業活動収支差額比率	基本金組入前当年度収支差額	204,058,209	8.3	7.2	△
		事業活動収入	2,450,481,391			
7	基本金組入後収支比率	事業活動支出	2,246,423,182	104.6	107.5	▼
		事業活動収入－基本金組入額	2,148,362,899			
8	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金	1,426,990,710	62.3	69.5	～
		経常収入	2,289,682,000			
9	寄附金比率	寄 附 金	24,431,069	1.0	3.9	△
		事業活動収入	2,450,481,391			
	経常寄附金比率	教育活動収支の寄附金	14,071,678	0.6		
		経常収入	2,289,682,000			
10	補助金比率	補 助 金	849,588,464	34.7	12.2	△
		事業活動収入	2,450,481,391			
	経常補助金比率	教育活動収支の補助金	699,448,464	30.5		
		経常収入	2,289,682,000			
11	基本金組入率	基本金組入額	302,118,492	12.3	13.6	△
		事業活動収入	2,450,481,391			
12	減価償却費比率	減価償却額	200,539,158	9.2	11.5	～
		経常支出	2,189,697,006			
13	経常収支差額比率	経常収支差額	99,984,994	4.4		△
		経常収入	2,289,682,000			
14	教育活動収支差額比率	教育活動収支差額	81,418,191	3.6		△
		教育活動収入計	2,268,046,612			

(注1) △ 高い値が良い ▼ 低い値が良い ～ どちらともいえない

(注2) 全国平均は、平成26年度実績とする。

高崎商科大学

表 3 - 6 - 3 事業活動収支計算書関係比率 (大学単独)

	比 率 名		金 額 (円)	平成 27 年度 (%)	全国平均 (%) (社会科学系学部)	評
1	人件費比率	人 件 費	446,441,747	49.2	60.0	▼
		経常収入	907,546,982			
2	人件費依存率	人 件 費	446,441,747	64.7	76.4	▼
		学生生徒等納付金	690,447,900			
3	教育研究費比率	教育研究経費	343,933,542	37.9	40.7	△
		経常収入	907,546,982			
4	管理経費比率	管理経費	82,006,906	9.0	13.4	▼
		経常収入	907,546,982			
5	借入金等利息比率	借入金等利息	0	0.0	0.3	▼
		経常収入	907,546,982			
6	事業活動収支差額比率	基本金組入前当年度収支差額	54,759,018	5.9	-16.5	△
		事業活動収入	931,683,568			
7	基本金組入後収支比率	事業活動支出	876,924,550	98.5	129.2	▼
		事業活動収入-基本金組入額	890,504,639			
8	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金	690,447,900	76.1	78.5	～
		経常収入	907,546,982			
9	寄附金比率	寄 附 金	9,865,504	1.1	0.6	△
		事業活動収入	931,683,568			
	経常寄附金比率	教育活動収支の寄附金	655,918	0.1		
		経常収入	907,546,982			
10	補助金比率	補 助 金	198,237,007	21.3	11.5	△
		事業活動収入	931,683,568			
	経常補助金比率	教育活動収支の補助金	183,310,007	20.2		
		経常収入	907,546,982			
11	基本金組入率	基本金組入額	41,178,929	4.4	9.8	△
		事業活動収入	931,683,568			
12	減価償却費比率	減価償却額	68,224,688	7.8	12.6	～
		経常支出	876,814,195			
13	経常収支差額比率	経常収支差額	30,732,787	3.4		△
		経常収入	907,546,982			
14	教育活動収支差額比率	教育活動収支差額	22,458,295	2.5		△
		教育活動収入計	899,272,490			

(注 1) △ 高い値が良い ▼ 低い値が良い ～ どちらともいえない

(注 2) 全国平均は、平成26年度実績とする。

### (3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27（2015）年度は、附属高校で校舎等耐震事業を実施していることにより法人全体としては支出超過であるが大学は収入超過となっている。今後とも健全な経営を継続するためには、安定した財政基盤の維持が不可欠である。

そのためには、教育の継続的な見直し改善と同時に、財政面での各経費の適切かつ効果的な配分と本法人の主要な収入である学生生徒等納付金及び補助金収入を増加させることが必要であり、何よりも学生の安定的な確保が課題である。

各設置学校の中長期の事業計画と共に、法人全体の中期計画に基づく財務計画により、施設設備の計画的な整備と教育環境の充実に向けて取組み、引き続き財政基盤の安定と収支バランスの確保された適切な財務運営を行っていく。

また、外部資金の導入についても、科学研究費補助金や文部科学省の補助金事業等に今後も積極的に応募していく。

## 3-7 会計

### 《3-7 の視点》

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

##### (2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

法人及び大学の会計処理は、学校法人会計基準に基づき、「学校法人高崎商科大学経理規程及び経理規程施行細則」に則り適正に処理されている。

本法人の予算制度は、先ず法人本部より前年度 10 月に予算編成方針を各設置学校及び各部署に対し、学園の財政状況と併せて示し周知する。その後 1 月中に各部署から提出された予算要求についてヒアリングを実施し、各部署の事業計画並びに全体の収支バランスを考慮し調整を図った後、次年度の事業計画及び予算案として編成している。決定した予算は、各部署の予算要求担当者に対し説明し、併せて予算要求担当者から各課員に内容を周知させている。

予算執行は、経理規程に基づき円滑に行われている。日常的には、承認済の予算に基づき、物品購入依頼伝票を起票し、各部門の課長が承認の後、総務課に提出される（但し、10 万円以上のは稟議書により理事長決済としている）。伝票は、会計システムに入力するとともに、締め日を 20 日として同課で集計され、当月末日を支払日としてインターネットバンキング等による振込み又は現金集金により処理している。これらの支払いの処理と会計の処理は、総務課内で段階的に複数人のチェックの後、法人本部長の最終承認を行っており、チェック機能の働く体制をとっている。

また予算は、3 月に本予算を編成するほか、5 月には各設置学校の在籍者数や前年度決算額の確定に伴う補正予算（1 回目）を編成し、2 月には年度中のここまでの実

績と3月までの見込みに基づき、補正予算（1回目）と乖離がある科目について補正予算（2回目）を編成し、決算と大きな差異が生じないようにしている。

なお、会計処理における不明な点は、文部科学省、群馬県、日本私立学校振興・共済事業団や公認会計士などに適宜質問し、適切な処理が行えるよう指導・助言を受けている。

会計システムにより、予算の執行状況も迅速に把握できるなど、円滑かつ適切な会計処理が行われている。

### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人における監査は、公認会計士による監査と監事による監査とにより行われている。公認会計士による監査は、会計伝票、元帳、証憑書類、稟議書及び試算表による照合と物品購入等手続きの確認や業務手続の確認等により実施されており、会計処理の状況監査と決算終了後に最終監査を受けている。

監事による監査は、理事会及び評議員会に毎回出席し、法人の業務、財産の状況及び各設置学校の管理運営の状況をチェックするとともに、理事会などで来学する際に状況を見て、法人財務担当者よりその都度財務状況を報告している。なお、毎年5月には期末の決算に係る監査を実施している。

また、決算における会計監査時や年度途中において、公認会計士と監事、法人本部長（副理事長兼務）及び法人財務担当者により状況報告や意見交換する機会を設けている。

### (3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、引き続き学校法人会計基準と法人の規程に則り、適正な処理を実施していく。平成27（2015）年から学校法人会計基準が改正されたことに伴い、その内容を理解した上で、会計システムの対応や規程の見直しなどを行い、円滑な移行ができるよう対応した。

会計監査の体制については、監査が適正に行われるよう公認会計士及び監事と連携を図りながら、引き続き適正な監査体制の維持及び厳正な実施に努めていくこととする。平成25（2013）年度までは公認会計士1名により監査が行われていたが、平成26（2014）年度から2名の体制により実施されており、監査の精度及び効率アップが図られている。

なお、平成27（2015）年度は、学園内部のみの視点ではなく、外部からの視点を取り入れた財務分析を実施することにより、より安定した経営基盤を築くことを目的として、外部業者による財務分析も実施した。

### [基準3の自己評価]

本学の寄附行為や学則・諸規程は教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法律に則り規定されている。また教職員は法令を遵守し、環境保全・人権安全に配慮している。教育情報や財務情報はホームページ、パンフレット、学園誌等の媒体を使い積極的に公表しており、経営の規律と誠実性は保たれていると判断してい

る。

理事会は理事長の強いリーダーシップのもとに中長期計画と将来を見据えた戦略的な意思決定を行い運営している。学長は各センター及び委員会からあげられた議案を大学協議会に諮り、教授会、評議員会、理事会などでの協議、審議を経て実効化している。これらのプロセスは組織間の円滑なコミュニケーションと相互チェックによるガバナンス機能が働いており、学長の適切なリーダーシップとボトムアップのバランスは保たれていると言える。

センター、委員会などの各種会議体には事務職員が構成員として必ず参画し、業務を執行している。また教職員の目標管理制度や事務職員のSD活動も自主的な勉強会も含め、習慣化されてきている。

法人全体の資金収支状況は毎年安定した繰越支払資金を維持し、消費収支、事業活動収支に於いても帰属収支差額、基本金組入前当年度収支差額が過去10数年プラスを継続しており収支バランスは取れている。また、資産関係では流動比率は全国平均を大きく上回る数値であり、内部留保資産比率は全国平均を若干下回ってはいるが、負債に備える資産は十分に蓄積されている。

本学の会計処理は学校法人会計基準に則り適正に処理されている。また中長期計画をもとにした予算管理システムも定着化しつつある。監査は現在、公認会計士2名と監事2名との連携により行われており、監査の精度及び効率アップが図られ、信頼度は更に高まっている。

## 基準 4. 自己点検・評価

### 4-1 自己点検・評価の適切性

#### 《4-1 の視点》

#### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

#### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学では、平成 13（2001）年の開学時に、「高崎商科大学自己点検・評価規程」が制定された。これに基づき学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」が設置された。毎年度の教育・研究・運営の自己点検を行い、平成 15（2003）年度から「自己点検・評価報告書」の発行を行ってきた。この時期の自己点検・評価活動は、教員個人の教育・研究活動や、各部局、各委員会活動についての個々の報告を基にした自己点検・評価が中心であり、教員や部局ごとの自主的・自律的な自己点検・評価ではあるものの、大学の使命・目的に即した、全学的または体系的なものといえる水準には達していなかった。

平成 14（2002）年の学校教育法の一部改正で、自己点検・評価の実施と結果の公表に係る規程が明示され、認証評価機関による認証制度が導入された。

これに伴い、本学でも平成 17（2005）年度より、自己点検・評価活動を大きく変更し、全学的かつ体系的な自己点検・評価の取り組みを目指した。例えば、教員および職員に係る領域では、「大学の使命・目的」と「教職員個人の自己評価・点検」の中間に「年度方針」を加えることで、両者を実効的に連動させることを試みている。具体的には、本学の使命・目的を果たすための具体的な施策や方針を、学長が年度当初に「運営方針」として教職員に提示する。これを受けて教職員は所属長との面談を通して年度始めに自らの個人目標を定め、年度半ばに中間面談を受け、年度終了後に自己評価を行う。所属長はその自己評価を基に人事考課を行う体制となっている。

なお、平成 27（2015）年度より専任の全教職員を対象とした「全学会議」を実施している。4月の初旬に実施されており、学長から大学全体の方針について説明がなされ、各部署の年間方針及び個人の年間目標に落とし込みを行うことが確認されている。

#### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

平成 17（2005）年度より、自己点検・評価委員会の体制を改め、大学協議会の構成員全員が自己点検・評価委員会を兼ねることとなった。大学協議会の構成員は、学長、学生部長、学部長、研究科長およびセンターや研究所の長から成り、各委員会の担当役職者も兼ねており、委員会やセンター、研究所が年度始めに制定する年間計画の策定や年度末の自己点検に直接携わっている。また教員組織の FD 推進委員会の主要な構成員や、職員組織の SD 企画立案担当者も含まれる。教員の人事考課における一次評価

者である学部長、職員の一次評価者である事務局長及び事務局次長の両者が自己点検・評価委員会の構成員となるため、組織運営の自己点検・評価と、教職員個々人の自己点検・評価を、有機的に組み合わせて、全学的かつ体系的な視点からの自己点検・評価が可能となっている。

また、学長の諮問機関の側面と執行機関の側面を併せ持つ大学協議会と、施策の検証、評価を行う自己点検・評価委員会が同一構成員であり、日常的に全学的な見地から、個々の部局や委員会の施策について協議を定期的に行い、課題を共有している。そのため組織の階層を深めすぎることなく、教育・研究現場の当事者に近い視点と、全学的な視点とを併せもつ自己点検・評価が可能になっている。

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

「高崎商科大学自己点検・評価規程」に従い運用がなされている。

平成 27（2015）年度は自己点検・評価委員会は年間 9 回開催された。また平成 15（2003）年以降、自己点検・評価報告書は、「自己点検・評価規程」の定めるところに則り、毎年度制作され理事長に報告するとともに、冊子として印刷され、関係各所に送付されている。平成 22（2010）年以降は大学ホームページにて公開されている。

#### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学全体としての目標と、個々人の目標をさらに連携させてゆくことが望まれる。教員の多様な研究、教育活動や、職員の企画立案や日常業務が、大学全体の使命や目標を達成することを意識して実行され、連携を生み出すための自己点検・評価活動としていくことが必要である。具体的には以下の方策の検討が必要と思われる。

- 1) 教員個々人を対象とした人事考課の項目や書式は数度の改善を経てきたが、より「運営方針」を反映させる運用を行う。
- 2) 部局、委員会の自己点検・評価は、特に人事考課のような面談やレビューの機会も設けていない。現状では定期的に開催される大学協議会、自己点検・評価委員会の協議の中で日常的な課題の共有と PDCA を行っている。新たにレビューの機会を制度として組込むことの必要性の検討を行う。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

##### 《4-2 の視点》

##### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

##### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

##### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

## (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

教員、職員個々人の自己点検・評価は、学長あての「個人目標計画書」「個人目標達成自己評価書」「教員個人教育・研究活動計画書」および自己点検・評価委員会あての「教員個人教育研究活動報告書」の書類と、所属長との面談に応じてすすめられる。上記の計画書、報告書類の提出・利用・保管については、提出先である学長および自己点検・評価委員会、ならびに、一次評価者である学部長、事務局長、事務局次長によって厳正に行なわれている。また、これらの計画書、報告書類は、教員、職員の自己点検・評価として、具体的な数値を基に行うことが求められ、学期終了後に行われる学生による授業についてのアンケートなどを自己点検・評価の指標の一つとして利用する教員もいる。

委員会やセンターなどの学内部局の組織的な活動の自己点検・評価は、自己点検・評価委員会あての「年間計画書」「自己点検・評価書」の書類をもとに進められる。委員会やセンター及び研究所等の部局では、年度初回の委員会やセンター会議及び研究所会議で「年間計画書」年間計画が示され、年度最終回の委員会やセンター会議及び研究所会議で活動や組織運営の振り返りが行なわれ、「自己点検・評価書」に反映される。委員会やセンター会議及び研究所会議の開催は書面及び Web Campus で行われ、議事録は事務局内で閲覧可能な形で保管され、Web Campus で委員会の委員、センター員および研究所員ごとに限定公開されている。委員会やセンター会議及び研究所会議に書面にて提示された資料は、すべて開催会議ごとに、議事録とともに事務局内で閲覧可能な形で保管されている。委員会やセンター及び研究所における活動は再検証、再評価が可能な透明性を保っている。

自己点検・評価委員会では、個人、組織、個々の自己点検・評価を、あらためて全学的、また体系的な視点から行う、その際に、大学協議会にて委員が共有した情報を元に十分な協議が行われている。

### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-①における、教職員個人、ならびに、委員会やセンター、研究所における自己点検評価、また、自己点検・評価委員会における全学的・体系的な自己点検・評価のそれぞれにおいて、それぞれの議事録や会議資料が確認される。また、全学的に統計処理された以下の資料が随時利用される。また、これらは教職員個人へは、所属長による年2回の面談におけるフィードバックにおいても利用される。

- 1) 学生への定期的なアンケート。a. 授業についての年2回の科目ごとのアンケート  
b. 年に1回の学生満足度アンケート c. 2年に1回の施設・設備についてのアンケート
- 2) 保護者会総会におけるアンケートや相談記録。年に1回開催される保護者会総会において参加者全員に行うアンケートおよび、同日に行われる個別相談の相談票
- 3) 教務関連の資料。科目ごとの出席状況、や成績分布、成績上位者、下位者の状況、



年2回の学生による成績問い合わせ記録

- 4) 学生関連の資料。学生生活・学習支援センターにおける相談記録、年1回の学生生活と資格取得についてのアンケート
- 5) 進路関連の資料。毎月の就職内定状況記録。

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

4-2-②における資料は、関連する委員会やセンターおよび研究所において、委員会やセンター会議、研究所会議において共有され、まず委員やセンター員、研究所員の協議の対象となる。

また、授業関連など、教員個人にかかわる情報は、教員個人ごとに開示され、個々人の自己評価の資料として利用される。

自己点検・評価委員会が毎年作成する「自己点検・評価報告書」は、大学ホームページを通して公開される。

#### (3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教員は、人事考課と教育研究活動報告の2系統の自己点検・評価を行うシステムとなっている。両方で重複する点もあり、役割や位置付けをより体系的に明確化するとともに教員への周知を徹底する必要がある。

学長による年度ごとの「運営方針」をもとに、教職員個々人や、委員会やセンターおよび研究所が計画を立て、自己評価を行い、全学的また、体系的な計画立案や自己点検・評価を担保することになっているが、「運営方針」の解釈や反映度でばらつきがある。学長が教授会で行う「運営方針」の提示や所属長による面談などを通して、さらなる深化が求められる。

### 4-3 自己点検・評価の有効性

#### 《4-3の視点》

#### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

##### (1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

##### (2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

本学におけるPDCAは、期間、単位ごとに以下の4つがある

- 1) 中長期計画(5年周期)
- 2) 年間計画(1年周期)
- 3) 個別業務の計画と評価(随時)
- 4) FD、SD活動

1)については、学長を議長とする中長期計画策定会議が中長期計画(「中長期ビジョ

ン」)を策定する。これは大学の使命である建学の精神、教育理念と、具体的な戦略にあたる年間方針との間をつなぐものと位置付けられている。平成 25 (2013) 年度には、当時の将来構想委員会によって、翌年度から 5 年間の中長期計画である「TUC Vision 2014-2018」が策定された。平成 26 (2014) 年度には将来構想委員会の名称を中長期計画策定会議に変更し、会議の役割を明確化した。中長期計画策定会は中長期計画そのものの自己点検・評価を行い、新たに改訂された「TUC Vision 2015-2019」が策定された。平成 27 (2015) 年度は、同ビジョンにそった施策を進め、学部学科設置準備室を組織し、平成 29 (2017) 年度の新学科設置のための取り組みを担った。

2) は、本学の PDCA サイクルの中心をなすものである。年度初めに学長より示された「運営方針」をもとに、教職員個人や委員会やセンターおよび研究所は年間計画を立て、自己評価を行う。それらの個別の評価を踏まえ、全学的また、体系的な自己点検・評価を、自己点検・評価委員会が行う。自己点検・評価委員会は毎年度、「自己点検・評価報告書」を作成し、理事長に提出するとともに、本学ホームページを通して対外的に公開する。

3) は、日常的な業務における PDCA サイクルである。委員会やセンターおよび研究所では、原則として月に 1 回開催される委員会や会議において、業務ごとに計画や結果の評価が協議される。また、教員や職員個人についても、随時、必要に応じて所属長が助言を行うことがある。

4) は、明確なサイクルを持つものではないが、自己点検・評価活動の視点を提供して活性化し、組織的に自主的な授業改善、資質向上を図るものである。毎年テーマを決めた FD 研修会、SD 研修会、年に 2 回の授業公開などが行われている。

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

中長期計画は、平成 25 (2013) 年度に、新たに始めたものであり、教職員への周知や理解が不十分な点もある。全学会議や教授会、事務職員による部課長連絡会議等を通じ、これを徹底する必要がある。

## 【基準 4 の自己評価】

本学の自己点検・評価は、以下の点において適切性、誠実性ならびに有効性の基準を満たしていると判断する。

- 1) 平成 13 (2001) 年の開学時に規程の整備と委員会の設置が行われ、平成 15 (2003) 年度より毎年度、自己点検・評価報告書が発刊されている。
- 2) 認証評価機関による認証制度の導入に伴い、平成 17 (2005) 年度に大規模な改善を行い、全学的かつ系統的な自己点検・評価体制を構築した。この体制に教職員の自

自己点検・評価も有機的に統合している。

- 3) 自己点検・評価活動は、教職員個人、委員会のレベルにおいても、また、センターなどの学内部局のレベルにおいても、エビデンスに基づいて行われ、さらに、自己点検・評価委員会が、あらためて全学的・体系的な視点から自己点検・評価を行っている。
- 4) 上記の根拠となる調査やデータの収集は適切に行われ、また自己点検評価の結果は、学内外へ大学ホームページを通して公開されている。
- 5) 大学全体の PDCA も中長期、年間、個別業務それぞれのサイクルで行われ、自己点検評価とも連携している。

また、以下の点の課題があり、さらなる改善が求められる。

- 1) 大学全体の目標と教職員個人、委員会やセンターおよび研究所の目標をさらに連携させるための運用や制度
- 2) 中長期計画の教職員への周知の徹底

#### IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

(以下は使命・目的に基づく大学独自の基準の例)

##### 基準 A. 社会連携

##### A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

###### 《A-1 の視点》

##### A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

###### 1) 公開講座

本学において蓄積されている教育・研究の成果を広く地域社会に公開し、地域住民の学習ニーズに応えるとともに地域文化の向上、地域の活性化に資することを目的として実施している。本学の公開講座は、平成 26 年度より国際・地域交流センターの事業を引き継いだ「コミュニティ・パートナーシップ・センター」(CPC)の事業の一環として実施され、幅広い年齢層を対象に門戸を開き、近隣地域を対象に広く社会に貢献している。

CPC の自主企画による公開講座は平成 27 年 5 月から平成 28 年 2 月までに 22 講座(内 13 講座が地域関連講座)を実施、本学学生を含む述べ 600 名が受講している【資料 ●●】。講座内容は本学教員による IT・観光・歴史・まちづくりなどのほか、地域研究の成果を生かした講座や地域の専門家による近隣地域の自然・環境・文化遺産・食などをテーマとした講座を増設し、地域学習の充実化を図っている。また、観音山丘陵ネットの会との共催で、環境分野の講座を企画・実施している。富岡製糸場総合研究センターとは「富岡学」を毎年継続的に開講することにより、本学の世界遺産に関する学習の機会を充実させている。本学での開催のほかに本学の学外活動拠点である富岡サテライトや山名拠点において体験型の講座等を実施した。

###### 2) 地域との連携講座

県または市町もしくは個々の公民館等で企画する講座等の講師として本学の教員を派遣する事業である。本年度より県生涯学習センターと連携協力し、本学教員による観光まちづくりをテーマにした連続講座を開設した(前橋市で開催)。また、しのめ信用金庫との連携企画である創業スクール「赤れんが塾」へ本学から講師を派遣した。これは、本年度より始まった本学の COC+事業における同金庫との包括的産学提携協定(平成 27 年度)に基づいた取り組みの一環として位置付けている。

###### 3) シンポジウム

下仁田シンポジウム 2015 は同町との包括的連携協定(平成 26 年度)に基づき 2 日

間の日程で実施された。約 50 名の学生や教員が下仁田町に宿泊し、住民とともにフィールドワークやワークショップを開催し、地域の課題について意見交換を行った。そのような体験を踏まえ、シンポジウムでは学生が若者ならではの視点から下仁田町活性化への取り組みを提案し、地域住民を含め 100 名を超える参加者に感銘を与えることができた。

#### 4) 地域創造フォーラム

地域創造フォーラムは、近隣地域の歴史や文化、地域課題に関する講演会やパネルディスカッションなどを平成 21 年度より毎年実施している。平成 25 年度のフォーラム(平成 26 年 3 月)は、本学が採択を受けた大学 COC 事業「地と知から(値)を創出する地域密着型大学を目指して」のスタートアップイベントとして位置付け、観光資源・振興に関する学生主体の事例発表や上信線沿線の観光まちづくりをテーマにしたシンポジウムを上毛新聞との共催で実施し、150 名の参加者に対して今後の COC 事業の展望を示した。

平成 26 年度の地域創造フォーラムは、平成 27 年 3 月、富岡市との共催で、「世界遺産は、地方創生への玉手箱となるのか」というテーマのもと富岡市生涯学習センターで開催し、180 名の来場者に富岡のまちづくりへの指標を提供した。

平成 27 年度の地域創造フォーラムは平成 28 年 3 月、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官をお招きし、一般市民を対象に地方創生の必要性について講演の時間を設けた。その後、富岡市、下仁田町、企業、金融機関、大学関係者による「地方創生における大学の果たす役割とはなにか」をテーマとしたパネルディスカッションにおいては、県内での地(知)の拠点大学による地方創生推進事業と人材育成の取り組みについて紹介がなされ、関係自治体・団体等が協力して、大学卒業者の「地元就職率の向上」と大学の研究・社会貢献を生かした「雇用の拡大・創出」の推進を図る必要性を明示・・・

#### 5) 商大シネマ

夏期休暇中の大学の施設を活用した貢献活動のひとつとして周辺地域の子どもたちを対象とした映画上映会である。平成 22 年度より毎年 8 月に実施しており、夏休みのお楽しみイベントとして定着している。毎回、100 名以上の親子連れなどが開場となる大講義室をほぼ満席にしている。大学が提供する地域の子どもの対象の文化活動のひとつとして実施している商大シネマは、大学に親しみ持ってもらえる絶好の機会となっており、地域の子どもたちや大人世代にも親しまれて回数を重ねている。

##### (1) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の研究・教育を地域社会に開放する公開講座については、本来の生涯学習が意図する「個人の自発的な意志で行う学習を生涯にわたって支援する環境づくり」をこれまで以上に推進し、地域社会のニーズに沿った満足度の高い講座の提供を目指す。群馬県教育委員会との連携協力のもと、本学の講座をぐんま県民カレッジ(本部事務局は群馬県生涯学習センター)の講座として実施するだけでなく、より多くの本学教員による講座を本部で実施する主催講座として開講するなど、双方向型の連携を強化

する。又、富岡サテライトや高崎の山名拠点においても広く学内外の専門家による地域の歴史や文化遺産をテーマにした地域関連講座や実技講座の開講を目指す。今後は、公民館や他大学等との公開講座などの情報交換を定期的に行いながら、受講生が満足する講座を企画することに努めるとともに、地域社会がかかえる課題を敏感に受け止め、本学の生涯学習に課せられて役割を模索しながら取り組みを進めていく。

高崎商科大学

H27 年度公開講座及びシンポジウム等

分類	講 座 名	回数	講師	日 付	参加者数	
地域	「さの」の魅力をさぐる	全2回	大工原美智子(高崎市歴史民俗資料館)	5/9 5/16	20 19	
	富岡学	全2回	今井幹夫(富岡製糸場総合研究センター 所長)	5/23 6/27	112 115	
	地下水の不思議	全1回	和田彦彦(地水環境コンサル)	7/4	15	
	世界記憶遺産をめざす上野三碑を読んでみよう	全3回	熊倉浩靖 (高崎商科大学 兼任講師) (群馬県立女子大学 群馬学センター 副センター長)	7/4 7/11 7/18	23 27 16	
	日本の観光政策から予測する地域の目指すべき姿	全1回	松本秀信 (下仁田町観光協会事務局長、 NPO法人アースワークスソ サエティ理事)	7/18	7	
	金井沢の自然観察会	全1回	剣持雅信 (ぐんま山森自然楽校代表、観音山丘陵ネットの会)	7/20	19	
	上毛かるたで見直す群馬の姿	全2回	熊倉浩靖(高崎商科大学 兼任講師) (群馬県立女子大学 群馬学センター 副センター長)	9/19 9/26	10 9	
	鎌倉街道山名宿を探る	全1回	大工原美智子(高崎市歴史民俗資料館)	10/3	37	
	鎌倉街道山本宿を探る	全1回	大工原美智子(高崎市歴史民俗資料館)	10/17	38	
	みそ仕込み体験講座	全1回	櫻澤芳江・飯島ハマ江(埼玉県ふるさとの味伝承士)	2/21	6	
	教養	楽しく学ぶコミュニケーション心理学	全4回	坂本章(高崎商科大学 准教授)	5/16 6/20	5 4
		知って得する旅行講座	全1回	井野正康(高崎商科大学短期大学部 兼任講師)	7/11	13
	芸術・趣味	オカリナ講座	全6回	坂本章(高崎商科大学 准教授)	6/13	6
7/11					9	
8/8					7	
9/12					6	
10/10					5	
中級囲碁講座～初段をめざそう～	全3回	淵上勇次郎(高崎商科大学 学長)	8/11	7		
			8/18	7		
			8/25	7		
ろうけつ染めで手ぬぐいを染める	全2回	大竹夏紀(染色アーティスト)	9/19 9/26	5 4		
医療・健康	続・笑いのエクササイズ	全1回	阿久津信子(Dr.Katarina School of Laughter Yoga)	10/10	8	
IT	今さら聞けないPC講座	全3回	竹上健(高崎商科大学 学部長)	11/21	7	
				11/28	6	
				12/5	7	
タブレットPC体験講座(無料講座)	全1回	竹上健(高崎商科大学 学部長)	11/10	7		
<b>公開講座 小 計</b>					<b>596</b>	
地域との連携講座	しのめ信用金庫連携企画 創業スクール「赤れんが塾」講師派遣	全4回	田中敬幸(高崎商科大学 専任講師)	8/29	34	
			田村信文(高崎商科大学 兼任講師)	12/5	5	
			萩原豪(高崎商科大学 准教授)	9/12	7	
	県生涯学習センター連携講座 「持続可能な観光まちづくり」	全2回	萩原豪(高崎商科大学 准教授)	9/12 11/27 12/4	7 35 25	
<b>地域連携講座 小 計</b>					<b>113</b>	
シンポジウム等	下仁田シンポジウム2015	全1回	下仁田地区: 下仁田町文化ホール2階 松本秀信 (下仁田町観光協会事務局長、 NPO法人アースワークスソサエティ理事)	11/7	一般28 本学学生47	
	1日目: ワークショップ		青倉地区: 下仁田町自然史館 ライトウ山崎晴世(高崎商科大学 教授)			
	2日目: シンポジウム		西牧地区: 本宿活性化センター 萩原豪(高崎商科大学 准教授)			
	懇談会(高崎商科大学富岡サテライトにて) 「地域総力戦で取り組む観光まちづくり」	全1回	加藤潤(NPO法人顕娃会観光プロジェクトリーダー)	11/8	12	
	地域創造フォーラム2016 「地方創生における大学の果たす役割とはなにか」	全1回	基調講演: 渡辺公徳 (まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官)	11/9	12	
	商大シネマ	全1回	『ナッツジョブ サーラー&パディのピーナッツ大作戦!』	3/5 8/8	130 106	
<b>シンポジウム等 小 計</b>					<b>441</b>	
<b>合 計</b>					<b>1,150</b>	

## A-2 地域社会との連携

### 《A-2の視点》

#### A-2-①大学と地域社会との連携・協力関係の推進

##### (1) A-2の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

##### (2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 25 年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業」（COC 事業）「地と知から(価)値を創出する地域密着型大学を目指して」の採択は、それまでの活動を統合発展させるだけでなく、全学的に責任をもって推進する体制整備への重要な契機となった。平成 26 年 4 月より主に連携自治体である高崎市・富岡市をはじめとする地域の行政、企業、商工会議所などとの連携協力関係を推進する窓口として「国際・地域交流センター」と「ネットビジネス研究所」を統合し、「コミュニティ・パートナーシップ・センター」(CPC)を設置した。

行政、企業とは既に「国際・地域交流センター」、「ネットビジネス研究所」などの部署と継続的な連携が推進されていたが、平成 26 年度には高崎市、富岡市、下仁田町と本学との連携協定の締結以来、行政と大学の各窓口が明確になり、相互協力の体制が整った。また、商業・観光の活性化などに資するため、上信電鉄株式会社との連携協定の締結を契機に、産官学連携の教育・研究分野における推進や、人材育成・まちづくりなどにおける協働の取り組みを推進している。

さらに地域との連携・協力関係強化のため、平成 26 年 7 月、富岡市の支援を受けて「富岡サテライト」を富岡市中心市街地に開設した。同所は、学生や教員の富岡市における教育・研究活動のベースキャンプとしてだけでなく、ミニ懇談会、地域住民との交流、他大学の教員との研修、地域活動団体への貸館などとしても活用されている。高崎市内の「山名拠点」は、平成 26 年度に高崎市の空きや対策事業による財政支援を受け民家の改修を行い、平成 27 年 7 月に正式稼働にこぎつけた。山名拠点では、ゼミ活動のほか、小規模の体験型公開講座、地域住民との学習・研修会などが開催されている。また、地域の会議や活動にも広く開放されている。

自治体などと大学の各窓口が明確になったことで、問い合わせに関する混乱が減少し、上信線沿線唯一の大学として、自治体や地域住民などから様々な協働要請が期待されているところである。

特に平成 26 年 6 月の富岡製糸場の世界遺産登録後は、連携推進分野が一段と広範囲に及ぶこととなった。平成 27 年度には元気フェスタや手づくり市への協力プロジェクトなどのまちなか活性化プロジェクトに加えて、世界遺産登録に関する市民意識調査及び観光客満足度調査やとみおか夏祭りの来場者調査などを富岡市や青年会議所との連携により実現させた。また、上信電鉄と本学の連携で実施していた工女おもてなしプロジェクトは、5 月からは富岡市も加わった産官学連携体制のもとで実施された。さらに、富岡市の要請によりまちづくり関係のワークショップへ学生が継続的に



参加している。学生はイベントの企画段階から積極的に関わっており、市からは若者の提案やアイデアに大きな期待が寄せられている。

高崎市との連携分野は、教育委員会との連携で取り組んでいる小中学校への学習支援ボランティアの派遣と「ふるさと学習」の対象校が3校から4校に増加した。また、今年度は、近隣の6公民館との連携事業プロジェクトが立ち上がり、任意の学生団体のメンバーを中心に各学公民館へ学生を派遣している。若者の参加により各公民館の企画事業が活性化したとの報告を受けている。下仁田町とは11月のワークショップとシンポジウムや地域の祭りへの参加を通して学生と地域住民とのつながりが広がった。

本学と企業との連携もCOC+事業の開始に伴い、一段と拡大している。本年度はテグレット技術開発・ワッフルコンピュータ（東京都）、しののめ信用金庫、高崎信用金庫との包括的産学提携協定を結んだ。テグレットとの連携は、情報通信技術と商学とを実践的に組み合わせた教育の実践とともに地域経済や地域社会の発展に寄与するのが狙いである。しののめ信用金庫とは、地域創業促進支援事業「赤れんが創業スクール」への講師派遣、本学のビジネスアイデアコンテストの共催などにおいて連携を深めている。また、上信電鉄や群馬ダイヤモンドペガサスと連携し、上信線沿線の少年野球チームを招待した交流イベントを成功させた。本学は今後も様々な分野での地域との連携が期待されている。

(1) A-2の改善・向上（将来計画）

「コミュニティ・パートナーシップ・センター」と自治体、学校等教育関係機関、生涯学習センターや公民館などの社会教育機関、地域活動団体等との継続的な連携に加えて、経済団体や企業などとの情報交換や組織的な連携を推進していく。また、本学の学外活動拠点を活用して地域住民との交流・学習・協働活動を活性化させることにより、地域から頼られる大学としての発展を目指す。

【基準Aの自己評価】

本学は開学以来、「社会への貢献」を大学の重要な使命の一つとして位置付け、地域住民の一員として地域の総合的な発展に主体的に関わってきた。大学の保有する知的・物的資源を活用し、以下を初めとする様々な地域貢献活動の取り組みを行ってきており、地域に貢献する大学として発展してきている。

平成26年度から本学はコミュニティ・パートナーシップ・センターを地域連携の窓口として常設したことで、各種事業を企画・実施し、地域との連携活動を充実させた。

コミュニティ・パートナーシップ・センターを中心とした組織的な地域連携体制を整備した結果、多数の学生が地域との連携活動や調査研究活動に取り組んでいる。

平成25年度、平成26年度に続き平成27年度の「地域創造フォーラム2016」も多くの参加を得た。

これらのことから、基準A「社会との連携」の基準は、満たしていると判断する。

高崎商科大学

平成 27 年度地域連携事業一覧

事業名 ( 連携先 )	日付	参加学生	特記事項
「石碑の路」再生プロジェクト(観音山丘陵ネットの会)	5月、6月、11月 2016年2月	延べ60名	簡易説明版 設置等
富岡まちなか手づくり市への協力(富岡市)	4/19	15名	
上州富岡駅観光案内おもてなし(富岡市・上信電鉄) ～産官学連携によるおもてなし事業～	5/2～11/29	延べ114名	
ファンタジートレイン運行協力(上信電鉄)	5/5	10名	一般70名
げんきフェスタへの協力(富岡げんき塾)	5/16	13名	
工女検定(富岡製糸場総合研究所)	7/18 7/27(追加実施)	84名 15名	一般受験者1名 合格者1名
「とみおか夏まつり2015」(富岡青年会議所) ・工女と記念撮影 ・来場者調査	7/25 7/25,11月～1月	2名 18名	232票回収
上信電鉄応援プロジェクト(上信電鉄・群馬ダイヤモンドベガス)	7/25	9名	
第12回たかさき雷舞フェスティバル(高崎市)	10月～11月	9名	
「シルクカントリーぐんま『絹の国自慢物産市』」(上毛新聞社)	10/3,10/4	4名	教職員9名
本学学園祭協力演舞披露(南八幡婦人会)	10月25日		婦人会11名
下仁田へ行ってんべー祭(下仁田町観光協会)	11/3	5名	
富岡製糸場周辺における観光客満足度調査(富岡市)	11/21,11/22	延べ28名	323票回収
「上州富岡駅観光案内おもてなし」広域案内マップ作成プロジェクト (富岡市)	12月～3月	9名	
「平成29年花と緑のぐんまづくりin富岡」に向けた見せ場づくり、イ ベントづくりワークショップ(富岡市)	12/13 12/20	5名 4名	
クリスマストレイン運行協力(上信電鉄)	12/20	22名	一般90名
第14回ビジネスアイデアコンテスト (しのめ信用金庫)	1次書類審査 結果発表:12/21 2次プレゼン審査 実施日:1/30	79名 28名	応募数28点 教職員20名 外部4名
さぬやま探検ランド「山仕事体験」 (観音山丘陵ネットの会,群馬森林管理署)	2/14	4名	
市内私立大学・短期大学連携事例発表会	2/23	7名	3事例発表
学習支援ボランティア(高崎市教育委員会) ・南八幡中学校 ・城山小学校 ・入野小学校 ・南八幡小学校	5/11～ 6/6～ 6/1～11/27 6/15～	延べ62名 延べ72名 延べ38名 延べ54名	
ふるさと学習(下記学校と連携) ・城山小学校(金井沢碑紙芝居・商大カルタ) ・南八幡小学校(上野三碑紙芝居・商大カルタ) ・入野小学校(多胡碑紙芝居・商大カルタ) ・南八幡中学校(上野三碑紙芝居・ふるさと検定)	7/24 10/14 10/22 12/4	2名 5名 5名 8名	小学生6名 小学生74名 小学生23名 中学生56名
藤岡市立美九里西小学校との交流事業	12/21 2/26	4名 3名	小学4年生14名
高崎市第5ブロック公民館との連携プロジェクト (南八幡・吉井・片岡・石原・城山・乗附公民館)	7/20、7/26、9/6、 9/19、10/4、 10/12、12/12、 12/13、 2016/1/16、2/20	延べ33名	
<b>COC+ 関連</b>			
包括的産学提携協定 ・株式会社テグレット ・しのめ信用金庫 ・高崎信用金庫	8/25 12/14 12/25		

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

「コミュニティ・パートナーシップ・センター」と行政、学校等教育関係機関、公民館などの社会教育機関、地域活動団体などとの継続的な連携に加えて、経済団体などとの情報交換や組織的な連携を推進していく。また、地域活動拠点を活用し、地域住民との交流・学習・協働活動を活発化させることにより、地域から頼られる大学としての発展を目指す。

【基準 A の自己評価】

本学は開学以来、「社会への貢献」を大学の重要な使命の一つとして位置付け、地域住民の一員として地域の総合的な発展に主体的に関わってきた。大学の保有する知的・物的資源を活用し、以下をはじめとする様々な地域連携活動の取り組みを行ってきており、地域に貢献する大学として発展してきている。

平成 26（2014）年度から、本学はコミュニティ・パートナーシップ・センターを地域連携の窓口として常設したことで、各種事業を企画・実施し、地域との連携活動を充実させた。

コミュニティ・パートナーシップ・センターを中心とした組織的な地域連携体制を整備した結果、多数の学生が地域との連携活動や調査研究活動に取り組んでいる。

平成 25（2013）年度に引き続いて、平成 27（2015）年 3 月に富岡市で「地域創造フォーラム 2015」を実施し、多くの参加を得た。

これらのことから基準 A「社会との連携」の基準は、満たしていると判断する。

**基準 B. 海外活動**

**B-1 学生への海外体験、多文化交流機会の提供**

《B-1 の視点》

**B-1-① 多文化理解が可能な正課・課外プログラム、海外留学、異文化体験等の提供**

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**B-1-① 多文化理解が可能な正課・課外プログラム、海外留学、異文化体験等の提供**

本学は平成 13（2001）年に開学された比較的新しい、小規模の単科大学である。地域に根差した実学教育を主として取り組んできた経緯があり、インターンシップやフィールドワークは積極的に推進してきた。一方で、海外に関連する教育については、学生数等の規模もあり、多くのニーズを確認することができず、留学等の活動は他大学に対して遅れを見せていたのが実情である。

しかし、近年のグローバル化への傾倒により、平成 26（2014）年度より本格的に推進を開始した。平成 26（2014）年の夏季から海外の教育機関調査を開始し、平成 27

（2015）年 1 月には、オーストラリアの Sun Pacific College と海外提携を締結、平成 27（2015）年 2 月にはベトナムの日本語学校 Mina と、同年 3 月にはベトナムの私

立フンドン大学と、更に同年 12 月にはベトナムの国立貿易大学と大学間協定を締結した。特にベトナムの 3 教育機関との協定は、学生の交流、教職員同士の情報交換や共同研究等も盛り込まれており、今後の海外関連活動は大きく展開することとなる。海外活動をスムーズに実施するため、海外における教育活動に力を入れている民間企業である株式会社ソフトブリッジ・グローバルスタディーズと協定を締結（平成 26（2014）年 12 月）し、海外活動を行う上での協力体制を確立した。更に協定大学との交換留学等を見据え、平成 27（2015）年 4 月には「高崎商科大学交換留学規程」も施行している。

これらの取り組みを経て、平成 27 年度は以下の取り組みを実施することができ、学生に対して多文化理解が可能な課外プログラム及び異文化体験等を提供することが出来た。

① ベトナム ショートステイプログラム

平成 27 年 9 月に実施し、参加者は 6 名。ベトナムのハノイに約 1 週間滞在し、先方大学の学生との交流、企業訪問、福祉施設訪問、日本語学校の講師との交流を実施。

② ブルネイ インターンシップ

平成 27 年 8 月から 9 月に実施し、参加者は 1 名（併設の短期大学生は 2 名参加）。ブルネイの大手旅行会社にて約 1 か月のインターンシップを実施。実習期間中は全て英語のプログラムであり、ツアーコンダクターの研修も含まれている。

③ ベトナム 交換留学生の受け入れ

平成 27 年 9 月から平成 28 年 8 月までの 1 年間、協定先であるフンドン大学より交換留学生 2 名を受け入れ。

上記の内、②のブルネイにおけるインターンシップについては、単位認定の制度も設けているため、正課に近い形での提供と言える。

これらの海外プログラムは好評を得ており、既に多くの学生から参加希望が出ている。平成 28 年 4 月には①のベトナムへのショートステイプログラムの説明会を実施しており、7 名の学生が参加した。

さらに平成 28 年 2 月には協定先であるベトナムのフンドン大学と海外インターンシップについての交渉を開始しており、平成 28 年度の夏季実施に向け、具体的な打ち合わせを行っている。

### (3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

多文化理解への取り組みに偏りを出さないためにも、次年度以降は欧米やオセアニアへのインターンシップについて調査及び検討を行う。また平成 27 年度より開始した上記取り組みは継続し、定着させることが必要であり、毎年実施することによって参加学生が増加することも期待される。

近年海外においてテロなどの事件が多発している。学生が安全に異文化体験活動等を行えるフィールドを確保することは今後の課題であり、急務と言える。平成 28 年度は安全面を優先的に考慮した学びのフィールドを調査し、将来に繋がるインターンシップ等のプログラムの可能性を探る。独自調査による開拓のみではなく、旅行会社等

に対する情報収集等も積極的に行い、平成 28 年度の後期には具体的なプログラムの企画を行う。さらに本学の「危機管理基本マニュアル」の充実も図り、保護者も安心できる支援体制の構築を図っていく。

また、学生の費用負担も考慮し、申請可能な補助金や支援制度についても情報を収集する。

#### **[基準 B の自己評価]**

本学は開学以来、地域に根差した実学教育を主として取り組んできた経緯があり、留学や異文化交流等の海外に関連する教育については、遅れを見せていた。商学部という枠組みを重視する体質から、語学教育の推進や国際化に対しては多くの力を割かなかつたと言える。このような歴史の中で、平成 26 (2014) 年度に海外大学と協定を締結し、平成 27 (2015) 年度には海外プログラムを実施したことは大きな成果と言える。

更に、平成 27 年度自己点検・評価報告書に課題として掲げた課題及び検討事項については、ほぼ実行できており、本学のキャリア教育も大きく進展したと考えている。今後も引き続き海外活動の機会提供を行い、学生に対して幅広い学修環境の提供を行える様、調査及び検討を継続する。

## V. エビデンス集一覧

## エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

## エビデンス集（資料編）一覧

### 基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
【資料 F-5】	学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	

### 基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】		
・		
・		
・		
・		
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】		
・		
・		
・		
・		

1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】		
・		
・		
・		
・		

## 基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】		
・		
・		
・		
・		
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】		
・		
・		
・		
・		
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】		
・		
・		
・		
・		
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】		
・		
・		
・		
・		
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】		
・		
・		
・		
・		
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】		
・		
・		
・		
・		
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】		
・		



・		
・		
・		
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】		
・		
・		
・		
・		
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】		
・		
・		
・		
・		

## 基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】		
・		
・		
・		
・		
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】		
・		
・		
・		
・		
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】		
・		
・		
・		
・		
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】		
・		
・		
・		
・		
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】		
・		
・		
・		
・		

3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】		
・		
・		
・		
・		
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】		
・		
・		
・		

## 基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】		
・		
・		
・		
・		
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】		
・		
・		
・		
・		
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】		
・		
・		
・		
・		

## 基準 A. ○○○○

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. ○○○○		
【資料 A-1-1】		
・		
・		
・		
・		
・		
・		

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。